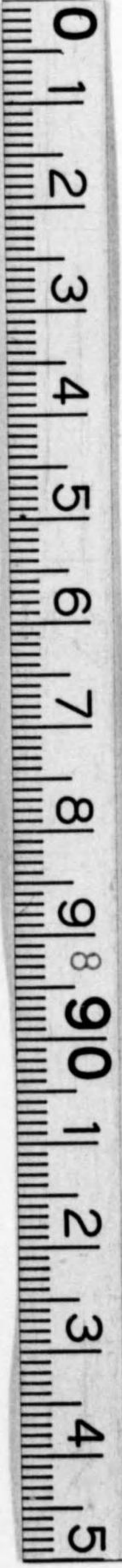


63-206

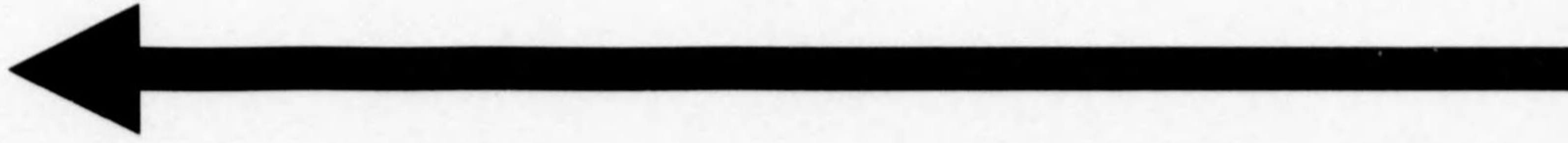


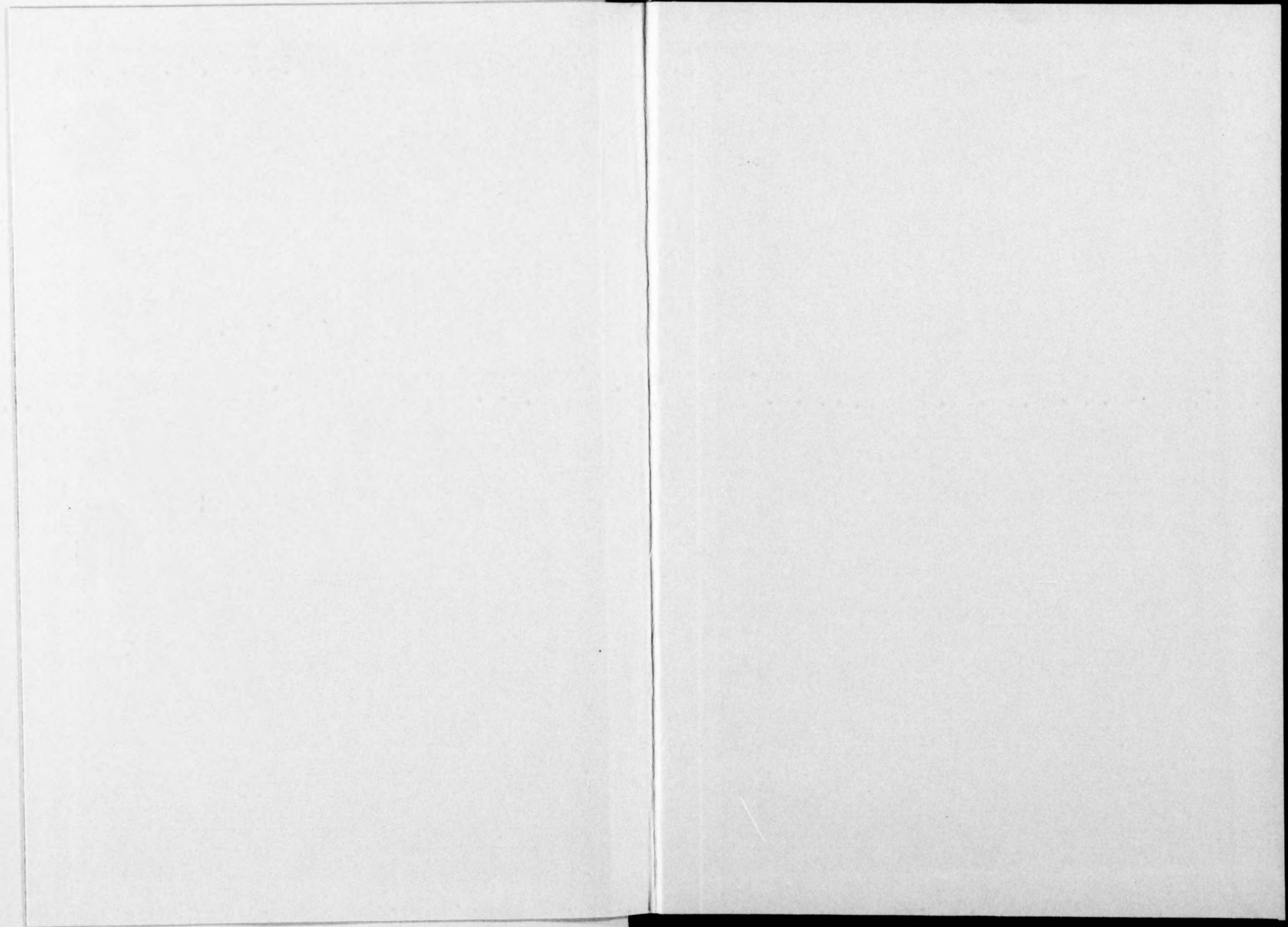
\*1200600231937\*

0  
複写



始





池 N-19

昭和十五年

樺太要覽

樺太廳

貴族

2911

# 樺太要覽

昭和十五年

| 頁   | 行                 | 正                            | 誤                      |
|-----|-------------------|------------------------------|------------------------|
| 一八  | 四、五行ノ間へ           | 降 水                          | 二三八、二二三                |
| 一二二 | 第三表<br>(貸付高)      | 二三八、二一三                      | 二一、七二四                 |
| "   | " (辨濟高)           | 現在は免許を得たるも<br>のほ (昭十五年四月末現在) | 七社                     |
| 一二三 | 四                 | 六社                           | (昭十五年四月〇現在)            |
| 一五七 | 表一、官公立中學校現況       | 三〇                           | 二九                     |
| "   | 同表中真岡中學校教員數       |                              |                        |
| 一六八 | 一二                | 市町村聯合女子青年團                   | 町村聯合女子青年團              |
| 二〇九 | 一二                | 胡 瓜                          | 南 瓜                    |
| 二三九 | 七                 | 九一〇、七三七                      | 九一〇、七五三                |
| 二四〇 | 表鱈製品生賣<br>沙 鱈 泊 居 | 一九三、七六三疋                     | 一九三、七六二疋               |
| 二五九 | 七                 | 南部炭田中南名好川上流地<br>方……………       | 南部名好川炭田中南上流地<br>方…………… |
| 二六七 | 五行 六段             | 四七・一〇                        | 四七・一二                  |
| 二八七 | 欄 外               | 商 業                          | 商 業                    |
| 二九三 | 表、度量衡器販賣者<br>五、六段 | 五、五四三圓 三、二五四箇                | 五五、四三圓 三、二五四箇          |



本書は最近に於ける樺太の事情を紹介せんが爲編纂したるものなり。

昭和十五年十二月

樺太廳長官々房文書課

862311

# 樺太要覽目次

## 第一章 總論

|              |    |
|--------------|----|
| 第一節 領有の沿革    | 一  |
| 松前氏及幕府の樺太探險  | 一  |
| 露國の東侵と南樺太の恢復 | 二  |
| 第二節 經營施設     | 四  |
| 千島樺太交換以前     | 四  |
| 一 幕府時代       | 五  |
| 二 開拓使時代      | 七  |
| 軍政時代         | 八  |
| 一 軍政署時代      | 八  |
| 二 民政署時代      | 九  |
| 第三節 地誌       | 一〇 |
| 位置及面積        | 一〇 |

目次

地勢……………二

地質……………三

第四節 氣象……………四

氣象觀測事業の沿革……………四

概説……………七

氣溫……………七

降水……………八

第五節 地磁氣觀測……………八

第六節 人口……………一〇

戶口……………一〇

國勢調査……………一三

主要市街地……………一三

第二章 行政……………

第一節 樺太廳……………三一

沿革……………三一

組織……………三三

第二節 地方行政……………三九

支廳及支廳出張所……………四一

第三節 自治制度……………四一

沿革……………四二

市町村……………四三

一 概説……………四三

二 市町村會……………四四

三 市參事會……………四六

四 市町村吏員……………四六

市町村の財政……………五〇

第三章 法制……………五〇

第四章 司法……………五三

第一節 沿革……………五三

目次……………三

第二節 裁判所

六三

第三節 供託事務

七一

第四節 刑務所

七三

第五章 警察

第一節 總說

七六

沿革

七六

警察機關の配置

七七

警察官吏の教養

七九

第二節 行政警察

七九

保安警察

七九

警防警察

八一

風俗警察

八一

交通警察

八三

營業警察

八四

經濟警察

八四

第三節 刑事警察

八五

第六章 衛生

第一節 總說

八七

第二節 醫事

八八

醫院

八九

公醫院

八九

醫師、齒科醫師其他

九〇

第三節 治療機關

九〇

第四節 藥事

九一

第五節 海港檢疫

九二

第六節 檢微

九三

第七節 飲料水及水

九三

上水

九三

清涼飲料水

九三

水

九三

|               |     |
|---------------|-----|
| 第八節 屠場及屠畜     | 九四  |
| 第九節 飲食物及其他の物品 | 九四  |
| 牛乳            | 九四  |
| 生肉            | 九五  |
| 飲食物取扱又は製造所の取締 | 九五  |
| 飲食用器具類        | 九五  |
| 第十節 傳染病       | 九六  |
| 第十一節 汚物掃除     | 九八  |
| 第七章 財政及金融     |     |
| 第一節 財政        | 九九  |
| 概説            | 九九  |
| 歳入            | 一〇〇 |
| 一 租税          | 一〇〇 |
| 二 租税外收入       | 一〇五 |
| 歳出            | 一〇七 |

|          |     |
|----------|-----|
| 第二節 煙草專賣 | 一一五 |
| 第三節 金融   | 一二六 |

第八章 交通通信

|            |     |
|------------|-----|
| 第一節 交通     | 一二四 |
| 道路         | 一二四 |
| 鐵道         | 一二五 |
| 一 國有鐵道及自動車 | 一二五 |
| 二 地方鐵道     | 一二九 |
| 軌道         | 一三〇 |
| 乗合自動車      | 一三三 |
| 港灣         | 一三四 |
| 航路         | 一三九 |
| 航路標識       | 一三九 |
| 驛          | 一四〇 |
| 第二節 通信     | 七   |



概説……………一四〇

郵便……………一四二

爲替貯金……………一四三

簡易生命保險、郵便年金……………一四四

第九章 電氣及水道

第一節 電氣事業……………一四七

第二節 水道……………一四七

上水道……………一四七

下水道……………一四九

第十章 教化

第一節 學校教育……………一五三

概説……………一五三

初等教育……………一五四

高等普通教育……………一五五

實業教育……………一五六

師範教育……………一六〇

其の他の教育機關……………一六三

第二節 社會教育……………一六三

概説……………一六三

主なる社會教育團體……………一六六

本島社會教育施設……………一六七

一 青少年教育……………一七〇

二 成人教育……………一七〇

觀覽施設……………一七三

體育……………一七三

第三節 專門學校入學者試驗檢定……………一七五

第四節 史蹟名勝天然紀念物……………一七六

第五節 神社及宗教……………一七六

神社……………一七六

宗教……………一七八

目次……………九

第六節 兵 事.....一九

第十一章 社會事業

一 法令に基く社會事業.....一八三

二 社會事業團體.....一八四

第十二章 殖民及農業

第一節 土地.....一八

第二節 移民.....一九二

交換前の殖民概況.....一九二

露領時代の本島殖民概況.....一九四

領有後に於ける殖民概況.....一九五

第三節 農業.....二〇三

概説.....二〇三

現状及施設.....二〇四

第四節 畜産.....二一〇

第十三章 林業

第一節 總説.....二六

第二節 林政.....二七

第三節 造林.....二九

第四節 森林經營調査.....三三

第五節 土地利用基本調査.....三七

第六節 森林の利用.....三九

第七節 大學演習林.....三一

第八節 官行斫伐.....三三

概説.....三三

一 事業の開始.....三三

二 事業の計畫.....三四

事業の概況.....三四

第十四章 水産業.....三五

第一節 總説.....三五

第二節 漁業並水産製造……………二五八

第三節 蕃殖保護……………二四九

第四節 水産物検査……………二四九

第五節 水産に關する組合……………二五一

第十五章 鑛業

第一節 總説……………二五八

鑛業制度……………二五八

鑛務行政の狀況……………二六一

第二節 鑛物……………二六三

石炭……………二六三

海綠石……………二六七

柘榴石……………二六九

金屬鑛物……………二六九

第三節 鑛業……………二七〇

稼行炭礦の現況……………二七〇

石炭低溫乾溜工業……………二七三

鑛業の將來……………二七三

第十六章 工業

概説……………二七五

パルプ……………二七六

醸造業……………二七六

罐詰業……………二七九

其の他の工業……………二七九

第十七章 商業

概説……………二八一

貿易……………二八六

商工會議所……………二八九

度量衡……………二九二

第十八章 產業試驗

第一節 中央試驗所の沿革.....二九五

    事 業.....二九七

    組 織.....二九九

第二節 試驗部門.....二九九

    農 業.....二九九

    畜 産.....三〇一

    林 業.....三〇八

    水 産.....三〇九

    化學工業.....三一六

第十九章 土 人

第一節 總 覽.....三四一

第二節 種族及戶口.....三四二

第三節 風俗習慣.....三四三

概 說

衣 食 住.....三四三

社會及家族關係.....三四六

經濟及法律關係.....三四七

娛樂及祭禮.....三四八

第四節 文 化.....三四九

    教 育.....三五二

    衛 生.....三五三

第五節 産 業.....三五三

第六節 救 恤.....三五三

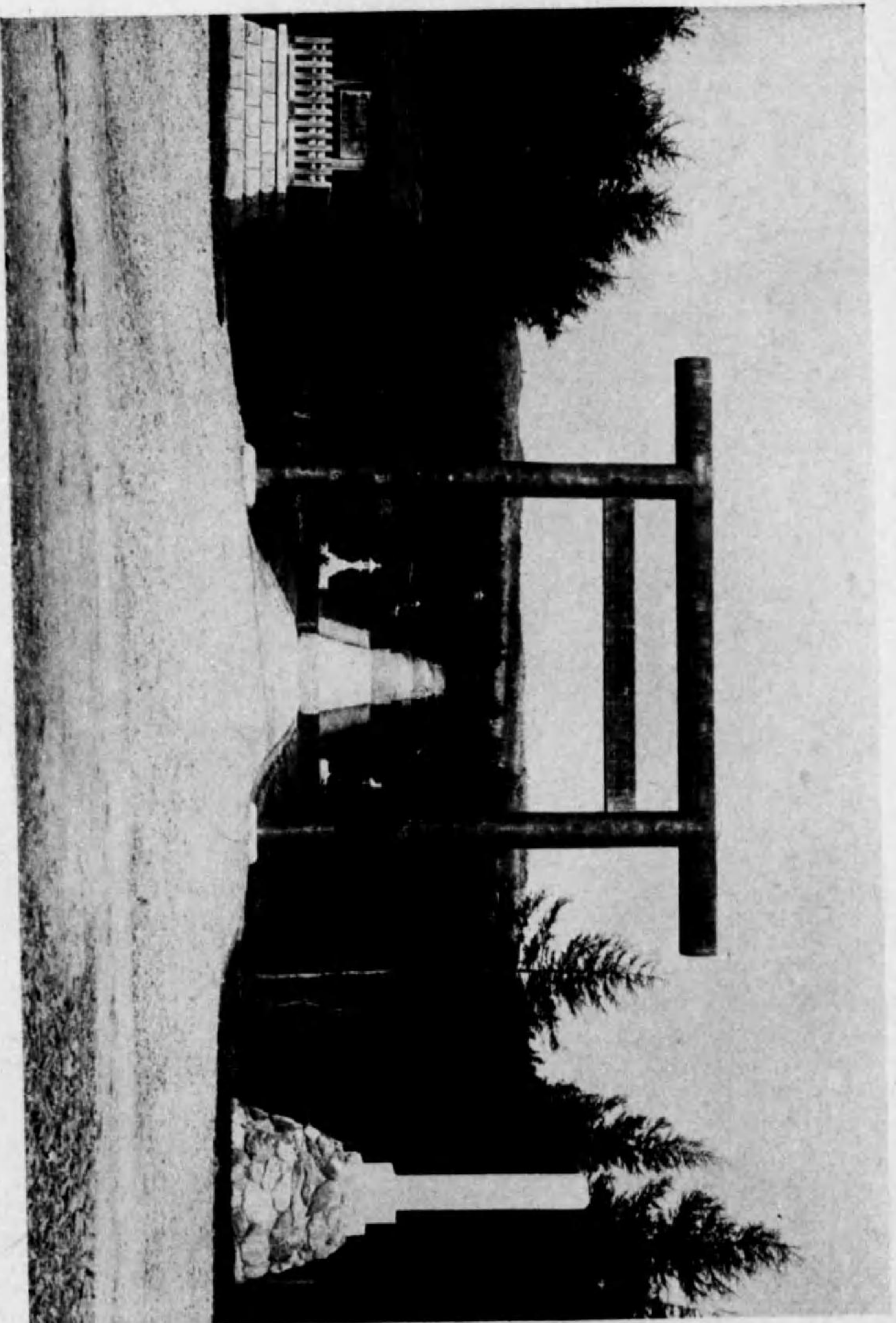
第七節 指導要項.....三五三

寫真目次

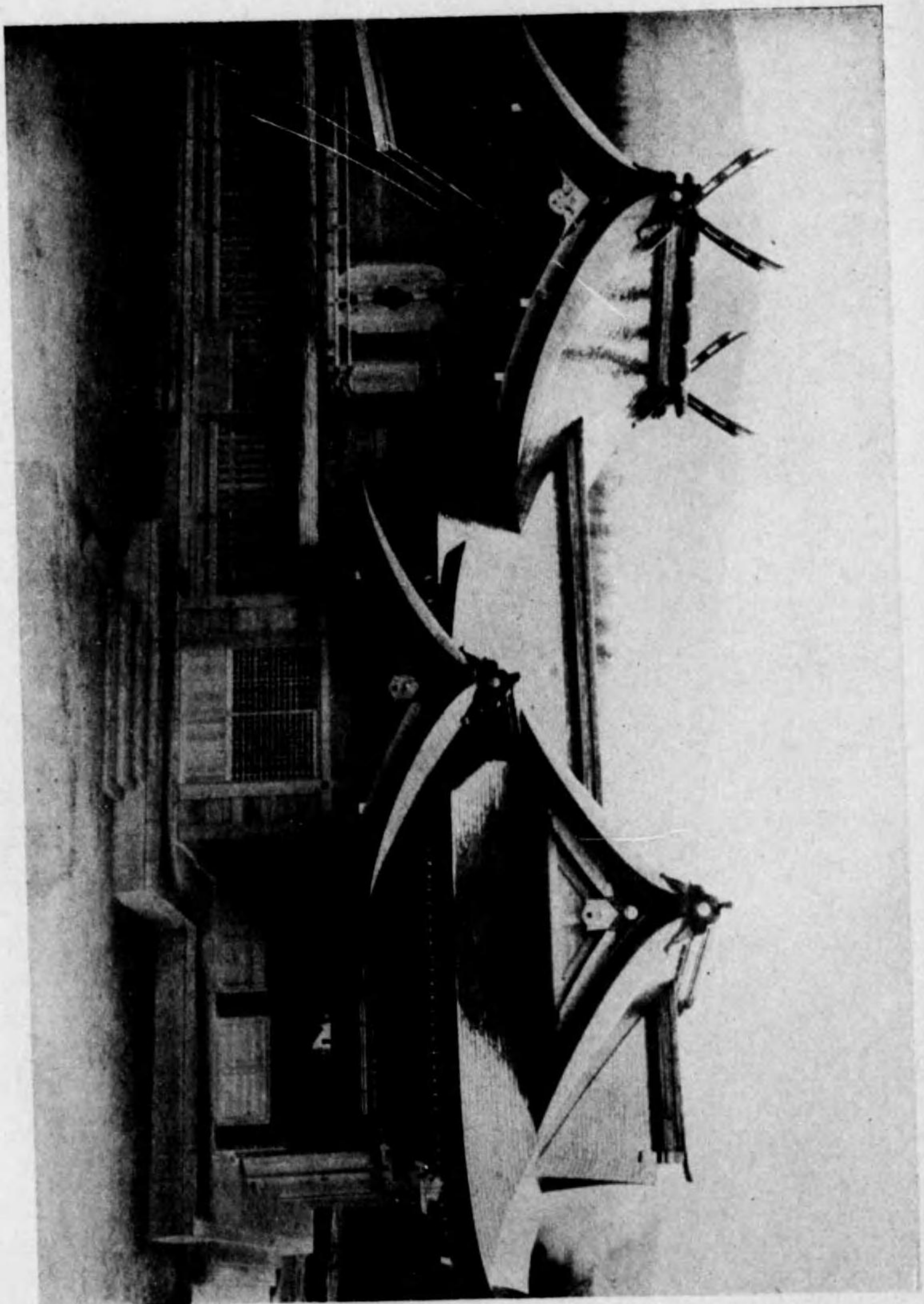
- 官幣大社樺太神社
- 樺太護國神社
- 國境伐開及國境標

目次

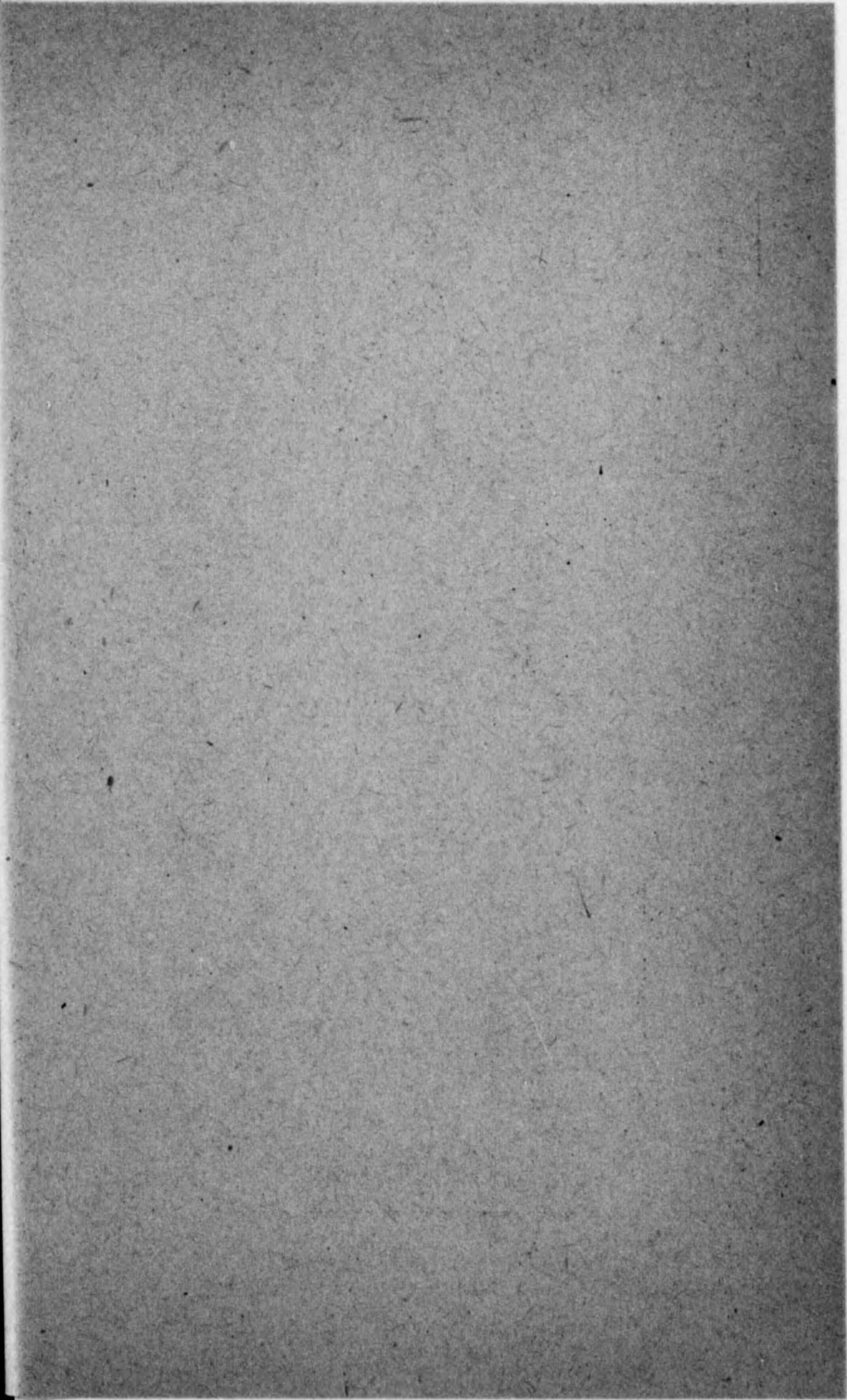
- 樺太地方裁判所
- 樺太廳博物館、樺太廳師範學校
- 樺太廳豊原中學校、樺太廳豊原高等女學校
- 樺太廳拓殖學校、同校實習場
- 北海道拓殖銀行豊原支店、豊原商工會議所
- 稚泊連絡船宗谷丸
- スハキ 1 場(其ノ一及其ノ二)
- 耕 作(其ノ一及其ノ二)
- 牛の放牧、養狐場
- 伐木、木材の流送
- 鯨漁、氷下魚漁
- 蟹の陸揚、鱈の陸揚
- 臘納獸、ロツペン鳥

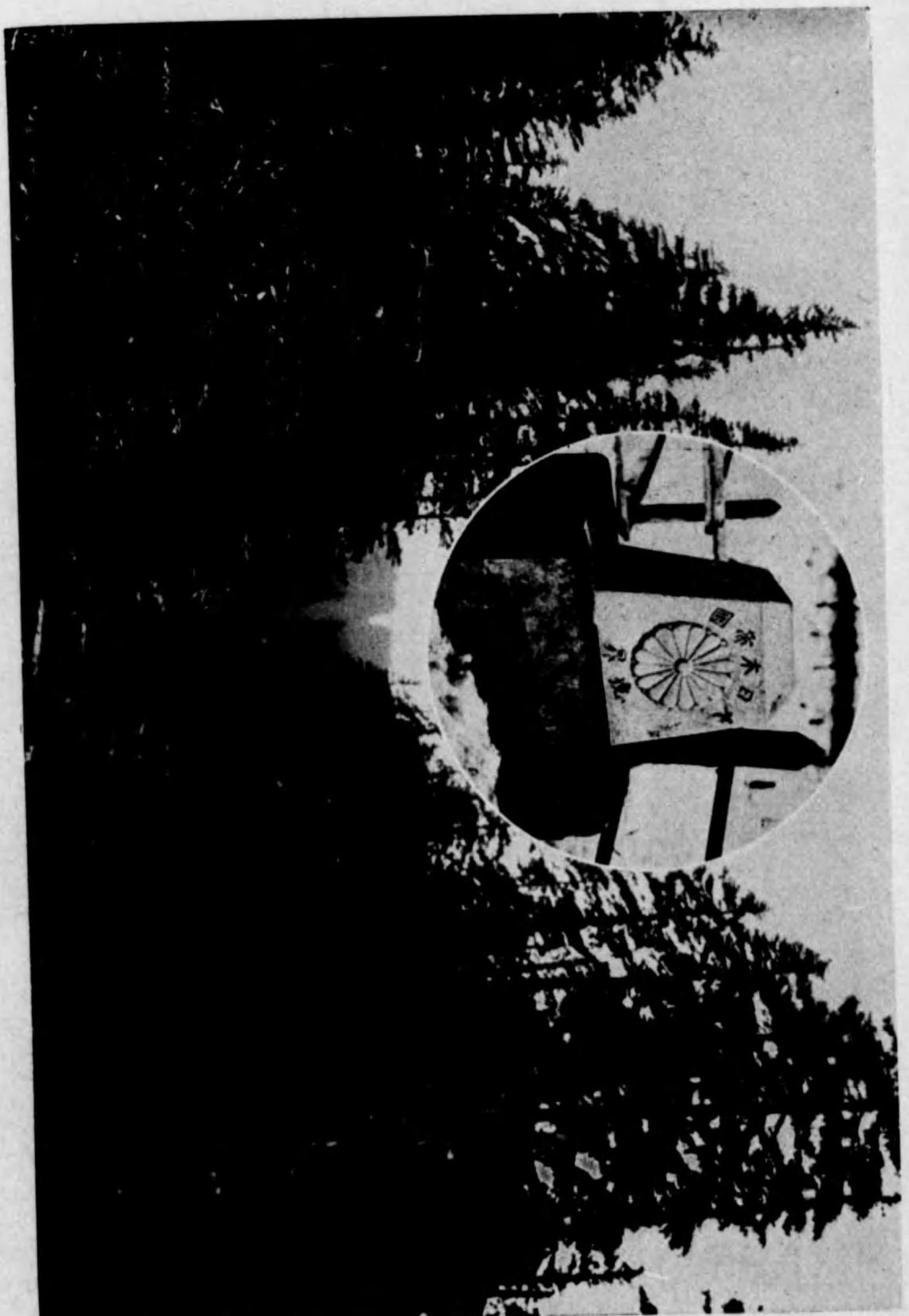


社神太樺社大幣官

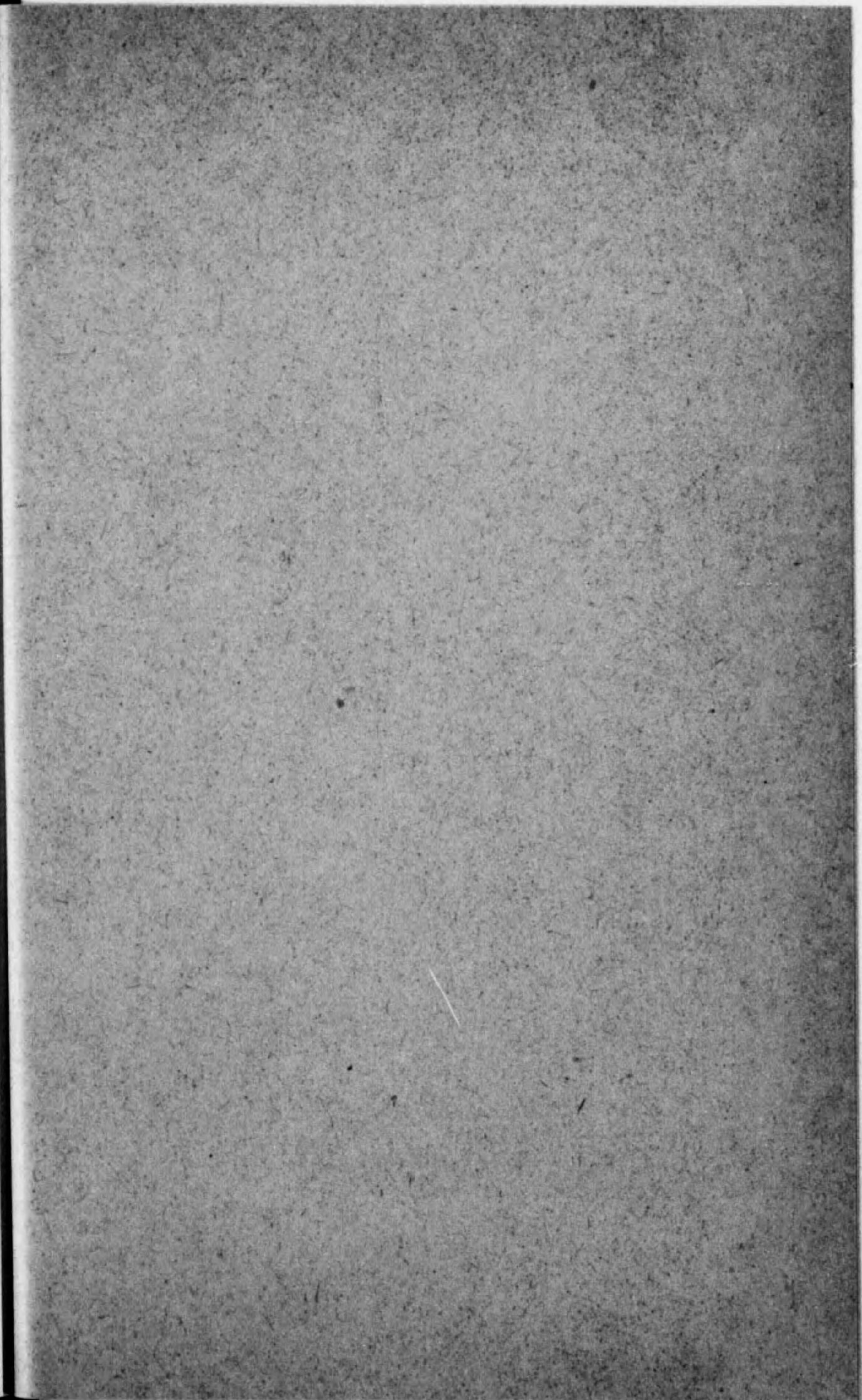


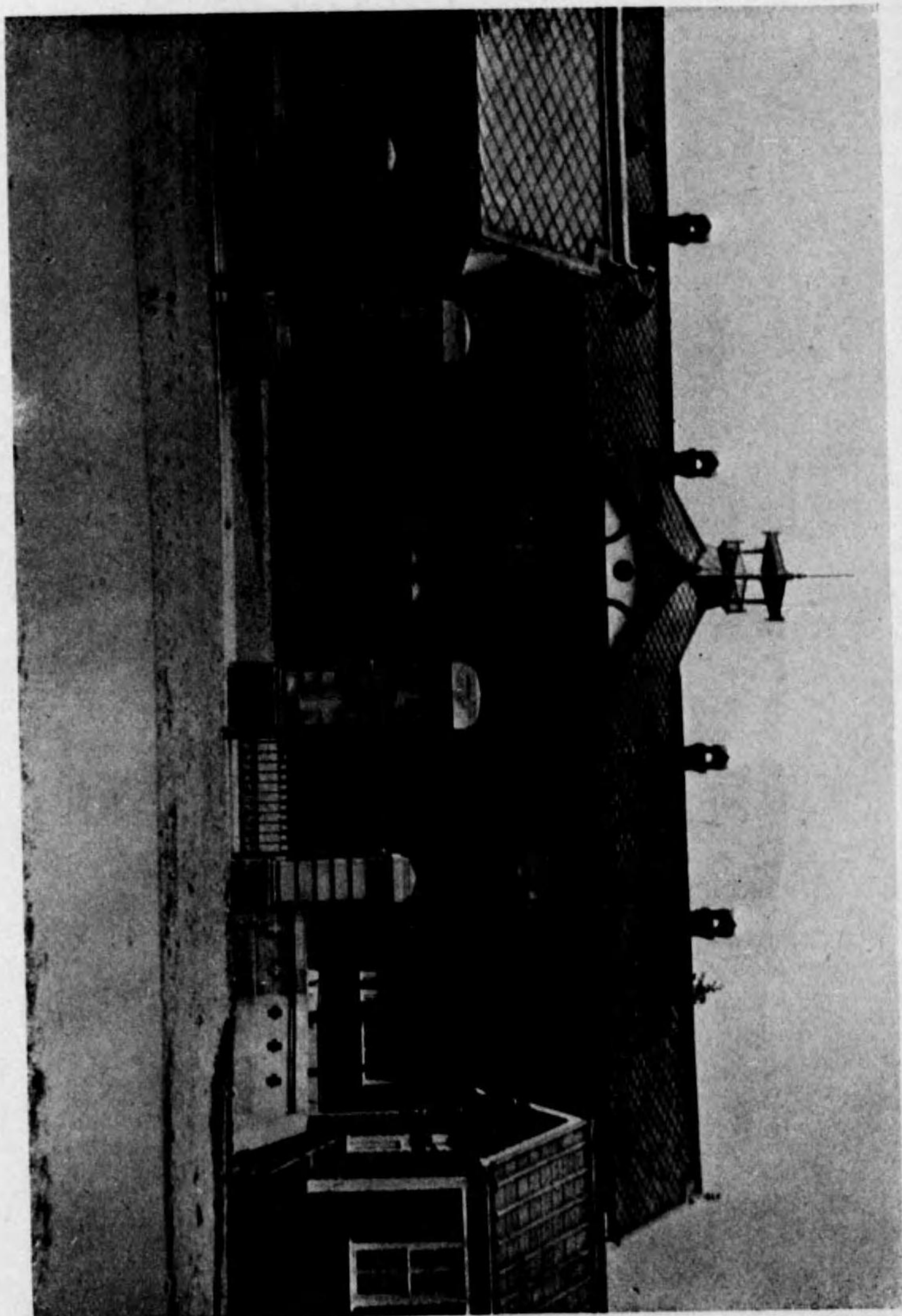
社 神 國 護 太 樺



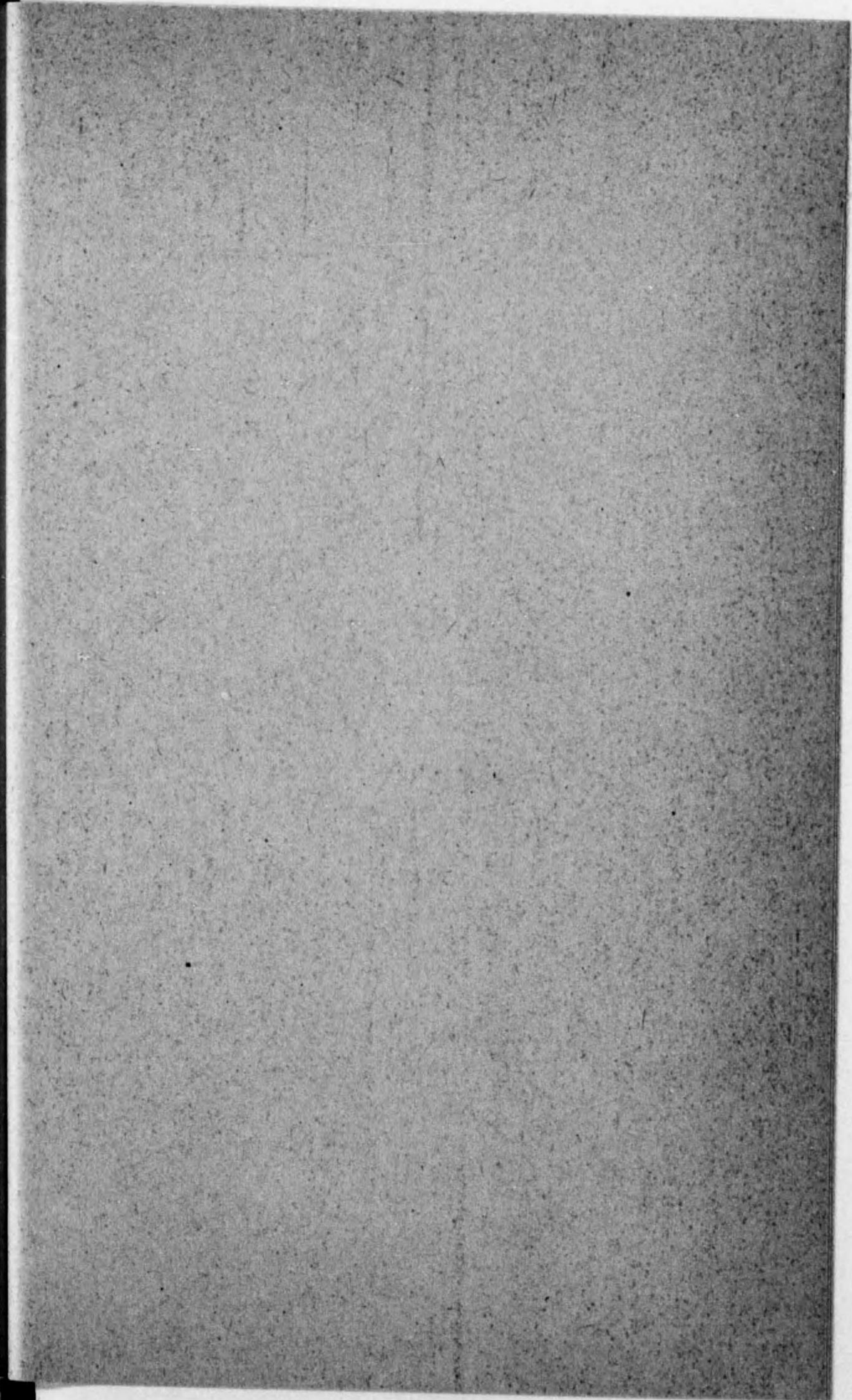


標 境 國 及 閉 伐 境 國





所 判 裁 方 地 太 權



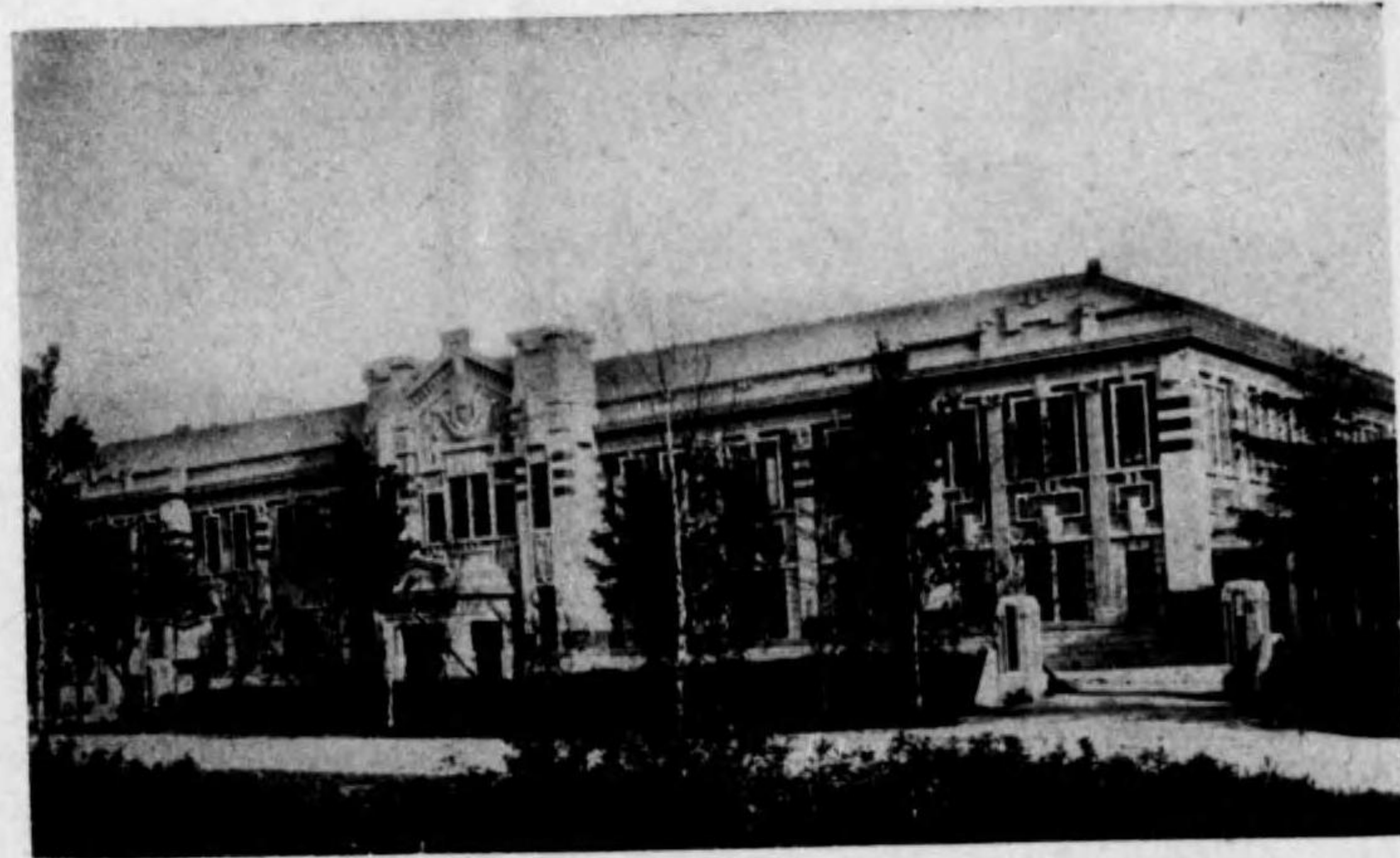




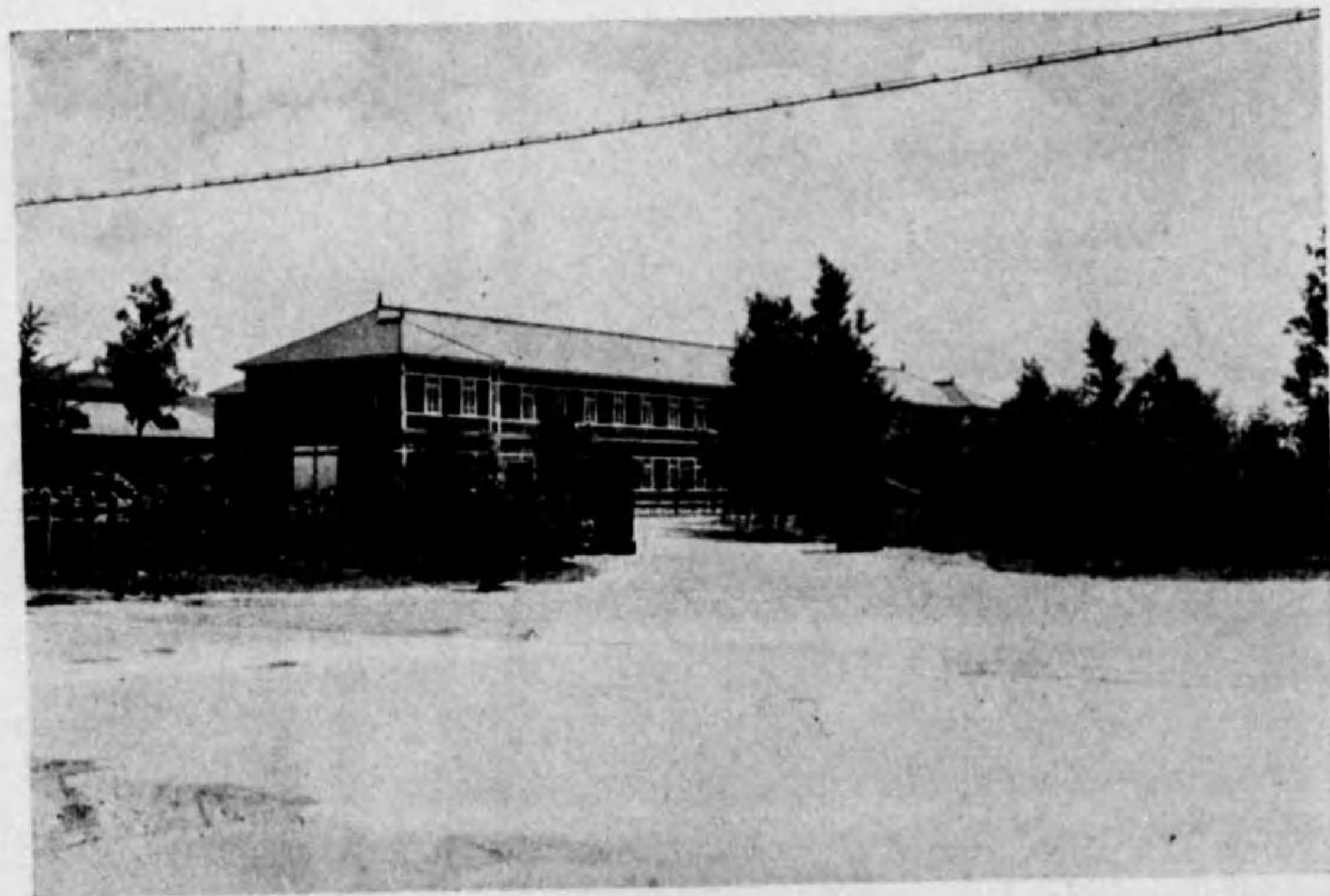
樺太廳博物館



樺太廳師範學校



校學中原豐廳太樺



校學女等高原豐廳太樺



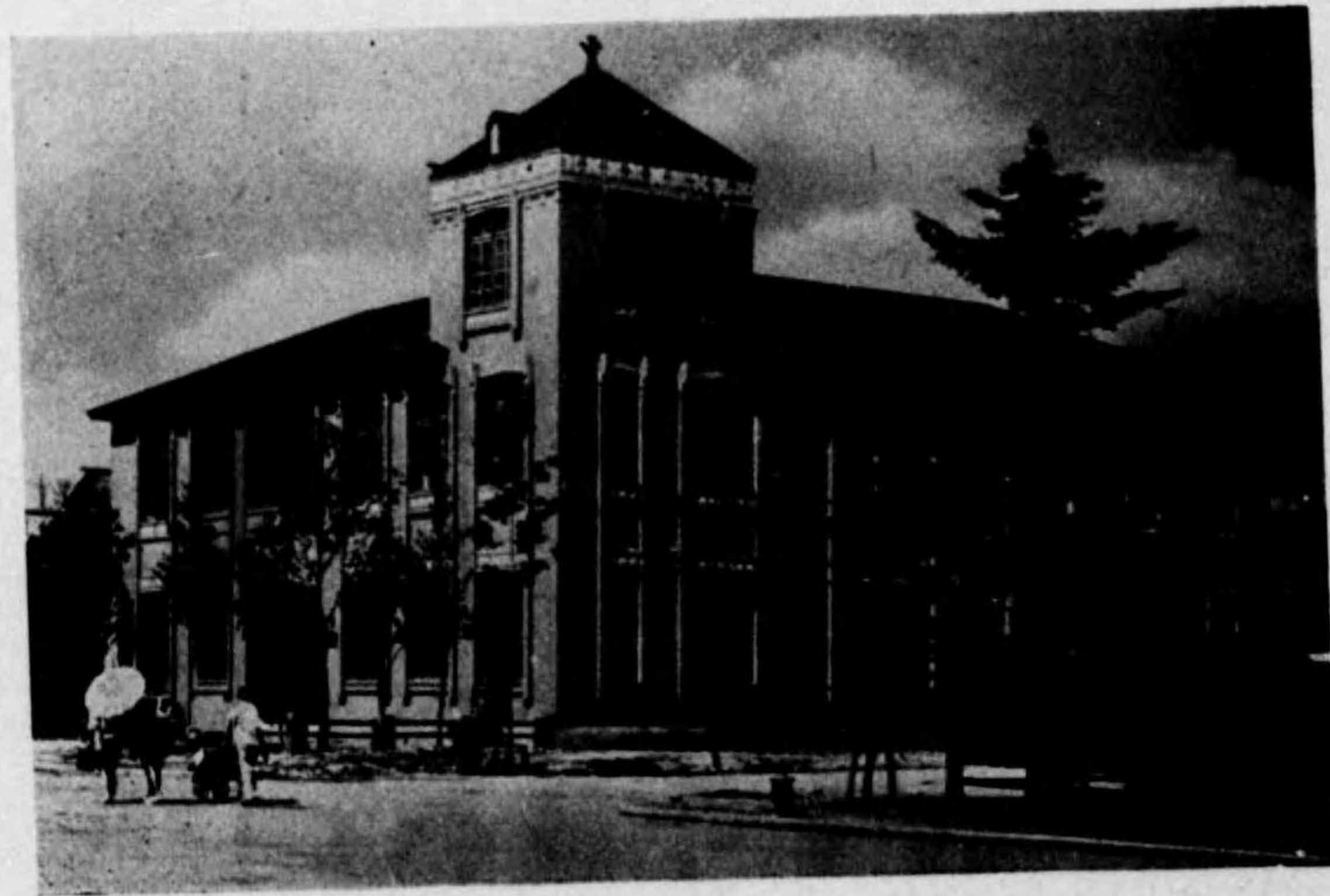
樺太廳拓殖學校



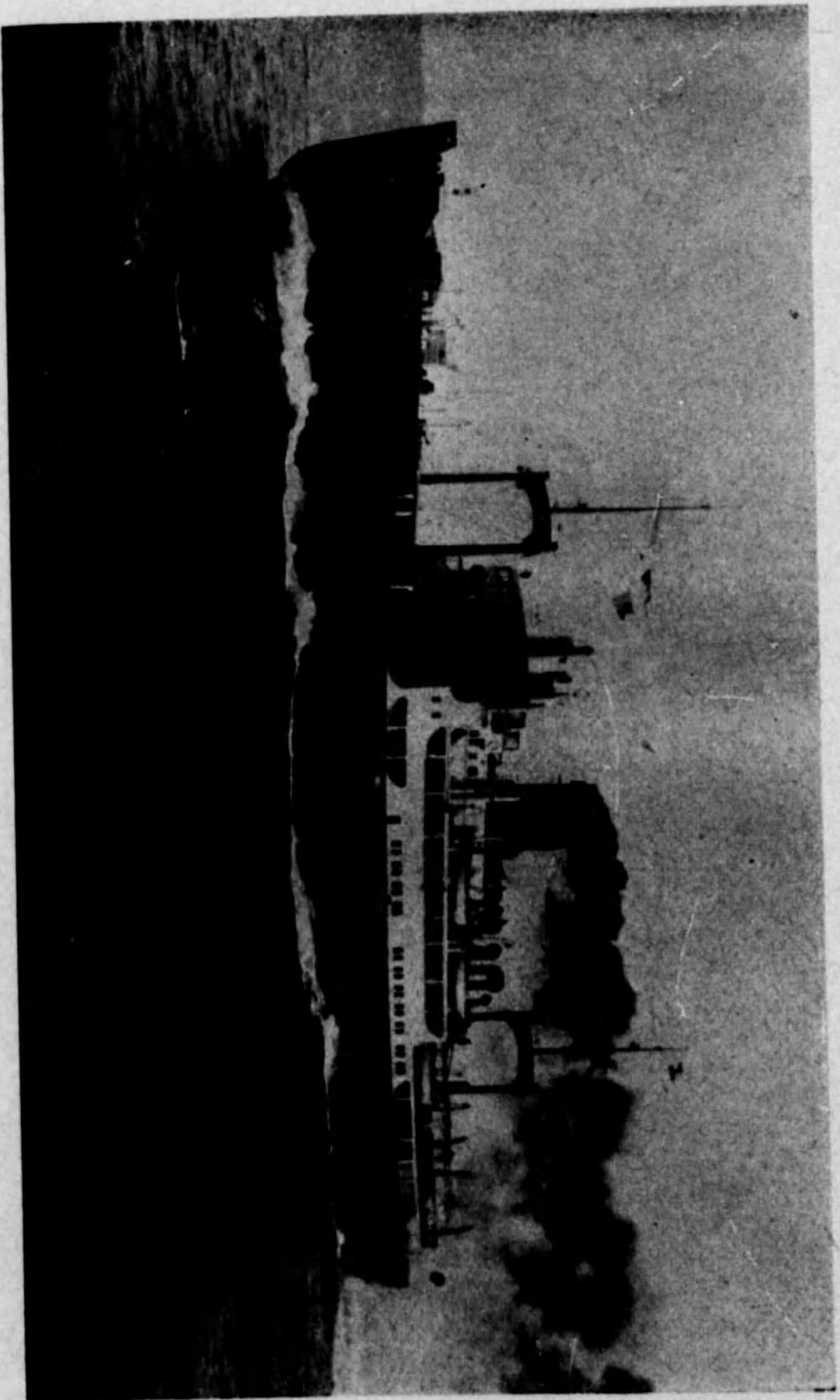
同校實習場



店支原豐行銀殖拓道海北



所議會工商原豐



（圖一七五三 附本報） 丸 谷 宗 船 終 連 泊 雅



(一ノ共) 場一キス



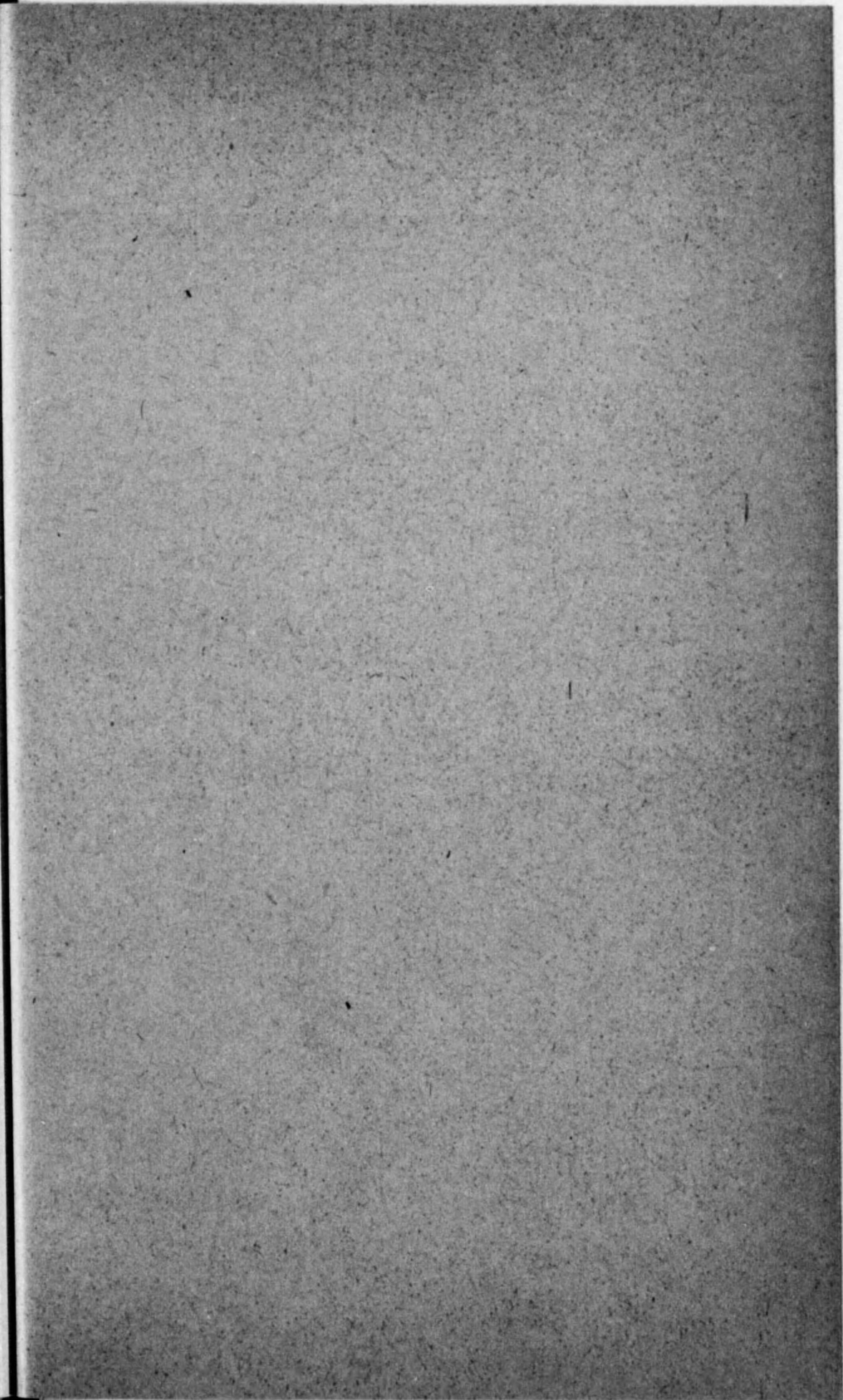
(二ノ共) 場一キス



(一ノ其) 作 耕

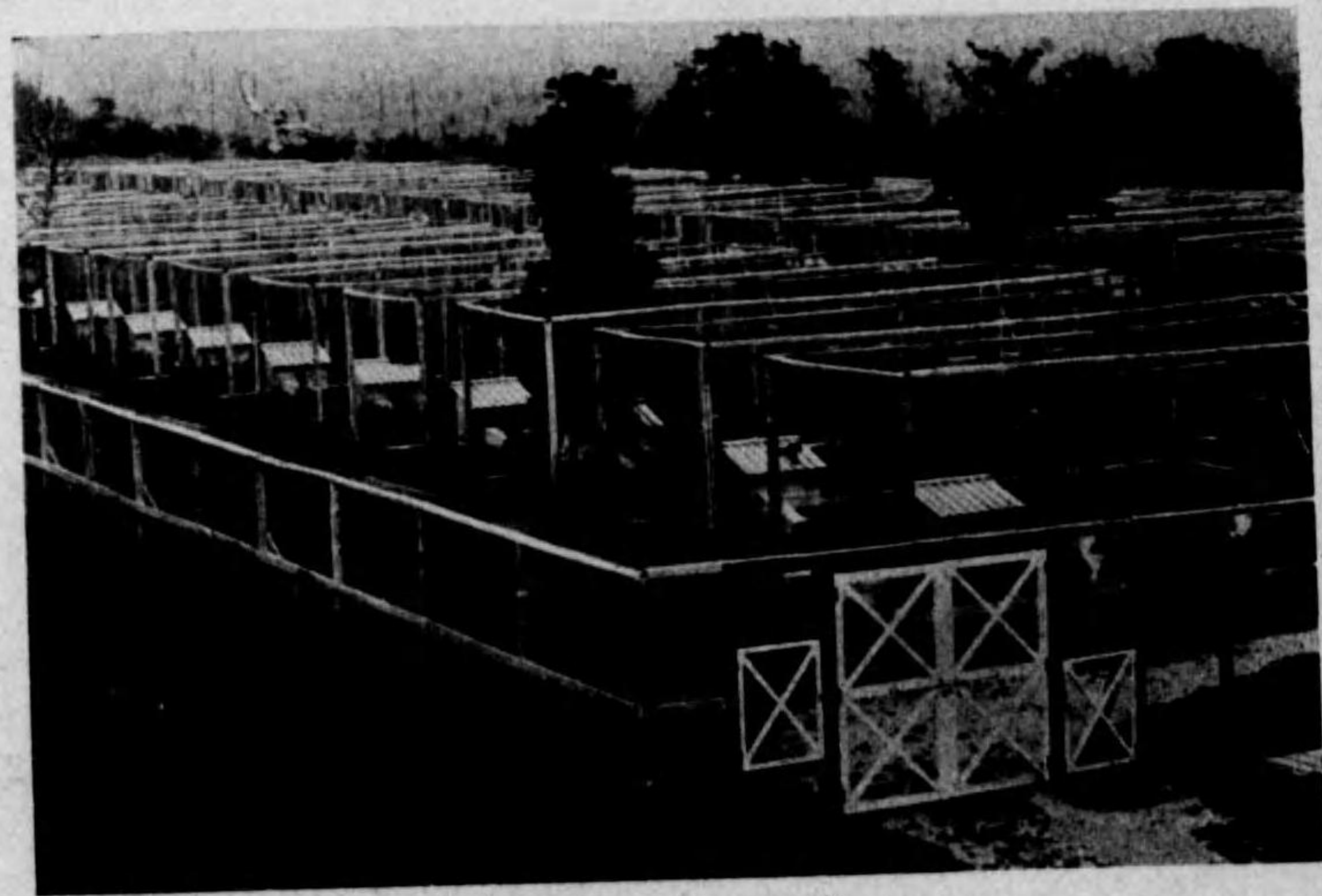


(二ノ其) 作 耕





牛の放牧



養狐場

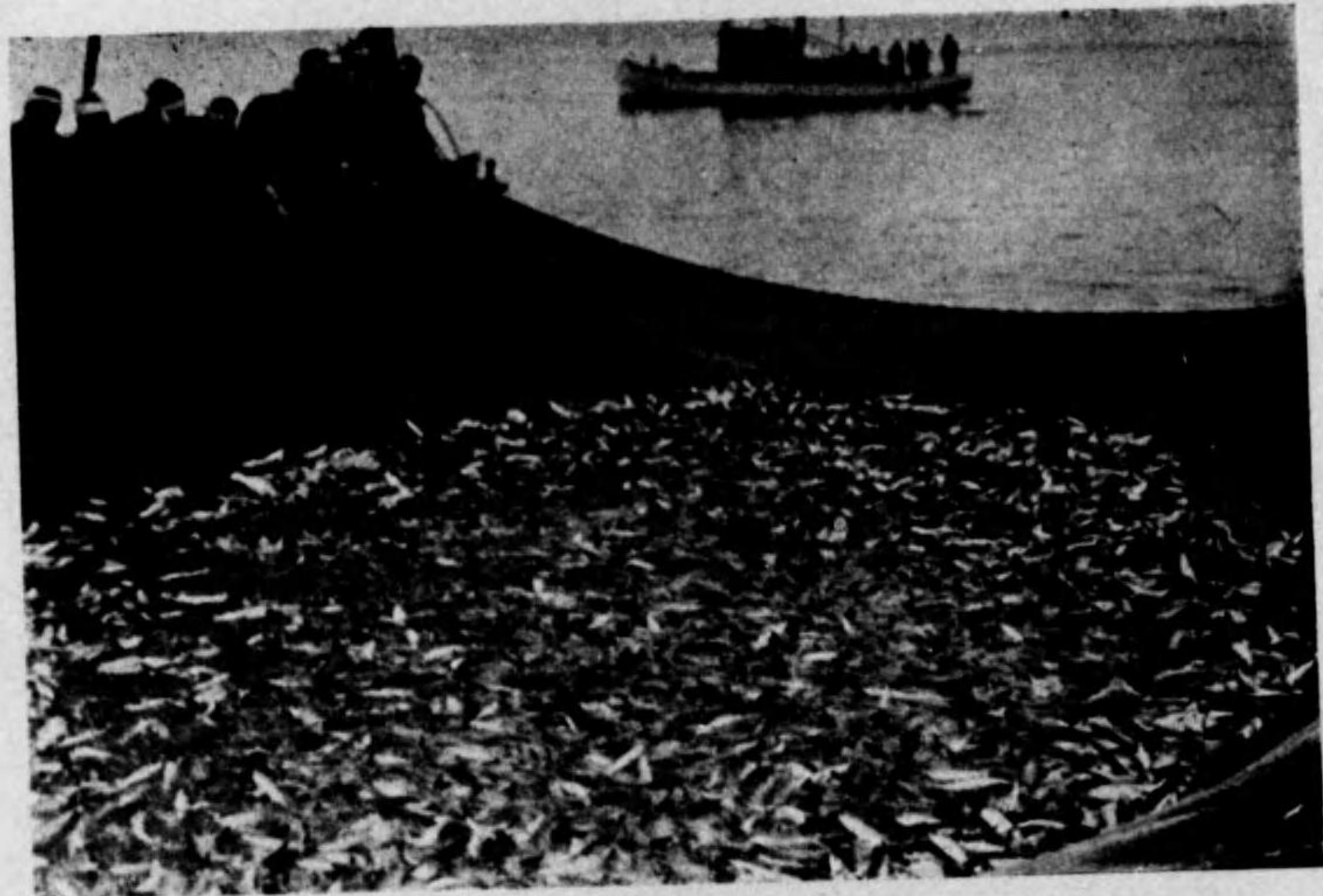




木 伐



送 流 の 材 木



漁 鯧



漁 魚 下 氷



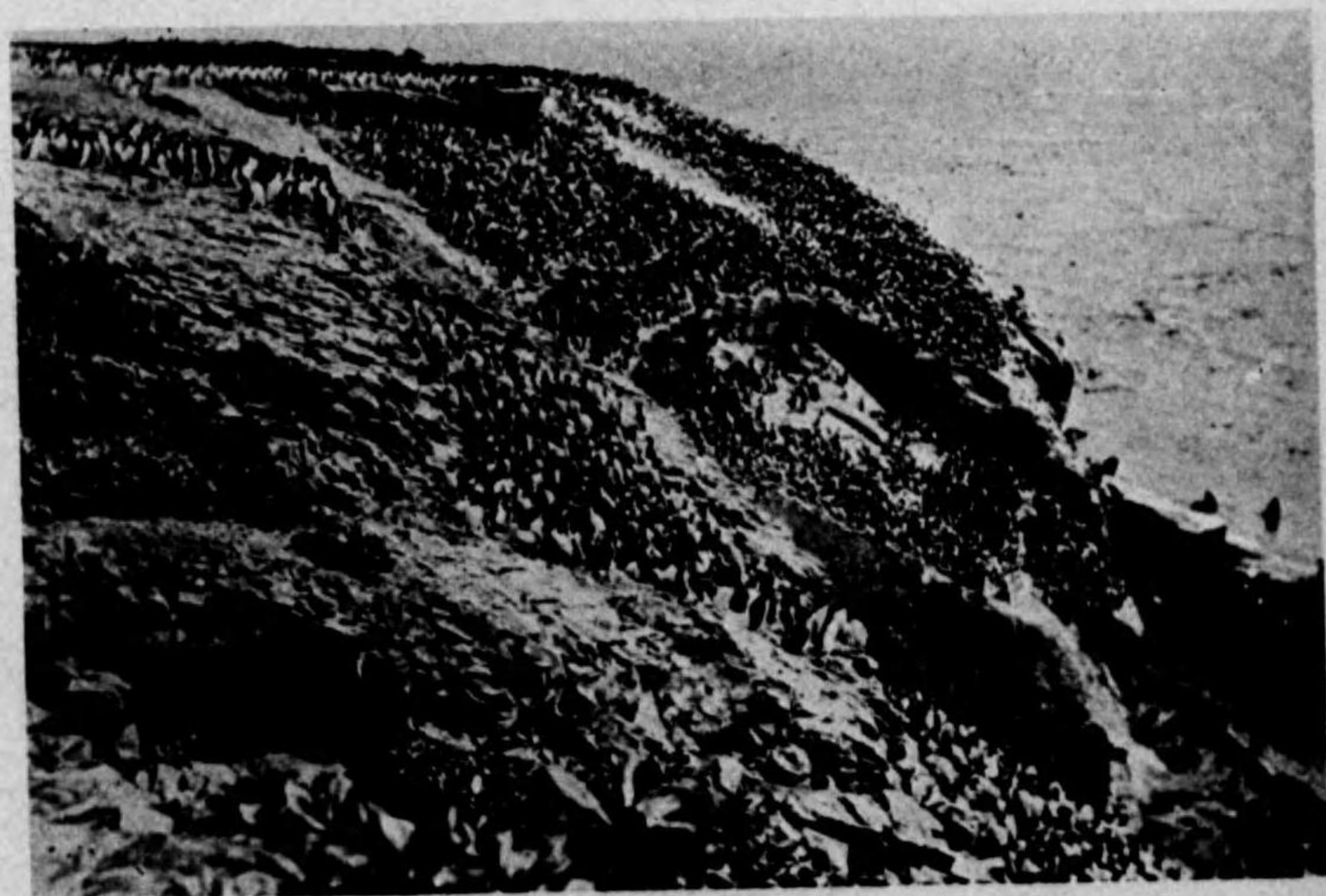
蟹の陸揚



蟹の陸揚



獸 胎 臘



鳥 ン 六 ツ ロ

# 樺太要覽

## 第一章 總論

### 第一節 領有の沿革

#### 松前氏及幕府の樺太探險

樺太古代の状態に關しては文献の徵すべきものなしと雖も自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へしアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に蕃殖せるニクブン、オロツコ等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の歸屬に關しては史上明確を缺くと雖も之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣し樺太を視察探險せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠から

ざるのみならず奥羽地方より渡來し漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラヌシ(白主)、クシユシコタン(大泊楠溪)等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏と雖も僅かに漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北陲に於ける露國との交渉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相踵ぎ特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言献策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺謨歴代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出し、更に清國と尼布楚條約を結びスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年(元祿二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黑龍州及沿海州を略し一八五八年(安政五年)愛琿條約を締結して黑龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を斡旋したるの故を以て烏蘇里江以東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉り北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危態斯くの如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯名あるのみにして其の實之に伴はず。勸察加を根據とせるコサツクは千島列島竝に

樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黑龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入し漸次南下せり。

露國は斯くして其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求め來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督プウチャチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。我が交渉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左衛門尉聖謨にして、プウチャチンは千島の擇捉以北及亞庭灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず爲に交渉遅々として抄らず荏苒三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擇捉以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞で一八五九年(安政六年)東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛琿條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。

越えて一八六一年(文久元年)我國は修交のため國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。此の交渉に際し露國は初め樺太露領を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相讓ら

ず、依て翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年(慶應二年)再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年(明治五年)露國代理公使ビオツォフ來りて樺太に關し協定を試みる所ありしも議熟せざりき。

外務卿副島種臣は樺太の買收を提唱し力説大いに努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太拋棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年(明治七年)駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年(明治八年)遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如くなるも、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下し朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年(明治二十八年)十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙世人の耳目に新たなる所なり。

## 第二節 經營施設

### 千島樺太交換以前

#### 一 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當りクシユンコタン(大泊楠溪)、シラヌシ(白主)等に勤番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閑却すべからざるを高唱せり。依て幕府は天明五年勅定奉行松平秀持等を派遣し蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なるを以て書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書し當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察役として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正養、大河内政壽及三橋成方等を配する外幕府に蝦夷地掛を置き老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずることとなり蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安藝守正養を奉行に任じ松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄となし、翌文化五年松

田傳十郎及間宮林藏に命じ樺太を調査檢分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ。即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争のため極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて、松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を獎勵する等銳意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀織部正利熙を奉行に任じたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し遂に翌安政二年松前氏に命じ再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬シクシユンコタン(大泊楠溪)に調役を、シラヌシ(白土)、西トシナイ(眞岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を獎勵する等經營大いに努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

## 二 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍從清水谷公考を總督に任じ箱館奉行に代らしめたるが、閏四月之を廢し箱館府となし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置いて鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月權判事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設け樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷を北海道と改稱す)樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し銳意土人の撫育産業の開發に努め、治績稍見るべきものありたるが偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知し機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如ハツゴドマリ(大泊榮町)に強行上陸し、我が勸告を肯せず暴逆を振舞ひ毫も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉惶上京し北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大いに努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしとなし樺太の積極的施設を肯せず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、權判官長



谷部辰連、岡本監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシユンコタン（大泊楠溪）の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきもなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太拋棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

### 軍政時代

#### 一 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持するため臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ（大泊）に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域は數個の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任す。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ（大泊）に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ（豊原）、ガルキノウラスコエ（落合）、マウカ（眞岡）の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

#### 二 民政署時代

民政署は樺太占領草創に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク（同年九月コルサコフに移轉）に、支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ポロアントマリ（大泊）、ベルワヤバージ（一ノ澤）及其の附近に民政を布きたるに始まる。

民政署は明治三十八年勅令第五百十六號「占領地民政署ノ職員ニ關スル件」に依り編制せられ、民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官（後樺太守備隊司令官以下同じ）は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定め民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督し立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に屬し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見、新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政支署及支署出張所を示せば左の如し

| 民政署   | 民政署支署         | 支署出張所           | 設置年月日        |
|-------|---------------|-----------------|--------------|
| 樺太民政署 | コルサコフ(大泊)支署   | ルウタカ(留多加)出張所    | 明治三十八年八月二十八日 |
|       | ウラジミロフカ(豊原)支署 | ボロアントマリ出張所      | 明治三十八年九月十四日  |
|       | マウカ(真岡)支署     | ナ イ ヨ ロ (内路)出張所 | 明治三十八年九月十四日  |
|       |               | クスンナイ(久春内)出張所   | 明治三十九年七月二十五日 |
|       |               |                 | 同 三十八年十月二十五日 |
|       |               |                 | 不詳           |

斯くて新領土の庶政其の緒に就き明治四十年三月勅令第三十三號を以て樺太廳官制公布せられ同年三月三十一日限り軍政を廢し、四月一日より樺太廳設置せらる。

### 第三節 地誌

#### 位置及面積

樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は間宮海峡を隔て、沿海州に對し、南

端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し峽間約四十三軒の宗谷海峡を隔て、北海道宗谷岬と相呼應す。北部は北緯五十度を以てソ聯邦薩哈唎州と境し延長四五・六軒、幅員二七・五軒乃至一五七軒其の面積三六・〇九〇・三方軒にして臺灣より稍大なり。

#### 地勢

本島は地貌及地質に因り之を東部山地帯、中央低地帯及西部山地帯の三地帯に區分するを得べし。西部山地帯 西部山地帯の脊梁を成せる山脈は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連続す。本山脈は五十度以南に在りては四十九度半附近に於て屹然高峰を爲す。四十八度以南に在りては眞縫、久春内附近に於て最も低しと雖も南下して再び野田寒岳、留多加山等の高峰を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地蜿蜒として起伏し、西海岸鷓城地方及東海岸登帆より眞縫に至る間に於ては是等丘陵性山地を貫きて迸出せる火山岩より成れる高峰南北に併立し直ちに海に臨めり。

東部山地帯 東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没し南北に二分せらる。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く、西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘は北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南半は鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊梁と爲り、南は楠溪高原、東南は富内、地邊讚等の諸湖を湛へたる遠淵低地を以て一度斷絶し、再

び中知床半島を起し山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。

中央低地帯 中央低地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、幌内川口附近より榮濱附近迄の間は海面下に没し南北二帯に分たる。北中央低地帯はツイミ、幌内兩河の流域にして其の長さ約二百八十軒、五十度以南邦領に屬する部分は長さ約百十二軒、幅約二十軒乃至三十二軒とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘇苔類密生し、倭少なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き増段的平地なり。然れども幌内川及其の支流の兩岸にはドロ柳、椴松、蝦夷松及落葉松等叢生し、或は増段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯くの如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒茫たる濕地なりと雖も其の地方に居住するオロツコ族及ニクブン族に對して馴鹿の好放牧地なり。南中央低地帯は榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約八十八軒に亘れる平野にして、北中央低地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾し幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なるものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌内川、知取川、内淵川、亞庭灣に注ぐものには鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに北名好川、惠須取川、名寄川、泊居川、野田川、椎内川等あり。

湖沼 西部山地帯の東側には白鳥湖、西側には雄武洞沼、來知志湖、東部山地帯の西側には北部

に於て多來加湖、南部に於て富内湖、遠淵湖、和愛湖、池邊讚湖等あり。

地質

邦領樺太を構成する地質及岩石は左の如し

(一) 水成岩

- 一 古生界
  - 〔神威古潭系〕 硅岩、絹雲母片岩、角閃岩、綠泥片岩、輝岩、紅籬片岩等
  - 〔秩父系〕 硅岩、砂岩、粘板岩、石灰岩、輝綠岩、變岩、硬砂岩等
- 二 中生界
  - 白堊系 砂岩、頁岩、變岩、凝灰岩、泥灰岩等
- 三 近世界
  - 〔第三系〕 砂岩、頁岩、變岩、泥灰岩、凝灰岩、集塊岩等
  - 〔第四系〕 砂、礫、粘土、泥炭等
- 〔深成岩〕 花崗岩、閃綠岩、斑禰岩、橄欖岩等
- 〔迷出岩〕 玄武岩、安山岩、琉紋岩、石英粗面岩等

(一) 東部山地帯

東部山地帯を構成する岩石は主として神威古潭系及秩父系の岩石にして就中東北山脈は主として秩父系の岩石より成り、鈴谷山脈の北半は神威古潭系の岩石、其の南半は秩父系の岩石其の大部分を占め、處々に石灰岩を介在し、花崗岩、橄欖岩及閃綠岩等の迷出せるものあり。

(二) 西部山地帯  
 西部山地帯の脊梁を爲す中央山脈を構成するものは主として白堊系の岩石にして本島の中央部を略南北に縦貫し、之より西方は漸次高さを減じ廣大なる石炭層及石油層を胚胎する第三系より成れる臺地的地形となり、處々に火成岩の迸出ありて地形の單調を破れり。

(三) 中央低地帯  
 中央低地帯は主として第四系に依り構成せられ、北中央低地帯は幌内河畔の一部に迸出せる火成岩の外堅硬なる岩石なく厚層の泥炭、粘土、砂及礫等より成り、南中央低地帯は主として粘土、砂及礫等より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 一種特別なる本島の地形は前記岩石の分布と密接なる關係あるを知るべし。即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界及白堊系の岩石等長く南北に連亘し、永年の削磨作用に耐へ高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩石の分布に左右せられ、南北に延亘せる地形を成せるものにして同時に主要河川も亦此等山脈及岩質に左右され殆ど全部南流或は北流す。

### 第四節 氣象

#### 氣象觀測事業の沿革

邦領前樺太に於て繼續し稍秩序的に氣象觀測の行はれしは一八八一年(明治十四年)以降にして、一八九三年西能登呂岬に、一八九六年眞岡に、一八九八年内路、敷香、東白浦、落合、留多加等に觀測所を配置せり。

越えて明治三十八年南樺太邦領に歸するや、臨時觀測所官制の公布に依り同年十月コルサコフ(大泊)に第十臨時觀測所を設置したり。之本所の創始にして本島氣象觀測の一紀元を劃するに至れり。當初中央氣象臺の所屬なりしが、明治四十年四月樺太廳の開廳と共に同廳所屬となり、島内各地に支所及簡易觀測所を設置し觀測を繼承し今日に及べり。

樺太觀測所及簡易觀測所の名稱及位置左の如し

| 名稱     | 地名  | 東經      | 北緯     | 創立年月     |
|--------|-----|---------|--------|----------|
| 樺太廳觀測所 | 大泊  | 一四二・四六分 | 四六・三九分 | 明治三十八年十月 |
| 敷香支所   | 敷香  | 一四三・〇七分 | 四九・一四分 | 同 四十年九月  |
| 眞岡支所   | 眞岡  | 一四二・〇三分 | 四七・〇三分 | 同 四十年十一月 |
| 落合支所   | 落合  | 一四二・四七分 | 四七・二〇分 | 同 同上     |
| 本斗支所   | 本斗  | 一四一・五二分 | 四六・四〇分 | 大正九年一月   |
| 安別支所   | 安別  | 一四二・〇九分 | 四九・五九分 | 同 十一年十月  |
| 惠須取支所  | 惠須取 | 一四二・〇二分 | 四九・〇五分 | 昭和十四年二月  |
| 内路支所   | 内路  | 一四二・五八分 | 四九・〇六分 | 同 十二年二月  |

|          |         |         |         |         |         |          |          |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 海豹島      | 西能登呂    | 白浦      | 富内      | 久春内     | 名好      | 海馬島      | 留多加      | 雨龍     | 好仁     | 逢坂     | 泊居     | 元泊     | 知取     | 氣屯     | 豐榮     | 上喜美内   | 彌滿     | 美保     | 小能登呂   | 珍内     |   |
| 簡易観測所    | "       | "       | "       | "       | "       | "        | "        | "      | "      | "      | "      | "      | "      | "      | "      | "      | "      | "      | "      | "      | " |
| 一四四・三八   | 一四二・〇五  | 一四二・三二  | 一四三・一〇  | 一四二・一二  | 一四二・〇七  | 一四一・一五   | 一四二・三一   | 一四二・一九 | 一四一・五〇 | 一四二・一三 | 一四二・〇五 | 一四二・三七 | 一四二・四七 | 一四二・四五 | 一四二・二〇 | 一四二・五二 | 一四三・二一 | 一四二・三三 | 一四二・〇七 | 一四二・〇六 |   |
| 四八・三〇    | 四五・五四   | 四七・五二   | 四六・五一   | 四八・〇〇   | 四九・二六   | 四六・一六    | 四六・四二    | 四六・二九  | 四六・二七  | 四七・〇三  | 四七・四六  | 四八・一六  | 四八・三八  | 四九・四七  | 四六・四八  | 四六・四九  | 四六・二二  | 四七・二〇  | 四七・一八  | 四八・二四  |   |
| 明治三十九年六月 | 同四十二年六月 | 同四十二年八月 | 同四十二年九月 | 同四十二年十月 | 同四十四年十月 | 同四十四年十一月 | 大正十二年十二月 | 昭和六年一月 | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      |   |
| 上        | 上       | 上       | 上       | 上       | 上       | 上        | 上        | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      | 上      |   |

|     |    |     |    |        |        |       |       |   |   |   |   |
|-----|----|-----|----|--------|--------|-------|-------|---|---|---|---|
| 上敷香 | 能登 | 上敷香 | 能登 | 一四二・五一 | 一四四・一一 | 四九・一八 | 四九・〇七 | 同 | 同 | 上 | 上 |
|-----|----|-----|----|--------|--------|-------|-------|---|---|---|---|

概説

本島は日本海とオホーツク海との間に介在し沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受けるものあり、氣象は地方に依りて種々の狀況を呈せり。然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして中部は山脈に圍まるゝを以て大陸的氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比し氣溫の低きは近海に暖流渺なきを其の一因とするも主として亞細亞大陸の影響を受けることに因る。近海寒暖兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣溫低下するに至りて止む。冬季は山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

氣溫

氣・溫・年平均氣溫は海馬島の五度三より敷香の水點下零度一の間在りて、各地を通じ最寒なるは一月、最暖なるは八月なり。晩春より初秋に亘りては氣候溫和にして盛夏の候と雖も三十度を越ゆ

る事は稀なり。内部地方は海岸地方に比すれば寒暖の差著しく、西海岸は暖流の影響を受け、同緯度の東海岸に比し各季節を通じ高温を示し、其の差は平均に於て一度内外なり。以上の如く冬季は寒冷なりと雖も其の間天気晴朗の日多く且つ紫外線に富み、乾濕適度なるを以て移住内地人の多くは豫想に反し健康地なりと推賞す。

降・水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の候に少く、月量多きも三百耗を越ゆること極めて稀にして少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を越ゆること稀にして本邦中最寡雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量は五十耗を越ゆること少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降水日数は南部に於て秋冬の候に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略山陰地方に等しく一年の總日数は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

### 第五節 地磁氣觀測

西曆一八八二年八月一日より同一八八三年九月一日に亘り英、米、獨、佛、露等十二箇國協同して地磁氣、極光、氣象等の觀測を行ふ爲北極地に十二隊、南極地に二隊の學術探險隊を送りたることありき。

偶々一九三二年より一九三三年に亘る一箇年はこれより五十年目に當るを以て、これを記念するため各國協同して第二回極地探險を企つるは最も時機に適したるの故を以て國際氣象委員會の議に上り、一九三二年八月一日より一九三三年八月三十一日までを第二極年とし地磁氣、極光、地電流、電波、空中電氣の外海上、山頂、高層、地上の氣象の觀測をなす事を決議せり。依て我が國に於ても之に参加し、中央氣象臺及支臺並に附屬測候所に於ては地上に於ける觀測の外に測風、氣球の二點觀測をなし、富士山頂にては氣象の觀測を爲し、樺太豊原にては地磁氣、空中電氣、地電流の觀測を爲し、附屬柿岡地磁氣觀測所に於ても亦此の舉に参加することとなりたり。

之がため昭和七年七月樺太豊原市に中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所を設置せらる。其の位置は東經一四二度四五分、北緯四六度五八分なり。同年八月一日より地磁氣、地電流、空中電氣等の連續觀測を開始せり。特殊の國際協調を行ふべき期間は昭和八年八月三十一日を以て終了せるも尙當所に於ける觀測は當分の中其の儘繼續することとなりたり。今昭和十四年中の地磁氣三要素の平均値を示せば左の如し。

|      |           |
|------|-----------|
| 偏角   | 西九度一五分六   |
| 水平分力 | 二五、〇五六ガンマ |
| 鉛直分力 | 四四、六三五ガンマ |

### 第六節 人口

戸口

靜態 昭和十四年末現在人口は總數三五五、三三〇人にして、之を領有當初明治三十九年末人口内地人一〇、八〇六人、土人一、二九一人、外國人二六四人計一二、三六一人に比すれば三四二、九六九人の増加にして實に約二八・七倍に達す。

人口累年比較(十年毎)

| 年別    | 戸數     | 人口      |         | 計口      |
|-------|--------|---------|---------|---------|
|       |        | 男       | 女       |         |
| 明治四十年 | 五、二八   | 一三、四五八  | 八、〇一一   | 二〇、四六九  |
| 大正五年  | 一四、六二四 | 三七、二四〇  | 二九、〇四〇  | 六六、二八〇  |
| 大正十四年 | 三七、四〇三 | 一〇八、五七七 | 八〇、五一九  | 一八九、〇三六 |
| 昭和九年  | 六二、〇〇九 | 一七五、一九四 | 一三七、九三六 | 三一三、一三〇 |
| 昭和十四年 | 七二、八〇八 | 一九二、一四九 | 一六三、一八一 | 三五五、三三〇 |

昭和十四年末現在人口を市支廳別に示せば左の如し

| 市支廳管内別 | 面積<br>方軒 | 戸數     | 人口      |         | 計口      | 一方軒ニ付<br>人口 |
|--------|----------|--------|---------|---------|---------|-------------|
|        |          |        | 男       | 女       |         |             |
| 豊原市    | 六四七・七    | 七、五六二  | 一九、一九八  | 一九、二五八  | 三八、四五六  | 五九・三七       |
| 豊原市    | 四、一〇二・八  | 六、三三八  | 一八、四五二  | 一五、六九九  | 三四、一五〇  | 八・三三        |
| 大正市    | 四、八四二・九  | 九、七〇〇  | 二六、二八九  | 二四、七九〇  | 五、〇七九   | 九・八七        |
| 本斗     | 一、五六六・六  | 四、三三四  | 一一、九二二  | 一〇、九九一  | 二二、九一三  | 一四・六三       |
| 眞岡     | 二、四九〇・一  | 七、八三七  | 二二、三三八  | 二〇、六七六  | 四一、九〇四  | 一六・八三       |
| 泊居     | 六、九〇三・八  | 二四、〇三四 | 五八、八三三  | 四六、一〇〇  | 一〇四、九三三 | 一五・二四       |
| 元泊     | 三、一三〇・九  | 四、七八七  | 一三、七六〇  | 一〇、八一四  | 二四、五七四  | 七・八七        |
| 元泊     | 一一、四一六・五 | 七、一六六  | 二二、四八〇  | 一四、八五三  | 三七、三三三  | 三・〇一        |
| 計      | 三六、〇九〇・三 | 七二、八〇八 | 一九二、一四九 | 一六三、一八一 | 三五五、三三〇 | 九・八五        |

昭和十四年末現在種族別戸口左の如し

| 種別   | 戸數     | 人口      |         | 計口      |
|------|--------|---------|---------|---------|
|      |        | 男       | 女       |         |
| 内地人  | 六九、四八一 | 一八五、八四〇 | 一五九、七六五 | 三四五、六〇五 |
| 朝鮮人  | 二、一四九  | 五、九一五   | 三、〇八一   | 八、九九六   |
| 臺灣人  | 一      | 三       | 一       | 四       |
| 計    | 七二、六三二 | 一九一、七五八 | 一六二、八四七 | 三五四、六〇五 |
| オロツコ | 六〇     | 一三七     | 一四三     | 二八〇     |

| 總數      | 滿洲國 |    |      |     |     | 南洋羣島 |         |     |    |    |
|---------|-----|----|------|-----|-----|------|---------|-----|----|----|
|         | 波蘭  | 中國 | 舊露西亞 | 獨逸  | 英吉利 | 土耳其  | 計       | 薩摩亞 | 斐濟 | 計  |
| 七二、八〇八  | 二一  | 四三 | 三三   | 一   | 二   | 八九   | 一九三、一四九 | 二〇五 | 一六 | 二九 |
| 一六三、一八一 | 二   | 一七 | 二〇   | 八   | 一   | 二九   | 一六三、一八一 | 二〇五 | 一六 | 二九 |
| 三五五、三三〇 | 二   | 四四 | 九七   | 一七一 | 一   | 一一三  | 三五五、三三〇 | 四〇三 | 二六 | 七九 |

國勢調査

本島に於ける國勢調査は第一回大正九年、第二回昭和五年各十月一日現在に依りて行はれ、其の間大正十四年及昭和十年各十月一日簡易調査施行せられたり。各調査に於ける人口を對比すれば左の如し

| 年別    | 世帯數    | 男       | 女       | 計       | 増      | 増加割合   |
|-------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 大正九年  | 二一、四六一 | 六二、三三〇  | 四三、五七九  | 一〇五、八九九 | 九七、八五五 | 九二・四〇% |
| 大正十四年 | 三九、一二五 | 一三三、三七九 | 八一、三七五  | 二〇三、七五四 | 九七、八五五 | 九二・四〇% |
| 昭和五年  | 五七、六五六 | 一六八、五三三 | 一三六、六四四 | 二九五、一九六 | 九一、四四三 | 四四・八九% |
| 昭和十年  | 六五、五四〇 | 一八六、二三五 | 一四五、七八  | 三三一、九四三 | 三六、七四七 | 一二・四五% |

即ち第二期(自大正十四年至昭和五年)に於ては増加割合減少し、一年平均増加率は第一期(自大正九年至大正十四年)一八・四八%に對し第二期は八・九八%を示せり。昭和十年國勢調査の結果に於ては増加割合著しく減少し第三期(自昭和五年至昭和十年)一年平均増加率は僅かに二・四九%に過ぎず。尙全期を通じ十五ヶ年間に於ける人口増加は二二六、〇四四人(二二三・四五%)にして一年平均増加率は一四・二三%なり。

主要市街地 (戸口は昭和十四年末現在)

- 一、豊原市 戸數 七、五六二戸 人口 三八、四五六人

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積六四八方軒規模輪奐壯大にして市區整然たり。昭和十二年三月法律第一號を以て樺太市制公布せられ同年六月より本法施行せら



る、や本島最初の市に昇格し政治、文化、交通の中心地にして鐵道東海岸線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西兩海岸を連結すべき豊眞線の通ぜらるゝに及び島内交通の樞軸を占む。

露領時代ウラジミロフカと稱せし舊市街は市北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ丘は土地高濶眺望絶佳鈴谷平野を一眸に聚め官幣大社樺太神社、樺太護國神社を始め東洋一の稱ある樺太シャントエ、華麗にして設備全き大ヒユツテ等あり。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を始めとし豊榮支廳、豊原警察署、鐵道事務所、豊原林務署、廳立豊原醫院、師範學校、豊原中學校、豊原工業學校、豊原高等女學校、豊原郵便局、私立藤川實踐女學校、公立豊原商業學校、樺太廳博物館、樺太廳圖書館、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、樺太刑務所、札幌地方專賣局樺太出張所、中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所、縣社豊原神社、豊原市役所、樺太慈惠院、樺太廳職業紹介所、豊原商工會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太酒精工業株式會社豊原工場、樺太電氣株式會社、樺太製糖株式會社豊原工場、樺太日日新聞社其他銀行、會社工場等あり。道路四通八達、電信、電話、電燈及上下水道等文明の施設整へり。

二、落合町 戸數 二、九六五戸  
人口 一六、四二八人

東海岸榮濱の稍南に位し東海岸線沿線の要地にして、樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道は此の地

點より起り東海岸を長驅して敷香に至る。元ガルキノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが、大正六年製紙工場の設置により急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展を見るべし。公立落合商工學校、落合警察署、豊原區裁判所落合出張所、北海道拓殖銀行落合支店、落合郵便局、觀測所支所、落合町役場、王子製紙株式會社落合工場、樺太鐵道株式會社、樺太人造石油株式會社工場、其他會社、工場等あり。

三、大泊町 戸數 四、三五六戸  
人口 二二、三九七人

亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。樺太廳鐵道東海岸線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐港にして貨客集散の中心を爲す。元コルサコフ(楠溪町)及ポロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を成し、南高地を隔て榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業及旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事

業を起し昭和二年度に於て完成を見、之と内部の開発と相俟つて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、廳立大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、公立大泊商業學校、樺太廳觀測所、大泊郵便局、大泊無線電信局、豊原區裁判所、大泊出張所、函館税關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、樺太共同漁業株式會社、東洋養狐場其他新聞社、會社、工場等多數あり。

四、留多加町

戸數 一、三一九戸  
人口 七、四一〇人

南樺鐵道株式會社の經營に係る鐵道の終點地にして留多加川の河口に位す。附近一帶は肥沃なる農耕適地にして大豊、豊榮の殖民地あり。近年農具の改善、土地改良、農産物の加工、副業の奨励等に依り農家生活の向上を計り農産物の集散地となれり。大泊支廳留多加出張所、留多加警察署、留多加林務署、留多加町役場、豊原區裁判所留多加出張所、留多加郵便局、北海道拓殖銀行留多加支店其他會社、工場等あり。

五、本斗町

戸數 二、〇一四戸  
人口 一〇、五一一人

西海岸南部に位し本島唯一の不凍港にして内樺連絡船の要地を占め、樺太廳鐵道西海岸線及三菱石炭油化工業會社線の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として昭和元年度に於て竣工

せり。尙昭和十年八月大豊遠節間道路完成と共に留多加本斗間を應營バス開通し旅客貨物を輸送するに至り交通極めて便となれり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚旅の饒裕なると林産物、礦産物の豊富なるため急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せず、氣候溫和風光亦佳にして、近海漁業盛に行はれ、附近に林産、礦産豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署、眞岡區裁判所本斗出張所、本斗林務署、本斗郵便局、本斗町役場、觀測所支所、北海道拓殖銀行本斗支店、本斗水産學校、本斗運輸株式會社其他新聞社會社等あり。

六、眞岡町

戸數 三、二四五戸  
人口 一七、〇七三人

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして本斗に發せる西海岸線は此の地を経て北方泊居に至り、豊原との間に豊眞街道を通ずるの外、昭和三年九月豊眞線開通に依り豊原を経て大泊及東海岸方面との鐵道連絡の便開け、益々商工業の活潑を來し西海岸に於ける交通經濟の中心となり會社工場等多し。大正十年築港事業を起し昭和二年度に於て竣工せり。眞岡支廳、眞岡警察署、眞岡林務署、廳立眞岡醫院、觀測所支所、職業紹介所出張所、眞岡郵便局、中央試驗所宇遠泊農事試驗支所、眞岡區裁判所、眞岡刑務支所、函館税關眞岡支署、眞岡町役場、眞岡中學校、眞岡高等女學校、公立眞岡商業學校、眞岡商工會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、王子製紙株式會社眞

岡工場、其の他新聞社、會社、工場等あり。

七、野田町

戸數 一、三九八戸  
人口 七、三九七人

西海岸線の沿線に在りて夙に漁業を以て知られ、附近一帶は肥沃なる農耕適地多く豊富なる魚田と相俟つて將來益々發展を見るべし。野田警察署、野田郵便局、野田町役場、野田町立病院、北海道拓殖銀行野田支店、王子製紙株式會社野田工場其の他會社、工場等あり。

八、泊居町

戸數 二、一四四戸  
人口 一〇、六〇三人

西海岸の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭礦の採掘、製紙工場の設立等により漸次發展の途上にありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手し、昭和五年には此地まで開通し、更に昭和十二年十二月より久春内に至る新線開通せるを以て今後同地方の開發と共に益々發展を見るべし。泊居支廳、泊居警察署、泊居林務署、泊居郵便局、真岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、泊居高等女學校、公立泊居商工學校、王子製紙株式會社泊居

工場、北海道拓殖銀行泊居支店、樺太汽船株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

九、惠須取町

戸數 五、九八四戸  
人口 三〇、五四三人

西海岸北部の要地にして、大正十四年製紙工場開設以來急激なる發展を遂げ、物資の集散地にして昭和三年一月村名惠須取村を惠須取町と改稱するに至れり。附近には豊富なる炭田、林木並に豊饒なる沃野を有し、市況殷賑を極む。昭和四年五月火災に罹り其の大半を烏有に歸したるも住民の發奮と當局の機宜を得たる措置とに依り舊に倍する市況を呈するに至れり。惠須取支廳、惠須取林務署、觀測所支所、樺太廳中央試驗所惠須取農事試驗支所、惠須取警察署、真岡區裁判所惠須取出張所、惠須取郵便局、惠須取無線電信局、職業紹介所出張所、惠須取町役場、惠須取商工會議所、公立惠須取商工學校、公立實科高等女學校、北海道拓殖銀行惠須取支店、王子製紙株式會社惠須取工場、其の他新聞社、會社、工場等あり。

十、塔路町

戸數 三、八六二戸  
人口 二〇、六八二人

石炭鑛業の勃興に伴ひ近來急激なる發展を爲すに至り、昭和十三年四月惠須取町より分立したる町にして、域内は有望なる數多鑛區を藏し之が採掘事業は現下重工業の發達に伴ひ増産計畫の樹立進展を見るに及び其の産出は漸次増加し炭坑街を中心とする附近一帶は日々に膨脹を來し、今や島内屈指の産業都市として旺盛なる發展を致しつゝあり。

十一、知取町 戸數 三、二一四戸  
人口 一六、一五三人

東海岸の要地にして大正十三年製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年東知取村を知取町と改稱するに至れり。昭和二年十一月落合、知取間の樺太鐵道開通するや沿線の商工業の發達著しく一層町勢の發展を見るに至れり。知取警察署、知取郵便局、知取區裁判所、北海道拓殖銀行知取支店、知取町役場、知取商工會議所、公立知取工業學校、公立知取實科高等女學校、王子製紙株式會社知取工場、登帆炭礦株式會社事務所其他新聞社、會社、工場等あり。

十二、敷香町 戸數 四、八七三戸  
人口 二五、九八八人

東海岸北部の要地にして幌内川の河口に臨み、奥地木材の伐採事業隆昌と附近炭礦の操業等に依り市況殷盛を極め、昭和十一年八月樺太鐵道株式會社線の開通せるに因り町勢頓に發展を見るに至れり。附近にはアイヌ、ニクブン、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクト族等の土人住居し農業、漁業及馴鹿の放牧等を營み、アイヌ族以外の子弟は土人教育所に入學し小學校程度の普通教育を受く。敷香支廳、敷香警察署、敷香林務署、觀測所支所、敷香郵便局、北海道拓殖銀行敷香支店、敷香町役場、敷香中學校、公立敷香商業學校、公立敷香高等女學校、町立醫院、其他新聞社、會社等あり。尙日本人絹バルプ株式會社敷香工場は昭和十年四月完成し操業開始せるを以て町勢更に發展を致しつゝあり。

## 第二章 行政

### 第一節 樺太廳

#### 沿革

樺太廳は樺太民政署の後を承け明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布に依り同年四月一日其の設置を見、當初樺太廳長官は樺太守備隊司令官之を兼攝し内務大臣の指揮監督下に屬し、廳内を長官々房及第一部、第二部に分ち一般行政並拓殖行政の事務を管掌することとなり、長官々房に於ては官吏の身分進退、文書の往復及會計其他の事務に當り、第二部に於ては拓殖、土木、鑛業、林業及牧畜に關する事務を掌り、第一部は之等を除く行政諸般の事務を管掌し、長官々房を秘書、文書及會計の三課に、第一部を警務、水産、交通、庶務及臨時建築の五課に、第二部を拓殖、土木、林務及鑛務の四課に分ち夫々所部の事務を分掌せしめたり。

斯くて新領土の庶政其の緒に著き年と共に人口の増加を見、拓殖の進展に伴ひ行政の實情に即せしむる爲、明治四十二年五月第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設置せるを始めとし、數次に亘り官制の改正を見、幾多行政機構の變革を経て今日に至り、其所管も明治四十三年六

月より内閣總理大臣に移り、大正二年六月再び内務大臣に屬し、大正六年七月更に内閣總理大臣の指揮下に入り、昭和四年六月拓務省の新設に伴ひ其の指揮監督下に屬し今日に及べり。更に本島拓殖の著しき進展は漸次行政制度完備を要するに至り樺太廳と同時に設置せられたる支廳及醫院、郵便電信局の外鐵道事務所を始め警察署、觀測所、中央試験所、林務署等所屬官衙の増設を見、樺太廳に於ても樺太廳部内臨時職員設置制を設け産業、土木、交通其の他行政事務の整備を期し所屬官署と共に之等も亦幾多の變革を経て今日に至れり。

今樺太廳官制の主なる變革を擧げ之に伴ふ廳内機構變遷を示せば左の如し

- 一、明治四十二年六月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。
- 一、大正二年十二月 長官は樺太守備隊司令官を以て充て得るの制を廢し第一部第二部及第三部を夫々内務部、拓殖部、警察部に改む。
- 一、大正三年十一月 拓殖部を廢し其の事務は内務部に移る。
- 一、大正七年六月 拓殖部を設置し支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。
- 一、大正十一年十月 支廳出張所を廢止し支廳を増設す。
- 一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し其の事務を内務部に移し支廳出張所を置く。
- 一、昭和二年六月 農林部を新設し警察分署を廢し警察署を増設す。

一、昭和十一年十二月 交通部を新設し農林部を殖産部に改稱す。

組 織

現在樺太廳は前記官制に明かなる如く拓務省の所管に屬し長官は郵便、電信及電話、貨幣、銀行及關稅、度量衡及計量に關する事務に關し夫々遞信大臣、大藏大臣の監督を承ける外總て拓務大臣の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管掌す。樺太廳に長官々房の外内務部、殖産部、交通部、警察部の四部を置き更に別表の通之を各課に分ち所部の事務を分掌せしめ更に長官管理の下に別表の如き所屬各官公署ありて所謂綜合行政の全能を發揮しつゝあり。





樺太廳官制

第一條

樺太ニ樺太廳ヲ置ク

第二條

樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

|       |      |    |
|-------|------|----|
| 長官    | 一人   | 勅任 |
| 部長    | 四人   | 奏任 |
| 事務官   | 十三人  | 奏任 |
| 視學官   | 一人   | 奏任 |
| 社會教育官 | 一人   | 奏任 |
| 支廳長   | 八人   | 奏任 |
| 警視    | 九人   | 奏任 |
| 技師    | 十三人  | 奏任 |
| 屬     | 二百九人 | 判任 |
| 視學    | 十人   | 判任 |
| 警部    | 二十人  | 判任 |
| 技手    | 九十五人 | 判任 |
| 通譯    | 三人   | 判任 |

行政



警部補 專任 三十二人 判任

第三條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ拓務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

內務部

殖産部

交通部

警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十五條ノ二 視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

第十五條ノ三 社會教育官ハ上官ノ命ヲ承ケ社會教育ニ關スル指導監督及事務ヲ掌ル

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ應勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十九條ノ二 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第二十六條 (削除)

第二十七條 (削除)

第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

## 第二節 地方行政

### 支廳及支廳出張所

支廳及支廳出張所は明治四十年四月一日樺太廳と同時に設置せられ、當初は主として警察事務を取扱ひたるも大正七年警察署及警察分署の設置を見るや純然たる地方行政機關となれり。設立當時の支廳及支廳出張所は

| 支 廳       | 支 廳 出 張 所                    | 位 置                        |
|-----------|------------------------------|----------------------------|
| コルサコフ支廳   | ルウタカ出張所                      | コルサコフ                      |
| ウラジミロフカ支廳 | ガルキノウラスコエ出張所<br>シスカ出張所       | ウラジミロフカ<br>ガルキノウラスコエ       |
| マウカ支廳     | 海馬島出張所<br>クسنナイ出張所<br>ナヤシ出張所 | マウカ<br>海馬島<br>クسنナイ<br>ナヤシ |

の三支廳六出張所なりしが、其の後拓殖の進展に伴ひ地方事務は漸次繁劇を加ふるに至り廢置分合等幾多の變遷を辿り現在次の八支廳一支廳出張所となれり。

| 支 廳  | 支廳出張所  | 設 置 年 月  | 摘 要                                    |
|------|--------|----------|--|
| 豐榮支廳 |        | 明治四十年四月  | 昭和十二年七月豐原支廳を豐榮支廳と改稱せり                  |
| 大泊支廳 |        | 明治四十年四月  |  |
|      | 留多加出張所 | 大正十三年十二月 | 大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり |

|       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 本斗支廳  | 大正十一年十月   | 始め名好在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め更に大正七年六月泊居支廳と改稱せり<br>大正十一年十月鵜城支廳設置せられたるが大正十三年二月之を廢し泊居支廳鵜城出張所とせられしも更に昭和十五年一月惠須取支廳と改稱せり |
| 眞岡支廳  | 明治四十年四月   |   |
| 泊居支廳  | 明治四十一年十二月 |   |
| 惠須取支廳 | 昭和十五年一月   |   |
| 元泊支廳  | 大正十一年十月   |   |
| 敷香支廳  | 明治四十一年十二月 |   |

支廳長は長官の指揮監督を承け法律命令を部に執行して行政事務を掌理し、出張所長は支廳の事務を分掌するものにして、現在支廳は庶務、財務及産業の三課に分ち各課長を置き夫々事務を分掌す。出張所は別に係を設けず各主任をして事務を掌理せしめつゝあるも、支廳長委任事項及出張所長取扱事項は益々複雑多岐に亘りつゝあるを以て地方行政事務の處理は實情に即應する如く屢々改正せられ支廳及支廳出張所は地方中間機関として遺憾なく職能發揮に努めつゝあり。

### 第三節 自治制度

#### 沿革

明治三十八年本島領有後移住者は漸次各地に集團し部落を形成するに至るや、部落民會或は町民會

等の團體を組織し、總代或は評議員等を選出し部落に於ける公共事務を處理せしめたり。其の費用は總て住民の醸出に係り單なる申合せ團體に過ぎざりしも、本島に於ける地方自治の萌芽は既に此の時に發せりと謂ふべし。

次いで明治四十二年に至り廳令を以て部落に部落總代を置く制度を布きたるが、部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長之を選任し、且つ其の取扱事項は専ら官廳事務の補助なりしも、實質的には部落の執行機關として公共的施設に當らしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月本島の郡町村編成に關する勅令の公布ありて全管内を十七郡、四町、五十八村に區劃せるが單なる地理的區劃に止まり、各地に部落總代を置き地方事務を取扱はしめたるは従前の如くなりしも、地方制度實施と共に設置せる町村の區域は此の區劃に據れり。爾來人口年を逐ふて増加し自治心の向上著しきものありしを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て本島の地方制度に關する件公布せられ自治の基礎始めて確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月より施行せらるゝと共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布ありたり。此處に於て従來の部落總代は廢止せられ當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、續いて大正十二年四月より全管内に施行せられたり。之を現行制度に比し制度の劃一的なると町村長は官の任命にして、其の諮問機關たる町村評議會は官選の評議員に依り組織せられ、執行機關たる町村長及其の補助者たる助役、収入役を官選としたる等は主なる差異なるも實際の用途に於ては住民の政治的自覺と多年郷土

に於ける自治的經驗とに依り良好なる成績を示せるを以て更に完全なる町村自治を圖り、昭和四年三月法律第二號を以て樺太町村制、同年六月勅令第九十五號を以て同施行令の公布を見、同年七月より實施せられ本島に於ける町村自治の制度茲に漸く整備するに至れり。爾來地方自治の發達著しきものあるに及び昭和十二年三月法律第一號を以て樺太市制公布せられ、同年六月勅令第二百七十三號に依り本法は同年六月より施行され、更に同月勅令第二百七十四號を以て樺太市制施行令の公布施行に依り茲に樺太市制の制度整備され、七月より市自治の實現を見るに至れり。

## 市 町 村

### 一、概 説

本島に於ける地方團體として市及町村あり、町村は更に其の發達の現狀に鑑み一級、二級及附則第二項の舊制度を適用するものとの三種に區別す。市は其の自治組織相當大にして堅實なるものなるべく、一級町村は大體人口五千人に達し、住民土着心に富み且つ財政の基礎鞏固なる町村又は之に準ずべき村にして、之が制度も略内地町村に準ぜり。二級町村は爾餘の町村にして、大體人口千五百人に達し獨立經營に堪え得るものとし、附則第二項の町村は特殊の事情存するものにして仍當分の内從前の規定を適用す。

管下市町村名を列擧すれば左の如し

## 市 豊原市

一級町村 落合町、大泊町、留多加町、本斗町、眞岡町、野田町、泊居町、惠須取町、塔路町、元泊村、知取町、敷香町。

二級町村 豊北村、榮濱村、白縫村、千歳村、深海村、長濱村、遠淵村、富内村、三郷村、能登呂村、内幌村、好仁村、廣地村、蘭泊村、清水村、小能登呂村、名寄村、久春内村、三濱村、鵜城村、帆寄村、泊岸村、内路村、名好村、知床村。

附則第二項ノ町村 川上村、海馬村、散江村

而して市町村は法人とし官の監督を承け法令の範囲内に於て其の公共事務及法律勅令に依り市町村に屬する事務を處理す。市町村長は市町村を統轄し市町村を代表す。市は市會及市參事會、一、二級町村は町村會の議決機關を有し、附則第二項の町村は諮問機關として町村評議會あり。市は第一次に樺太廳長官、第二次に主務大臣之を監督し、町村は第一次に樺太廳支廳長、第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督す。市町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲使用料、手数料、市町村税及夫役現品の賦課徴収及永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り借入金爲すことを得。

## 二、市 町村 會

市町村會は市町村會議員を以て組織す。市町村會議員は名譽職とし市町村公民中より之を選擧し其

の任期は四年なるも公民たる要件として市及一級町村に在りては二年以來、二級町村に在りては一年以來其の市町村の住民たるを要す。其の議員定數は市は三十人以上四十人以内、一級町村は十二人以上三十人以内、二級町村は八人以上二十四人以内なるも、市町村條例を以て特に増減することを得。

而して市會には議長及副議長を置き議員中より之を選擧す。町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも特別の事情ある一級町村に於ては町村條例を以て議員中より町村會の選擧に依る議長及其の代理者一人を置くことを得、現在大泊、眞岡、知取、惠須取、敷香の五町に置かる。

市町村會は法律勅令に依り其の權限に屬する事件の議決及選擧を行ひ其の他行政廳の諮問に答申し市町村の公益に關する事件に付關係行政廳に意見書を提出することを得。

市町村會の議決事項は市及一級町村に在りては總括例示主義に依るも二級町村に在りては制限列擧主義を採り其の議決事項は著しく局限せらるゝのみならず、其の輕易なるものに就いては書面決議の方法に依ることを得るの特例を認めらる。

市町村會に對する發案は市町村長の外、歳入出豫算を除きては議員三名以上より文書を以て之を爲すことを得。

尙附則第二項の町村に於ける町村評議會は樺太廳支廳長の任命に係る町村評議員を以て組織せられ其の任期は三年である。

## 三、市 參 事 會

市參事會は議長及名譽職參事會員を以て組織す。名譽職參事會員は市會に於て議員中より之を選擧し其の定數は六人とす。市參事會は市長を以て議長とし法令に依り其の權限に屬する事件を處理す。

#### 四、市町村吏員

市町村には執行機關として市町村長を置く。市長は有給職を原則とし其の任期は四年とし市會に於て之を選擧す。特別の事情ある市に在りては市條例を以て名譽職とすることを得、又一級町村に在りては町村會之を選擧し其の任期は四年とし名譽職を原則とするも特別の事情ある町村に在りては町村條例を以て有給となすことを得。二級町村に在りては樺太廳長官の任命にして給料は國庫の負擔とす。

市町村長の補助機關として市及一級町村に助役を置き、市町村會之を選任又は選擧し任期は四年とす。市町村の出納其の他の會計事務を掌らしむる爲收入役を置き有給とす。市及一級町村に在りては其の選任、任期共助役に同じく、二級町村に在りては町村會の推薦に依り樺太廳支廳長之を任命す。前記の外主事、技手及書記等必要なる有給吏員を置き市町村長之を任免す。又處務便宜の爲區長其の代理者、其の他臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ。何れも名譽職にして區長及其の代理者は市町村公民中選舉權を有する者より、委員は市町村會議員又は市町村公民中選舉權を有する者より市町村長の推薦に依り市町村會之を定む。

#### 市町村の財政

市町村には未だ基本財産の見るべきもなく且使用料、手数料其の他の税外收入亦僅少にして市町村費の大部分は之を税收入に頼るの外なき状態にして又本島拓殖の進展に伴ひ諸般の公共的施設益々多きを加へ逐年經費の膨脹を來し財源の窺乏に苦しみつゝある現状なり。

而して市町村税として賦課し得べきものは直接國税の附加税及特別税にして、特別税の種類は命令を以て次の如く定めらる。

戸別割 市町村内に住所を有し又は三月以上の滞在者にして構戸若は獨立の生計者に對し其の所得額及資産の狀況を標準として之を賦課す。

建物割 法人及市町村住民に非ずして其の市町村に建物を所有する者に對し建物の構造、用途及敷地の地位に依り其の差を設け坪數を標準として之を賦課す。

所得割 本島に住所又は一年以上居所を有せざる者の本島に於ける資産又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合其の所得税額中本島に於ける資産又は營業より生ずる所得に對する所得税相當額を見積り法人に在りては其の十分の五、其の他に在りては十分の三以内を限度として賦課す。

土地割 市街宅地又は國より貸付、讓與若は賣拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者又は貸付を受けたる者若は國有地を使用する者に對し賦課す。其の種類左の如し

部落宅地、工業用地、漁業用地、鑛業用地。  
 營業稅 國稅營業收益稅の賦課を受けずして左の營業をなす者に對し純益を標準として之を賦課す。但し藝妓置屋業及貸座敷業は定額に依る。

物品販賣業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊戯場業、藝妓置屋業、貸座敷業。  
 雜種稅 左に掲ぐる營業、稼業又は行爲をなす者若は物件を所有する者に之を賦課す。  
 船、車、檣、電柱、金庫、畜犬、狩獵、不動産所得、藝妓、酌婦、興行、遊興、飲食、流木、漁業。

尙昭和十四年度に於ける町村稅賦課額を示せば次の如し

| 町村稅種別      | 賦課總額       | 一戸當負擔額 |
|------------|------------|--------|
| 國稅營業收益稅附加稅 | 五三八、九九八・九四 | 七・五〇八  |
| 國稅所得稅附加稅   | 二九五、三五三・七二 | 四・二四   |
| 國稅市街宅地稅附加稅 | 二二、三七四・〇四  | 〇・三五   |
| 國稅鑛業稅附加稅   | 二九八、二八・一八  | 四・五三   |

| 國稅砂鑛區稅附加稅 | 特別稅戶別割    | 特別稅建物業割  | 特別稅土地割   | 特別稅所得割    | 特別稅營業稅   | 特別稅雜種稅     | 合計          |
|-----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|------------|-------------|
| 六八・〇一     | 九〇〇、九五・六六 | 三六、〇八・九八 | 一六、三五・三五 | 七九七、三九・八七 | 四五、三九・六六 | 八四六、〇八三・四七 | 四、一五八、二二・二〇 |
| 一二・五五〇    | 五・五二七     | 〇・三二七    | 二・一〇九    | 〇・六三一     | 一一・七六六   | 四八・九二七     |             |

### 第三章 法制

本島は他の外地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖も、内地と別個の法域を爲し内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなく、唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律は樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし(明治四十二年法律第二十五號)。而して勅令を以て法律を本島に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設けることを得(大正九年勅令第百二十四號參照)。尙本島に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律施行せらる。現在本島に施行せらるゝ内地の法律は二二〇件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの一九一件一部施行せらるゝもの二九件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然本島に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には本島に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得。

#### ●樺太ニ施行スベキ法令ニ關スル件(明治四十年法律第二十五號)

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一 土人ニ關スルコト
- 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三 法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

#### 附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○樺太に施行せらるゝ法律左の如し

- (一) 全部 施行
- 一、郵便法
- 一、郵便爲替法
- 一、郵便貯金法
- 一、鐵道船舶郵便法

#### 法制

- 一、電信法
- 一、法 例
- 一、裁判所構成法
- 一、裁判所構成法施行條例



- 一、執達吏規則
- 一、執達吏手數料規則
- 一、辯護士法
- 一、民法
- 一、民法施行法
- 一、明治三十五年法律第五十號（年齡計算ニ關スル件）
- 一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）
- 一、不動産登記法
- 一、利息制限法
- 一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ關スル件）
- 一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺言ノ確認ニ關スル件）
- 一、供託法
- 一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）
- 一、商法
- 一、商店施行法
- 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スヘキ場合ニ關スル件）
- 一、爆發物取締罰則
- 一、明治二十二年法律第三十四號（決闘罪ニ關スル件）
- 一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件）
- 一、民事訴訟法
- 一、民事訴訟法施行條例
- 一、民事訴訟費用法
- 一、民事訴訟用印紙法
- 一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方）
- 一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百十五條裁判言渡ノ謄本ヲ求ムル者費用上納額）
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、海軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、戒嚴令
- 一、軍機保護法
- 一、軍用電信法

- 一、人事訴訟手續法
- 一、商事非訟事件印紙法
- 一、非訟事件手續法
- 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
- 一、競賣法
- 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）
- 一、違警罪即決例
- 一、逃亡犯罪人引渡條例
- 一、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
- 一、明治十四年太政官達第八十二號（司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續）
- 一、明治十四年第五十九號布告（治罪法中豫審判事拘引狀ヲ發シ拘引セシメタル被告人留置方）
- 一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方）
- 一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百十五條裁判言渡ノ謄本ヲ求ムル者費用上納額）
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、海軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、戒嚴令
- 一、軍機保護法
- 一、軍用電信法

- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵發令
- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑法
- 一、刑法施行法
- 一、監獄法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法
- 一、關稅法
- 一、關稅定率法
- 一、噸稅法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、新聞紙法
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂鑛法
- 一、公證人法
- 一、古物商取締法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費稅法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、通貨及證券模造取締法
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收入金整理ニ關スル件）

- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法
- 一、明治四十五年法律第二十一號（臘虎臘肭獸獵獲禁止ニ關スル件）
- 一、間接國稅犯則者處分法
- 一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法
- 一、明治三十三年法律第五十二號（法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）
- 一、明治三十四年法律第十號（酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金ニ關スル件）
- 一、保管金規則
- 一、明治三十九年法律第三十四號（國債ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第九條（政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）
- 一、無線電信法
- 一、大正四年法律第十八號（法人ノ役員處罰ニ關スル件）
- 一、豫約出版法
- 一、國庫出納金端數計算法
- 一、海底電信線保護萬國條約聯合罰則
- 一、印紙稅法
- 一、大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）
- 一、精神病者監護法
- 一、軍事扶助法
- 一、紙幣類似證券取締法
- 一、土地收用法
- 一、地方鐵道法

- 一、鐵道抵當法
- 一、刑事訴訟費用法
- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、關稅徵收法
- 一、種痘法
- 一、鑛業法
- 一、砂鑛區稅法
- 一、破產法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法
- 一、辨理士法
- 一、刑事訴訟法
- 一、國籍法
- 一、戶籍法
- 一、寄留法
- 一、明治三十一年法律第二十一號（外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件）
- 一、明治三十三年法律第九十四號（國籍喪失者ノ權利ニ關スル件）
- 一、兵役法
- 一、大正十三年法律第二十四號（贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件）
- 一、大正十三年法律第二號（海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件）
- 一、治安維持法
- 一、大正十四年法律第五十一號（關東州ノ生産

- ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件）
- 一、大正十五年法律第六十號（暴力行爲等處罰ニ關スル件）
- 一、外國人土地法
- 一、銀行法
- 一、商工會議所法
- 一、著作權法
- 一、明治四十一年法律第十七號（陸海軍召集諸費繰替支辨ニ關スル件）
- 一、陪審法
- 一、司法代書人法
- 一、民事訴訟法中改正法律施行法
- 一、資源調查法
- 一、昭和五年法律第九號（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件）
- 一、電信線電話線建設條例
- 一、抵當證券法（樺太豊原市ニ施行）
- 一、軌道法
- 一、明治四十二年法律第二十八號（軌道ノ抵當ニ關スル件）
- 一、骨牌稅法
- 一、明治四十四年法律第四十五號（砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件）
- 一、刑事補償法
- 一、入營者職業保障法
- 一、昭和七年法律第四號（輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件）
- 一、昭和七年法律第十六號（國債ノ價格計算ニ關スル件）
- 一、金錢債務臨時調停法
- 一、大正八年法律第四十一號（執達吏ノ手數料及立替金増額ニ關スル件）

- 一、外國爲替管理法
- 一、身元保證ニ關スル法律
- 一、手形法
- 一、小切手法
- 一、昭和九年法律第四十五號（貿易調節及通商擁護ニ關スル件）
- 一、軍用電氣通信法
- 一、公益質屋法
- 一、不正競争防止法
- 一、昭和八年法律第五十四號（法律事務ノ取締ニ關スル法律）
- 一、不穩文書臨時取締法
- 一、揮發油稅法
- 一、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件
- 一、昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件）
- 一、昭和十二年法律第九十四號（支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件）
- 一、未成年者飲酒禁止法
- 一、未成年者喫煙禁止法
- 一、日滿司法事務共助法
- 一、國家總動員法
- 一、臨時通貨法
- 一、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル件
- 一、馬匹去勢法
- 一、軍用自動車檢査法
- 一、大日本航空株式會社法
- 一、軍用資源秘密保護法
- 一、人事調停法
- 一、國境取締法
- 一、登録稅法（第三條、第四條、第五條、第六條ノ二第一項第三號、第八號乃至第十三條及第十六條第一項第一號第二號ヲ除ク）
- 一、森林法（第七十六條乃至第九十四條及第一百二條）
- 一、少年法（保護處分ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、船舶法（第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條）
- 一、水產會法（帝國水產會及道府縣水產會ニ關スル規程ヲ除ク）
- 一、畜牛結核豫防法（第七條及第八條ヲ除ク）
- 一、無盡業法（第七條、第三十八條第二號及第四十二條ヲ除ク）
- 一、電氣測定法（第七條及第八條ヲ除ク）
- 一、米穀統制法（第七條乃至第九條及第十二條並附則第三項及第四項ノ規定施行）

- 一、司法保護事業法
- 一、委託又ハ郵便ニ依ル戶籍届出ニ關スル法律
- 一、鑛區稅法
- 一、有限會社法
- 一、樺太鐵道株式所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律
- 一、阿片法
- 一、部施行
- 一、訴願法（第一條第一號乃至第六號ヲ除ク）
- 一、傳染病豫防法（第二十二條、第二十四條及第二十五條ヲ除ク）
- 一、水路測量標條例（官有地ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、産業組合法（第九條第二項、第七十九條、第一百六條及第一百七條ノ規定並産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、登錄稅法（第三條、第四條、第五條、第六條ノ二第一項第三號、第八號乃至第十三條及第十六條第一項第一號第二號ヲ除ク）
- 一、森林法（第七十六條乃至第九十四條及第一百二條）
- 一、少年法（保護處分ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、船舶法（第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條）
- 一、水產會法（帝國水產會及道府縣水產會ニ關スル規程ヲ除ク）
- 一、畜牛結核豫防法（第七條及第八條ヲ除ク）
- 一、無盡業法（第七條、第三十八條第二號及第四十二條ヲ除ク）
- 一、電氣測定法（第七條及第八條ヲ除ク）
- 一、米穀統制法（第七條乃至第九條及第十二條並附則第三項及第四項ノ規定施行）

- 一、藥劑師法（第十三條乃至第十五條及第十六條第四項ノ規定ヲ除ク）
- 一、石油業法（第八條ノ規定ヲ除ク）
- 一、輸出水産物取締法（第十四條ノ規定ヲ除ク）
- 一、國有財産法（第十三條及第二十四條ノ規定ヲ除ク）
- 一、思想犯保護觀察法（第十二條ノ規定ヲ除ク）
- 一、臨時資金調整法
- 一、防空法（第十二條ノ規定ヲ除ク）
- 一、貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律（第二條乃至第五條及第九條ノ規定、第六條及第七條中第二條又ハ第三條ニ關スル規定並ニ第十一條中第九條ニ關スル規定ヲ除ク）（昭和一二法七三）
- 一、人造石油製造事業法（第十九條ノ規定ヲ除ク）
- 一、産金法（第十一條、第十二條、第二十四條第四號及第二十二條第二號（第十條第一項ニ關スル部分ヲ除ク）ノ規定並ニ第二十三條中第二十條第四號及第二十二條第二號（第十條第一項ニ關スル部分ヲ除キ）ニ關スル規定）
- 一、臨時租稅措置法（田畑地租及特別鑛産稅ニ關スル規定並ニ第十六條ノ規定ヲ除ク）
- 一、日滿國稅徵收事務共助法（第四條ノ規定ヲ除ク）
- 一、酒造組合法（酒造組合中央會ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、職業紹介法（第六條及第七條ノ規定ヲ除ク）
- 一、預金部預金法
- 一、公共團體ニ對スル工事補助費繰越使用ニ關スル法律
- 一、所得稅法人稅内外地關涉法
- 一、内地臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル法律
- 一、租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル法律

(三) 當然適用

- 一、銃砲火藥類取締法（第四條ノ規定ヲ除ク）
- 一、商業組合法（第二十一條ノ二ノ規定中全國ヲ地區トスル商業組合ニ關スル規定（第三十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）第三十二條ノ九及商業組合中央會ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、共通法
- 一、判事懲戒法
- 一、恩給法
- 一、恩給扶助料ノ増額ニ關スル法律
- 一、恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律
- 一、國勢調査ニ關スル法律
- 一、命令ノ條項違犯ニ關スル罰則ノ件
- 一、司法事務共助法
- 一、刑事交渉法
- 一、陸軍軍法會議法
- 一、海軍軍法會議法
- 一、不動産融資及損失補償法
- 一、航空法
- 一、國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律
- 一、特別會計ニ於ケル營繕費ニ關スル法律
- 一、特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律

一、朝鮮臺灣又ハ南洋群島ヨリ移出スル物品ノ内地又ハ樺太ニ於ケル取締ニ關スル法律

一、内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ト南洋群島トノ

間ニ於ケル船舶及貨物ノ出入ニ關スル法律

一、軍用自動車補助法

一、恩給金庫法

### 第四章 司法

#### 第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令（軍令第二十一號）、民事審判條例（軍令第二十二號）及民政署司法委員條例（軍令第二十三號）を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判（軍事裁判所の權限に）を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり、然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月陪審法施行せられ、更に昭和七年十月金銭債務臨時調停法、昭和十四年七月人事調停法の各施行を見たり。

#### 第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を各設置せられ更に昭和十三年法律第十一號を以て知取に區裁判所設置せられたるが、其の構成並に司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし

| 地方裁判所   | 區裁判所   | 區裁判所出張所<br>並に調停取扱所                | 設置年月日   | 位 置  |
|---------|--------|-----------------------------------|---|--|
| 樺太地方裁判所 | 豊原區裁判所 | 大泊出張所<br>留多加出張所<br>落合出張所          | 明治四十年四月一日<br>明治四十年四月一日<br>明治四十年十一月一日<br>昭和五年一月十五日             | 豊原市<br>同 上<br>大泊郡大泊町<br>留多加郡留多加町                           |
|         | 眞岡區裁判所 | 本斗出張所<br>泊居出張所<br>珍内出張所<br>惠須取出張所 | 昭和五年一月十五日<br>大正八年七月一日<br>大正十一年十月十六日<br>昭和十二年十月一日<br>昭和十四年一月一日 | 眞岡郡眞岡町<br>本斗郡本斗町<br>泊居郡泊居町<br>久春内郡三濱村<br>名好郡惠須取町<br>元泊郡知取町 |
|         | 知取區裁判所 |                                   |   |  |

|                   |            |        |
|-------------------|------------|--------|
| 元泊出張所             | 大正十一年十月十六日 | 元泊郡元泊村 |
| 敷香出張所             | 昭和五年一月十五日  | 敷香郡敷香町 |
| 敷香金錢債務<br>臨時調停取扱所 | 昭和十一年六月一日  | 同 上    |
| 敷香人事調停<br>取扱所     | 昭和十四年七月一日  | 同 上    |

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く事件は逐年増加すると共に内容亦複雑となる傾向あり、近年人事訴訟の提起尠からず。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、窃盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並に召集、横領、殺傷、樺太漁業取締規則、森林法及賭博に關する犯罪之を亞ぐ、詐欺、横領、殺傷、軍人服役並に召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業、礦業等に從事する爲内地より入り込む勞働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。

各裁判所別民事及刑事新受理件數左の如し

新受理件數(地方裁判所)

| 昭和十四年 | 年別  |     | 計   | 事別 |     | 計 | 合計  |
|-------|-----|-----|-----|----|-----|---|-----|
|       | 第一審 | 第二審 |     | 民事 | 刑事  |   |     |
| 昭和十四年 | 三三  | 一   | 三三  | 一  | 三二  | 一 | 三三  |
| 昭和十四年 | 六三  | 一   | 六三  | 一  | 六二  | 一 | 六三  |
| 昭和十四年 | 一九  | 一   | 二〇  | 一  | 一九  | 一 | 二〇  |
| 昭和十四年 | 二四  | 一   | 二五  | 一  | 二四  | 一 | 二五  |
| 昭和十四年 | 八   | 一   | 九   | 一  | 八   | 一 | 九   |
| 昭和十四年 | 五二  | 一   | 五三  | 一  | 五二  | 一 | 五三  |
| 昭和十四年 | 一六九 | 一   | 一七〇 | 一  | 一六九 | 一 | 一七〇 |

新受理件數(區裁判所)

| 種別       | 昭和十四年 |     | 種別       | 昭和十四年 |     |
|----------|-------|-----|----------|-------|-----|
|          | 豐原區   | 真岡區 |          | 豐原區   | 真岡區 |
| 通商訴訟     | 一七    | 九   | 假差押假處分   | 三六    | 二七  |
| 和解       | 二     | 一   | 強制執行     | 三三    | 一六  |
| 禁治產禁治產失踪 | 二     | 一   | 競執       | 二     | 一   |
| 督促       | 一三    | 一   | 非訟事件     | 二六    | 三九  |
| 破産       | 一     | 一   | 人事調停     | 一     | 一   |
| 和示       | 一     | 一   | 金錢債務臨時調停 | 六三    | 四〇  |
| 公催       | 一     | 一   | 其他事件     | 四六    | 六〇  |
| 第一審略式    | 一     | 一   | 其他事件     | 九六    | 一〇〇 |
| 第一審私審    | 一     | 一   | 其他事件     | 四六    | 六〇  |
| 計        | 二五    | 一六  | 計        | 一八四   | 一四七 |

犯罪檢舉件數(一)

(昭和十四年)

| 罪名   | 件數 | 罪名    | 件數 | 罪名                   | 件數  |
|------|----|-------|----|----------------------|-----|
| 殺人   | 三  | 失火    | 三三 | 古物商取締法違反             | 六   |
| 竊盜   | 五〇 | 詐欺    | 九  | 輸出品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律違反 | 四   |
| 傷害致死 | 九  | 賭博    | 二  | 榑太廳令違反               | 三九  |
| 傷害   | 三三 | 横領    | 二〇 | 其他                   | 三五  |
| 過失傷害 | 三三 | 略取誘拐  | 八  | 計                    | 三一七 |
| 過失失火 | 三  | 森林法違反 | 五  |                      |     |
| 放火   | 四  | 文書偽造  | 一六 |                      |     |

犯罪檢舉件數(二)

(昭和十四年)

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 榑太地方検事局 | 五三件   | 七八人   |
| 豊原區検事局  | 八四七   | 一、〇九九 |
| 真岡區検事局  | 一、五〇三 | 二、二四五 |
| 知取區検事局  | 七七二   | 一、〇八三 |
| 計       | 三、一七五 | 四、五〇五 |

登記事務 裁判所開設當時は事件僅少なりし爲、取扱官廳は豊原、真岡兩區裁判所及豊原區裁判所  
大泊出張所のみなりしが、國有土地拂下並に人口の増加取引關係の頻繁となるに従ひ、逐年著しく其



の数を増加しつゝあるを以て其の趨勢に應ずる爲、泊居、元泊、珍内、留多加、敷香、本斗、落合、惠須取の各町村に漸次登記官廳を設置せられ今日に至れり。各區裁判所及出張所に於て取扱ひたる件數左の如し

登記事件表 (昭和十四年分)

| 種別  | 不動産  |        | 商業    |        | 其他  |        | 確定日數  | 合計     |       |
|-----|------|--------|-------|--------|-----|--------|-------|--------|-------|
|     | 登記   | 閱覽謄本抄本 | 登記    | 閱覽謄本抄本 | 登記  | 閱覽謄本抄本 |       | 件數     | 登録料   |
| 豊原區 | 九五三  | 三、九〇三  | 二六七   | 八八八    | 一八三 | 八一七    | 二八三   | 一四、五七五 | 九、九七五 |
| 大泊出 | 八〇一  | 二、三四一  | 一六一   | 五五八    | 一三四 | 七、四六〇  | 一八六   | 七、一八五  | 一、三三〇 |
| 留多加 | 四三三  | 八七九    | 二五〇   | 四七〇    | 五九  | 九四〇    | 三三    | 一、三八〇  | 二、六八六 |
| 落合出 | 五二〇  | 一、二〇四  | 六五    | 九七〇    | 六五  | 五、九六五  | 三三    | 一、七七〇  | 一、二二〇 |
| 知取區 | 二二〇  | 四五一    | 一八    | 四五一    | 四一  | 六、二五〇  | 二二    | 一、〇五〇  | 二、五九三 |
| 元泊出 | 一一四  | 二五七    | 三三    | 九三〇    | 一九  | 一、五七〇  | 七     | 二、二五   | 一、七四  |
| 敷香出 | 三六七  | 八七〇    | 一二五   | 八七六    | 九九  | 三、七九七  | 一三六   | 六、九七五  | 八、五八七 |
| 眞岡區 | 七七七  | 一、七二一  | 一四七   | 二、九二五  | 一〇四 | 一、五〇七  | 一三八   | 五、六八五  | 一、二二七 |
| 合計  | 六、四七 | 一七、八二七 | 一、二九五 | 五九、六五五 | 九三七 | 一、一四二  | 一、〇一〇 | 四、七三〇  | 一、九二七 |

|     |       |        |       |        |     |       |       |       |     |       |       |       |
|-----|-------|--------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 本斗出 | 四八九   | 一、一〇六  | 五三    | 三、〇〇〇  | 九九  | 三、五〇〇 | 五四    | 二、五六五 | 五六  | 一、六八〇 | 七、五〇  | 六、三二六 |
| 泊居出 | 三五六   | 九八五    | 一一一   | 三、八四〇  | 五七  | 二、九四二 | 四八    | 一、八〇〇 | 二八  | 八、四〇〇 | 六〇〇   | 八、〇〇六 |
| 珍内出 | 一一六   | 一、六七二  | 一三    | 六〇〇    | 七   | 一、〇〇〇 | 一一    | 三、九〇  | 八   | 二、四〇〇 | 一、五五  | 二、二七六 |
| 惠須取 | 一、三三一 | 三、九三八  | 一九二   | 九、七九五  | 七〇  | 八、七〇二 | 六八    | 三、六三〇 | 三九  | 二、一七〇 | 一、七〇〇 | 二、八六二 |
| 計   | 六、四七  | 一七、八二七 | 一、二九五 | 五九、六五五 | 九三七 | 一、一四二 | 一、〇一〇 | 四、七三〇 | 三〇九 | 九、二七〇 | 一、〇〇八 | 一、九二七 |

執達吏事務 從來事件少かりし爲執達吏を置くに至らざりしが、近年著しく事件増加したるを以て豊原區裁判所は昭和七年十一月より、眞岡區裁判所は昭和九年四月より各専任執達吏を常置し其の事務を取扱ひ居れり。尙知取裁判所は開廳後日淺くして未だ執達吏の常置なく裁判所に於て其の事務取扱を爲し居れり。公證人事務 豊原區裁判所管内は近年著しく事件増加したるを以て公證人を置き昭和六年七月より豊原に於て取扱を開始するに至れり。然れ共眞岡、知取兩區裁判所管内は未だ其の機に到らず同所判事其の事務を取扱ひ居れり。辯護士 領有當時に於ては百般未開の状況にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て衆人の便宜を圖る爲辯護士に非らざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり。是所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ、最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り

其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り其の處理の爲には従前の如く業務を爲し得ることゝせり。而して昭和十四年末に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は八名となれり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌握し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行（土人には施行せられず）せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ、昭和十四年末に於て戸數七一、八〇八戸、人口三五五、三三〇人を算し尙逐年増加の趨勢にあり。又昭和七年十二月勅令第三七三號を以て樺太施行法律特例中改正せられたる結果昭和八年一月より樺太アイヌ人に對し戸籍法の施行を見るに至れり。

昭和十四年に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し

| 種別 | 件數    |       | 種別    | 件數    |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|    | 本籍人   | 非本籍人  |       | 本籍人   | 非本籍人  |
| 出生 | 五、五四九 | 七、四〇六 | 隱居    | 六     | 一     |
| 知生 | 二五二   | 一三五   | 死亡及失踪 | 二、八三四 | 四、六四五 |
| 計  | 五、八〇一 | 八、五六一 | 計     | 六、九八四 | 六、九八四 |

| 養子縁組<br>氏名族稱の變更及襲爵<br>國籍得喪<br>家督相續人の指定<br>入籍離籍及復籍拒絕<br>養子離縁<br>婚姻<br>推定家督相續人の廢除 | 件數    |       | 家督相續<br>廢家及絶家<br>分家及廢絶家再興<br>離縁<br>親權後見及保佐<br>就籍及轉籍<br>追完訂正其他<br>計 | 件數     |       |
|---|-------|-------|--|--------|-------|
|   | 本籍人   | 非本籍人  |  | 本籍人    | 非本籍人  |
|   | 五九六   | 二二二   | 六六三  | 一一一    | 三五    |
|   | 四     | 三     | 一、二〇四  | 五二     | 一、二五五 |
|   | 一〇    | 一     | 一四七  | 七二     | 二八    |
|   | 二五八   | 五     | 三  | 一七     | 五五    |
|   | 九七    | 三六    | 二、六四三  | 三九     | 二、七七一 |
|   | 二、五四五 | 一、二五六 | 五二   | 三七二    | 八八三   |
|   | 二     | 一     | 一七、五三〇   | 一三、八八八 | 三、三三八 |
|   | 二     | 二     | 三、七〇三  | 二      | 二     |

### 第三節 供託事務

大正十一年四月供託法施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に樺太供託局を置き、眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなり、更に昭和十四年一月知取に出張所を設けたり。樺太供託局、同眞岡出張所、同知取出張所の取扱ひたる件數、金額左の如し

供託事件表

| 種別      | 昭和十一年  |            | 昭和十一年 |            | 昭和十一年 |            |
|---------|--------|------------|-------|------------|-------|------------|
|         | 前年ヨリ繰越 | 受          | 拂     | 前年ヨリ繰越     | 受     | 拂          |
|         | 件数     | 金額         | 件数    | 金額         | 件数    | 金額         |
| 樺太供託局   | 八四     | 三〇,三七・六一五  | 六四    | 二二,四七八・四四〇 | 八〇    | 二五,九三三・一九〇 |
| 有價證券    | 九      | 一七,六五〇・〇〇〇 | 五     | 七,七七五・〇〇〇  | 四     | 三,七七五・〇〇〇  |
| 利息      | —      | —          | 三六    | 二五七・九七〇    | 三六    | 二五七・九七〇    |
| 計       | 九三     | 四七,六八七・六一五 | 一〇五   | 二〇,五一一・四一〇 | 一一〇   | 二九,九五六・一六〇 |
| 樺太眞岡出張所 | 三八     | 一一,六八四・三三〇 | 三七    | 一一,〇三〇・五九〇 | 三〇    | 九,二七〇・〇〇〇  |
| 有價證券    | 六      | 一一,一八〇・〇〇〇 | 三     | 七,七五〇・〇〇〇  | 二     | 四,五〇〇・〇〇〇  |
| 利息      | —      | —          | 二〇    | 五四・一六〇     | 二〇    | 五四・一六〇     |
| 計       | 四四     | 一四,八六四・三三〇 | 六〇    | 一九,八三四・七三〇 | 五二    | 九,七四四・一六〇  |
| 同知取出張所  | —      | —          | 四     | 二〇,〇〇〇     | 三     | 三三〇・〇〇〇    |
| 有價證券    | —      | —          | —     | —          | —     | —          |
| 利息      | —      | —          | —     | —          | —     | —          |
| 計       | —      | —          | 四     | 二〇,〇〇〇     | 三     | 三三〇・〇〇〇    |

### 第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及眞岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決、既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果樺太刑務所と改稱し同年十一月眞岡に樺太刑務所眞岡出張所設置せらる。大正十三年十二月官制改正に依り樺太刑務所廢止せられ札幌刑務所樺太支所と改稱樺太刑務所眞岡出張所は札幌刑務所眞岡出張所と改稱す。昭和四年十二月司法省告示第四十二號に依り札幌刑務所樺太支所を樺太刑務支所に、札幌刑務所眞岡出張所は眞岡刑務支所と改稱し、昭和十一年三月官制改正に依り樺太刑務支所は樺太刑務所と改稱し、同月司法省告示により眞岡刑務支所は樺太刑務所の管轄となり現在に至る。

一、樺太刑務所昭和十四年末に於ける收容人員左の如し

|            |      |       |      |
|------------|------|-------|------|
| 受刑者        | 二四六人 | 刑事被告人 | 二六人  |
| 勞役場留置者     | ナシ   | 計     | 二七二人 |
| 新受刑者犯數百分比例 |      |       |      |

| 年次    | 犯數  |   | 性別 | 新受刑者數 | 初犯   | 二犯   | 三犯   | 四犯   | 五犯以上 | 十犯以上 |
|-------|-----|---|----|-------|------|------|------|------|------|------|
|       | 男   | 女 |    |       |      |      |      |      |      |      |
| 昭和十四年 | 三三三 | 三 | 男  | 三三三   | 〇・三四 | 〇・一三 | 〇・一三 | 〇・一三 | 〇・三三 | 〇・〇五 |
|       |     |   | 女  | 三     | 〇・六七 | —    | —    | —    | —    | —    |

備考 本表新受刑者數ニハ拘留受刑者男四七名、勞役場留置者男二一名ハ掲上セズ

二、眞岡刑務支所に於ける昭和十四年末收容人員左の如し

收容人員 一二人

樺太保護會 本會は大正八年六月豊原に創立、昭和六年九月更に眞岡に其の支部設置さる。樺太刑務所及眞岡刑務支所釋放者及樺太地方裁判所管内に於ける刑の執行猶豫、起訴猶豫等の司法處分を受けたる者を主とし、その他本島に歸住すべき者にして内地司法保護團體よりの囑託を受けたる者を保護指導す。

樺太保護會保護人員 (昭和十四年)

一、收容保護したる者 四六

一、間接保護したる者 一八〇

一、一時保護したる者 一三〇

同眞岡支部保護人員 (昭和十四年)

一、收容保護したる者

一、間接保護したる者

一、一時保護したる者

一

五二

八八

### 第五章 警察

#### 第一節 總說

##### 沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設け警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與し警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部となし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長となせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正し第三部を警察部となし警務長を警察部長に改めたり。  
大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離し管内須要の地に警察署及警察分署を設置

し専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

#### 警察機關の配置

現在警察部に警務課、警防課、保安課、經濟保安課、刑事課、高等警察課、衛生課及警察官練習所の七課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部派出所一、警部補派出所六、巡查部長派出所三七、巡查派出所一九、巡查駐在所九二を置く。

#### 警察區劃表

| 名  | 稱   | 位   | 置            | 管 | 轄 | 區 | 域 |
|----|-----|-----|--------------|---|---|---|---|
| 豐原 | 警察署 | 豐原市 | 豐原市、豐原郡      |   |   |   |   |
| 落合 | 警察署 | 落合町 | 榮濱郡          |   |   |   |   |
| 元泊 | 警察署 | 元泊村 | 元泊郡ノ内元泊村、帆寄村 |   |   |   |   |
| 知取 | 警察署 | 知取町 | 元泊郡ノ内知取町     |   |   |   |   |
| 敷香 | 警察署 | 敷香町 | 敷香郡、散江郡      |   |   |   |   |
| 大泊 | 警察署 | 大泊町 | 大泊郡、長濱郡、富内郡  |   |   |   |   |

警察

|        |      |                           |
|--------|------|---------------------------|
| 留多加警察署 | 留多加町 | 留多加郡                      |
| 本斗警察署  | 本斗町  | 本斗郡                       |
| 眞岡警察署  | 眞岡町  | 眞岡郡                       |
| 野田警察署  | 野田町  | 野田郡                       |
| 泊居警察署  | 泊居町  | 泊居郡、久春内郡、鶴城郡(鶴城村大字來知志一圓)  |
| 惠須取警察署 | 惠須取町 | 名好郡、鶴城郡(鶴城郡鶴城村ノ内大字來知志ヲ除ク) |

警察官吏の教養

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術實務を教授し併せて警察官吏の品質陶冶、人格の鍛鍊を圖り居れり。

教習科 新任の巡查を收容し、警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の都度之を定む。

二、其他

内務省警察講習所へ普通講習生として現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生課主催の衛生講習其他此の種の催しには努めて職員を派遣し、知識の普及向上並に素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

保安警察

工場

管下に於ける工場總數は昭和十四年末現在に於て二四八を算す。

一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滑なる發達を期しつゝあり。又勞資の關係は概して圓滿にして從來爭議等起りたることなき状態なり。

## 原 動 機

原動機は主としてバルプ工場、製材工場及罐詰工場等に使用せられ、之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみ適用したるを二馬力以上の原動機並に同電動機にも同規則を適用し之が取締に努力し以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

## 勞 働 者

土木、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くと共に時局産業たる炭礦業の急激なる勃興に従ひ、労働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。而して土木、林業等に要する労働者は何れも季節的に一時に需要増大する關係上労働者の拂底は勢ひ善良なる労働者を撰擇使用すること困難となり爲に身元不確實なる不良者介入し、雇主側に於ても古き慣習に囚はれ自由を拘束し、或は不當なる労働を強ひ、或は亦虐待する等諸種の弊害あるに鑑み之が改善のため労働者募集取締規則、周旋營業取締規則、勞務者使用取締規則及請負營業取締規則を制定し、以て極力之が取締を勵行しつゝあり。之がため往年の弊風漸く其の跡を絶たむとするの状況に在り。鑛業、工業等に從事する労働者は使用者との協調至極圓滿にして殆ど問題を惹起したる事例なし。尙勞務動員計畫に基き昭和十四年以來相當多數の鮮人労働者の入込みを見、主として炭礦業方面に於て稼働しつゝあり、而して是等鮮人に對しては其の特殊性に鑑み嚴密周倒なる取締を爲しつゝある爲比較的眞面目に労働し内鮮融和の實を擧げつゝある状況な

るも更に之が取締及對策の萬全を期しつゝあり。

## 警 防 警 察

## 建 物 火 災

本島は氣候の關係上火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、火災率甚だ多きに上れり。依て曩に煙筒取締規則を制定し、昭和二年には豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田更に昭和十年には落合、知取、敷香、惠須取の各市街地に屋上制限規則を實施し、本年二月從來の煙筒取締規則を廢止して新たに火氣取締規則を公布し、火氣使用の徹底的取締を期しつゝ防火建築の實行を慫慂すると共にポスターの配付、火防映畫、火防講演等を開催或は特に十二月一日を防火デーとするなど警火思想の普及宣傳に努めつゝあり。

## 林 野 火 災

林野火災の豫防及消防は建物火災と相俟つて特に管下に於ける主なる警察事務である故に林野火災警防の實を擧ぐるため例年左記に依り取締並に豫防宣傳に努めたる結果頗る良好なる成績を納めつゝあり。

- 一、林野火入に就ては林野火入取締規則を制定し嚴に火入の取締を勵行しつゝあり。
- 二、融雪乾燥期に入るや特に各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、各駐在所に火防巡視員を配置し或は林野火災豫防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。

四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしめ燃料に煉炭を使用するの外鐵道沿線の雜草を焼却せしむ。

五、ポスターの配付、活動寫眞の映寫竝に講演等を爲し山火警防思想の普及宣傳に努む。

## 警 防

國際情勢の推移と北邊防備の重大性とに鑑み、國土防衛と國家資源擁護の強力なる活動機關として昨年六月一日從來の消防組、防護團を改組統合して新たに各市町村に警防團を設置せり。

尙ほ本島警防の助成援助事業團體として、大正九年設立されたる樺太消防義會は警防團の設置と同時に樺太警防義會と改稱し、現在會員數一萬九千名に近く基金十萬圓を有し、その事業としては警防に關する調査研究、警防思想の普及徹底、弔慰救濟竝に慰靈祭執行、功勞者の表彰、會報の發行等に努めつゝあり。又日本全國の警防團を以て組織せる大日本警防協會に加入し警防團員の共濟表彰其他警防改善發達を圖りつゝあり。

更に昭和十三年十二月樺太防衛協會を設立し、基金十三萬五千圓を有し、その事業としては防衛機關の援助、防衛功勞者の表彰、防衛殉職者及傷病者の救護、防衛に關する設備及資材整備の獎勵助成等を行ひつゝあり。

## 水 難 救 濟

本島は四面海を環し漁業及航運業盛なると、一面地勢氣象等の關係上荒浪多く、従つて海難事故各

所に頻發するの實狀なり。依て警察としては常に警報の周知、警戒等之が警防に力を致しつゝあるが一面之が救濟機關たる帝國水難救濟會の活動を希求し、會員竝に基金の募集及救難所設置を急務とし、昭和二年之が計畫を樹て其の實現に努めたる結果昭和四年六月帝國水難救濟會樺太支部の設置を見、昭和十四年末現在に於ては救難所三四、同支所二、會員五、六七七名に達し、其の事業著々進行し水難救濟の實績を擧げつゝあり。既往に於ける救助成績（昭和十四年末調）は救助回數四四四、同船舶數六〇九、同人員三、八三〇名、同船體貨物價額七、一八六、三七〇圓を算す。

## 風 俗 警 察

新興地の弊として本島各地には料理店飲食店其他風紀上取締を要する諸營業極めて多く、動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之が取締を嚴にせる結果良成績を擧げつゝあり。

## 交 通 警 察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向にあるを以て海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、艇船及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し事故防遏に努めつゝあり。昭和十四年中に於ける海難罹災船舶は汽船六、發動機船四一、艇船五、磯舟其他九四なり。



陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ輓近各種交通機關漸次發達し、殊に道路の開鑿と共に自動車は各地に普及される。而して之等交通機關の増加と交通の頻繁は自然交通事故を惹起するに至りたり。之が取締に付ては道路取締令、自動車取締令其他に依り大體内地府縣同様に取締を爲し以て交通の安全を圖りつゝあり。

### 營業警察

警察取締を要する營業者は輓近異常の増加を來せり。其の主要市町村に於ては其の營業久しきに亘り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一攫千金を夢想し蝟集するもの多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、各營業共取締規則を制定し是に基き取締を勵行し、以て弊害を防止すると共に營業の堅實なる發展を圖りつゝあり。

尙昭和十四年末現在に於て旅人宿五七二、質屋六一、古物商九七四、湯屋一一七、乗合馬車三七〇、小廻船營業六六、周旋業四九、劇場二四、活動寫眞常設館一七あり。

### 經濟警察

戰時下に於ける經濟統制を確保せんが爲中央に於ける經濟警察制度の創設に即應し、當廳に於ても經濟諸法令の運營を確保する爲昭和十三年九月十日經濟警察官を緊急増員し其の陣容を整備し其の活

動に入りたり。然るに其の後統制は愈々強化せられ各種の法令は矢次早に公布施行を見るに及び經濟警察の事務は益々繁劇を加へたるを以て本年八月三十日警察部に經濟保安課を新設し指導、防犯、檢舉の綜合的強化を目指し違反の絶滅と經濟統制の圓滑なる遂行を期せんとなしつゝあり。

## 第三節 刑事警察

本島は少數の土人、外國人を除くの外大部分は内地人及朝鮮人なるを以て、犯罪の手段方法態様等は殆ど内地と異なる所なし、只溢水及水利に關する罪や禮拜墓に關する罪等は嘗て敢行せられたる事例存せず。

昭和十四年中に於ける犯罪發生件數は刑法犯五、五二二件、特別法犯四八一件、諸規則違反四三七件、合計六、四四〇件にして同年末人口三五五、三三〇人に對する其の割合は百人に對して一・八件なり。其の内容に於ては詐欺、竊盜、横領の財産罪が全体の八〇パーセントを占め、之に次ぐものは賭博、傷害、失火の諸罪なり。犯罪面に表現せられる本島の特殊性を見れば先づ財産罪中の首位にあるものは詐欺罪にして、その又大半は勞働者が前借名下に金品を騙取する前借詐欺が占め次に賭博、傷害、失火の諸罪が多發する點を擧げ得。前者は本島の勞働力が殆んど出稼者に俟つの事情を後者は氣候寒冷にして娛樂機關乏しく自然酒色に耽け勝なること並に一般に火氣使用の多きことを各々

物語る。

最近又旅行的犯罪が増加しつゝあり。更に時局を反映する兇悪放恣なる犯罪が漸増の傾向にある。之等の多くは本島が炭礦業、林業、土木業等が躍進的に殷盛を呈しつゝあるに伴ひ内地方面より入込む犯罪手配中の者、前科者等に依り行はれつゝあり。

敘上の事實に鑑み將來一段と刑事警察の機構を刷新充實し更に防犯活動を振起して犯罪防遏の完璧を期しつゝあり。

## 第六章 衛生

### 第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強ふるに足るものあり。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ各種産業の勃興、交通機關の發達及人口の増加著しく、從て交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。尙傳染病中コレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなく又風土病と稱するものなし。

醫療機關は漸次充實し人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。

|    |                  |       |      |      |    |     |    |    |      |
|----|------------------|-------|------|------|----|-----|----|----|------|
| 市場 | 理髮業              | 清涼飲料水 | 冰雪營業 | 牛乳營業 | 屠場 | 賣肉業 | 屠獸 | 屠夫 | 汚物掃除 |
| 一五 | 結理<br>四〇四<br>一六九 | 一〇    | 六    | 三七   | 三〇 | 二七三 | 二  | 七  | 三    |

### 第二節 醫事

#### 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に於て樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始とす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活し、同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止し豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

(昭和十四年末調)

| 醫院別 | 職 員         |       |       |    | 分 科                                | 病床數 | 昭和十四年中 |        |      |
|-----|-------------|-------|-------|----|------------------------------------|-----|--------|--------|------|
|     | 醫師          | 齒科藥劑師 | 書記看護婦 | 產婆 |                                    |     | 患者及入院  | 往診     | 人員   |
| 眞岡  | 九           | 一     | 二     | 一  | 内科、外科、小兒科、婦人科、耳鼻喉科、皮膚科、眼科、齒科、レントゲン | 一七  | 延七、八五二 | 延一、七二八 | 延四九五 |
| 大泊  | 四           | 一     | 一     | 一〇 | 内科、外科、婦人科、耳鼻喉科、レントゲン、小兒科、眼科        | 六〇  | 延一、五三四 | 延九、七〇四 | 延七三四 |
| 豊原  | 九           | 一     | 二     | 二  | 内科、外科、小兒科、婦人科、耳鼻喉科、皮膚科、眼科、齒科、レントゲン | 一七  | 延三、八五九 | 延二、六八一 | 延二〇三 |
| 備考  | ×印ハ看護婦兼務ヲ示ス |       |       |    |                                    |     |        |        |      |

#### 公 醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、受持區域を指定し一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を興ふ。昭和十四年末に於て八六名あり。

#### 醫師、齒科醫師其の他

從來本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄なる爲病院の如きも概ね小規模なりしが、近時各種産業の勃興及び人口の増加に伴ひ敷香、野田町に於ては町立病院を設立し其の他の町に於ても之が計畫中

のものあり亦鑛業方面に於ては相當大規模の病院を經營する等漸時醫療機關は充實されつゝあり。昭和十四年末現在醫師、齒科醫師等左表の通にして醫師一名に對する人口割合一、五二二名、齒科醫師一名に對する人口割合三、九九二名なり。

|      |     |      |     |       |     |     |           |
|------|-----|------|-----|-------|-----|-----|-----------|
| 有資格醫 | 假免許 | 有資格醫 | 假免許 | 有資格產婆 | 假免許 | 看護婦 | 鍼灸術       |
| 一三   | 七三  | 六五   | 二四  | 二五    | 三   | 五   | 鍼灸術<br>六三 |

### 第三節 治療機關

財團法人樺太慈惠院其の他あり。第十一章に於て既述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり。右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和十四年度末に於ける資産一四六、七四六圓餘を有し、普通病室七室、精神病室一四室、患者收容定員普通五〇名、精神病患者一四名にして、現在收容しつゝあるは市町村の委託に依る行旅商人及精神病患者並に私人委託の精神病患者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

| 年度    | 區別 | 收容      |    | 人員 |               |
|-------|----|---------|----|----|---------------|
|       |    | 前年度ヨリ越收 | 容退 | 院死 | 年末現在          |
| 昭和十四年 |    | 五〇      | 三三 | 三  | 二六            |
|       |    |         |    |    | 延人員<br>一七・四〇〇 |

### 第四節 藥事

警察部及各警察官署並に樺太廳醫院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、アルコール、各種チンキ劑等なり。賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。昭和十四年末營業者左の如し

|           |    |     |        |     |     |             |
|-----------|----|-----|--------|-----|-----|-------------|
| 藥劑師、藥種商其他 |    |     |        |     |     |             |
| 藥劑師       | 藥局 | 藥種商 | 毒物劇物營業 | 製藥者 | 賣藥業 | 賣藥請賣        |
| 七一        | 四二 | 六三  | 五九     | 一七  | 一九  | 一、四七二       |
|           |    |     |        |     |     | 賣藥行商<br>七三五 |

### 第五節 海港檢疫

海外との交通は從來北樺太及沿海州との間に於て小船舶の往來頻繁なりしが、北樺太及沿海州に於ける日本軍撤退後は沿海州との交通は其の跡を絶ち、僅かに北樺太より入港するものあるのみにして傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航行なく、

従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之を取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

### 第六節 檢 査

娼・妓 豊原及眞岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て每週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝・妓・酌・婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、その他の地方に在りては月三回指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和十四年中娼妓及藝妓酌婦の健康診斷成績左の如し

| 種 別 | 受診延人員  | 有 病 者 |      |       | 計   | 延人員百ニ付<br>花柳病患者 |
|-----|--------|-------|------|-------|-----|-----------------|
|     |        | 毒 癩 病 | 軟性下疳 | 其他傳染病 |     |                 |
| 娼 妓 | 四、二四一  | 一〇    | 四八   | 二     | 九九  | 二・三三            |
| 藝 妓 | 一七、三九三 | 二六    | 六四   | 三     | 一三三 | 〇・七一            |
| 酌 婦 | 三、六八八  | 八二    | 一九   | 六     | 三〇〇 | 〇・九五            |

### 第七節 飲料水及氷

#### 上 水

現に上水道の設備あるは豊原市、大泊町、眞岡町、泊居町、本斗町及名好村にして惠須取町及其他の町村に於ても工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫實施中なり。

#### 清 涼 飲 料 水

清涼飲食水營業者及之が製造場は豊原市、榮濱村、大泊町、眞岡町、惠須取町、知取町及敷香町に在り。其の水質竝に製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に付ては賣品の検査を施し不良品の取締を勵行せり。昭和十四年中に於ける製造高はラムネ六、〇〇〇本、サイダー類二、六二六、八二八本其の他六四、一一八本等なり。

#### 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適し、氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴す

るの外販賣場に就き現品を収去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和十四年中に於ける營業者六八、採取高九、一八二、一三〇恥を示し、其の品質極めて良好なり。

### 第八節 屠場及屠畜

屠獸場は各主要市街地に一箇所を有し、何れも風教上、衛生上支障なき箇所に存置しありて、昭和十四年末に於ける屠場数は三〇箇所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員に依り生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し檢印を（所轄警察署に於て）付し販賣せしめつゝあり。

### 第九節 飲食物及其他の物品

#### 牛 乳

牛乳營業者は昭和十四年末現在三六七人あり。之が取締に付ては各警察署に於て畜舎検査、取扱場臨檢を行ひ、尙乳質に付ては廳令に定むる試験方法（内務省令と同様）に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右検査に依り尙要すれば衛生試験方法に依り藥劑師又は獸醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。

#### 生 肉

屠獸肉、鳥肉、魚介類に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容疑品にして良否眞實等不明なる場合は藥劑師或は獸醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

#### 飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其他飲食物を調理竝に取扱を業とする者の營業所又は其の調理品、製造器具に對しては時々警察署に於て臨檢又は検査し尙要すれば藥劑師等の専門的技術者の鑑定と相俟つて之が取締の完全を期しつゝあり。

#### 飲食用器具類

飲食用器具（金屬製品、陶磁器品、漆器類）中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり、之を連續使用することに依り慢性中毒を醸致する事例屢々あるを以て、之が取締に付ては必要に應じ醫師の生物學的鑑定、藥劑師の化學的鑑定等衛生試験を施行し保健衛生に努めつゝあり。

### 第十節 傳染病

**法定傳染病** 法定傳染病はチフテリアを首位とし腸チフス、猩紅熱之れに亞ぎ、其の他赤痢、バラチフス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふことゝなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。

昭和十四年に於ける發生狀況左の如し

| 區別    | 年次  | 昭和十四年 | 區別       | 年次  | 昭和十四年 |
|-------|-----|-------|----------|-----|-------|
| 腸チフス  | 患者  | 二五七   | 痘        | 患者  | 一     |
| チフテリア | 患者  | 五三    | 流行性腦脊髄膜炎 | 患者  | 三四    |
|       | 死亡者 | 四四    |          | 死亡者 |       |
|       | 死亡者 | 五     |          | 死亡者 |       |

| 區別    | 年次  | 昭和十四年 | 區別  | 年次 | 昭和十四年 |
|-------|-----|-------|-----|----|-------|
| バラチフス | 患者  | 一七    | 計   | 患者 | 九六七   |
| 猩紅熱   | 患者  | 三七    | 患者  | 百ニ | 對ス    |
| 赤痢    | 患者  | 三     | 死亡者 | 率  | 一三・〇七 |
|       | 死亡者 | 六     |     |    |       |
|       | 死亡者 | 一五    |     |    |       |

**結核** 本島の氣候寒冷なると住民の多くは半歳に亘る冬期屋内に籠居するを以て結核患者多く累年遞増の傾向に在り昭和十三年内地に於ける結核死亡人口一万に對する二〇・六に對し本島は二六・二の多きを示せり。樺太廳に於ては右の事情に鑑み昭和十四、十五年の兩年度に於て豊原市大澤に結核療養所豊養園を設立（約百床）し併て結核豫防法を施行すべく手續中なり。

最近五ヶ年間に於ける本島結核死亡者數左の如し

| 年     | 別 | 呼吸器ノ結核 | 其ノ他ノ結核 | 計     |
|-------|---|--------|--------|-------|
| 昭和十一年 | 年 | 四七九    | 二一七    | 六九六   |
| " 十二年 | 年 | 六〇〇    | 二三九    | 八三九   |
| " 十三年 | 年 | 六〇〇    | 二七五    | 八七五   |
| " 十四年 | 年 | 五九六    | 二九二    | 八八八   |
| " 十五年 | 年 | 七五一    | 二九三    | 一、〇四四 |

### 第十一節 汚物掃除

塵芥 比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に付ては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。其の經營管理者を觀るに市町村經營、衛生組合經營及び汚物掃除營業者等に依る三にして、昭和十四年末に於ける狀況は左の通りなり。

市町村經營 豊原市、落合町、大泊町、本斗町、眞岡町、泊居町、惠須取町、泊岸村

衛生組合經營 留多加町、知取町

汚物掃除營業者 野田町、敷香町

尿尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に溜溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に付ては充分の研究を要す。

## 第七章 財政及金融

### 第一節 財政

#### 概 説

樺太の歳計は領有當時臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月限り軍政を廢し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租稅其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することゝなれり。今特別會計開始以來十年毎の收入及支出額を示せば左の如し

樺太廳特別會計歳入及歳出(決算) (單位圓)

| 年 度       | 歳 入        |           |         |             | 計          | 歳 出        |
|-----------|------------|-----------|---------|-------------|------------|------------|
|           | 收 入        | 補 充 金     | 繰 入 金   | 公 債 及 借 入 金 |            |            |
| 明 治 四 十 年 | 1,037,046  | 629,406   | —       | —           | 1,666,453  | 1,221,968  |
| 大 正 五 年   | 2,058,576  | 293,575   | 339,255 | —           | 2,691,406  | 1,851,843  |
| 昭 和 元 年   | 18,339,308 | 1,577,343 | 618,824 | 1,766,563   | 22,302,038 | 17,734,099 |



|               |          |         |          |   |          |          |
|---------------|----------|---------|----------|---|----------|----------|
| 昭和十年          | 二七、五五、四二 | —       | 一五、三三、四五 | — | 四二、九〇、五九 | 二七、四六、四三 |
| 昭和十五年<br>(算定) | 六八、〇七、六九 | 四、八二、〇〇 | 一三九、九八   | — | 六六、九七、四五 | 六六、九七、四五 |

歳入

一、租 税

樺太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、出港税、消費税、鑛業税、漁業税、資本利子税、法人資本税、相續税、外貨債特別税、揮發油税、特別法人税、骨牌税、登録税、印紙税、噸税、關稅及臨時利得税、支那事變特別税等にして特殊のものを除き支廳長に於て賦課徴收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することゝなり居れり。今其の各自に就き左に説明せむ。

**市街宅地税** 本税は大正十年四月の制定に係り特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入は六八三〇圓なりしが昭和十五年度豫算額は一〇、九七八圓を示す。

**所得税** 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し爾來數次の改正を爲したり。其の課率は第一種(同族會社に對する加

算税率を除く)第二種(丙を除く)は内地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算税率及第三種は内地に比し概して低減し、猶昭和十二年より臨時増徴税を課し、本税實施初年度歳入は一〇五、二七五圓にして、昭和十三年より支那事變特別税令に依り逐次増徴し且第三種所得税の免稅點を引下げ昭和十五年度豫算額は一、六一一、八九七圓を計上するに至れり。

**營業收益税** 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準に依り課税せられたるに依り各業體毎に其の標準を異にしたりしも本税は法人に在りては全部の營利法人に對し各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に、個人に在りては營業の純益金額に課税し個人の課税營業種類は物品販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共内地と同一にして個人の課税最低限は内地より高く、昭和十二年より法人に對し臨時増徴税を課し營業税は施行初年度即ち明治四十年度歳入二五、〇〇〇圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し昭和十五年度豫算額は一、一二八、〇二七圓を計上するに至れり。

**酒造税** 本税は創始時代營業税中に加へられ三等級課税なりしが、大正五年より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となれるものなり。之が課率は課率を異にする外略内地同様にして、昭和七年十一月一部改正せられ第一種清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒及酒精は一石に付酒精分一

度毎に七十五錢(但し一石に付二二・五〇圓を下ることを得ず)第二種酒精含有飲料は一石に付酒精分一度毎に一・八〇圓(但し一石に付四十二圓を下ることを得ず)の税率となりしも、昭和十二年臨時増徴に依り第一種酒造税は一石に付酒精分一度毎に八十五錢(但し一石に付二十五圓五十錢を下ることを得ず)となり、酒類の製造に付ては新に免許制度を採用し、造石数の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、焼酎五十石なるに對し、清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。尙昭和十五年に於て酒類中に合成清酒を加へ酒類の異なる毎に税率を定めたり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一・〇五一石なりしが本税の獨立したる大正十年度酒造石高は六、六二〇石となり、其の後漸次増加歩合上昇し昭和十四年酒造年度分は其の見込石數四四、一五〇石、此の豫算税額一、六一一、八七〇圓を計上するに至れり。

**出港税** 本税は樺太に於て製造したる酒類を帝國內の他の地方へ移出するとき焼酎に在りては酒造税法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて一〇三圓の歳入あり。昭和十五年度には豫算税額七二〇圓を計上す。昭和十三年四月よりは支那事變特別税令の施行に伴ひ移出先に於ける内國税と同一税率に依り課する事と改まれり。

**消費税** 砂糖消費税は明治四十二年度より、織物消費税は明治四十三年度より當該税法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より輸入取引ありたる際課税するの狀態にして、砂糖消費税は大正十三年度初めて三十六圓、織物消費税は大正十一年度十七圓、大正十二年度十一圓、大正十四年度二三四圓の歳入ありたるに過ぎざりしも昭和十一年砂糖工場の新設に依り昭和十五年度豫算額八五五、九三七圓を計上す。

**鑛業税** 本税は創始當時は雜種税中に加へられ課税したるも、大正十一年四月鑛業法及砂糖區税法の全部を施行し内地同様賦課することゝなれり。これが實地當初たる大正十一年度の歳入は一、二四、五九〇圓にして臨時増徴を含み昭和十四年度豫算額四二八、一〇四圓を計上せるも昭和十五年税制改正に依り、鑛産税は同年四月一日より廢止の結果減收となり、昭和十五年度豫算額二〇五、〇五三圓を計上せり。

**漁業税** 本税は從來租税外收入として漁業料の目にて徴收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歳入額實に七十八萬圓を算したりしが、其の後數次税法の改正ありたるが漁獲高の漸減に依り昭和十五年度には豫算額一二四、七七五圓を計上せり。

**資本利子税** 本税は昭和十二年度より實施せり。樺太に於て支拂を受くる(甲種)公債、社債又は銀行預金の利子、(乙種)第三種所得税を納むる者が第三種の所得中非營業貸金又は預金の利子に對し賦課す。昭和十五年度豫算額一五三、〇四二圓を計上せり。

**法人資本税** 本税も昭和十二年度より實施せり。法人の資本に付之を賦課す。昭和十三年より支那事變特別税令に依り増徴したるも昭和十五年度は税率を引上げ豫算額八三、七〇七圓を計上す。

**相續税** 本税も昭和十二年度より実施せり。課税標準は内地と同様にして税率は内地の臨時増徴を含まざるものと同率なり。昭和十五年度豫算額は六、八四七圓を計上す。

**外貨債特別税** 本税は内地同様昭和十二年度より実施されしが本島には課税物件僅少にして、外國通貨を以て表示する國債及地方債並に日本法人の發行したる社債の利子に付賦課す。昭和十五年度豫算額五〇圓を計上す。

**揮發油税** 本税は内地同様昭和十二年度より實施されたり。昭和十五年度豫算額五〇圓を計上す。

**特別法人税** 本税は内地同様昭和十五年度より實施されたり。昭和十五年度豫算額四、五八九圓を計上す。

**骨牌税** 本税は昭和六年度より實施せり。然れども本島には製造者なく内地より朝鮮に移出せられ更に本島に再移出せらるゝ免除骨牌に對し賦課する状態に在り、印紙を以て納入せしむ。

**登録税** 本税は不動産、鐵道、工場財團、鑛業財團、漁業財團、商會社、辯護士、鑛業權、砂鑛業、漁業權又は入漁權等の登記に關し之を賦課す。大正十年より實施せられ印紙を以て納入せしむ。

**印紙税** 本税は大正五年より實施せり。財産權の創設移轉、變更若は消滅を證明すべき證書帳簿及財産權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作製するものをして納付せしむ。

**噸税** 本税は明治四十二年より實施せり。外國貿易の爲め外國に往來する船舶の開港に入港の都度登簿噸數一噸又は積量十石に付七錢（但し右の三倍に相當する額を一時に納付する時は其の港に於

て滿一ケ年免除）の割合に依り課すものにして、船舶入港したる時船長より税關に納付せしむ。

**關稅** 本税は明治四十二年より實施せるものにして輸入貨物に對し關稅定率法に依り之を課し、輸入申告者より税關に於て徵收す。

**臨時利得税** 本税は昭和十年より實施せられ昭和十三年の稅制改正に於て支那事變に依る利得を新たに課税に加へ従前の利得に對する稅率を引上げたるも昭和十五年超過所得稅を統合し稅率の引上げをなしたり。而して昭和十五年度豫算額は一、九六三、七九七圓を計上せり。

**支那事變特別税** 昭和十三年支那事變の推移に連れ、軍事費の一部を補充する爲北支事件特別税に代る本税が内地同様の課稅方法を以て實施され所得稅及法人資本稅を増徴し利益配當稅、公債及社債

利子稅、建築稅、通行稅、入場稅、特別入場稅、物品稅及飲食遊興稅を新設したり。

本税の昭和十五年度豫算額は八四六、二七〇圓を計上せり。

**二、租稅外收入** 租稅外收入の概要を記述すれば左の如し

イ、郵便、電信、電話、切手收入三、三一九、九三五圓

ロ、鐵道に依る旅客、手小荷物、貨車、自動車及其他鐵道より生ずる收入一三、八六四、四〇五

圓

六、官設醫院の入院料、往診料、薬價、治療料及其他醫院より生ずる収入二五八、九六二圓  
 七、中央試験所に於ける水産部、農業部、畜産部、林業部の収入三九、八八四圓  
 八、國有森林に於ける原木官行斫伐及其他副産物の賣拂収入三二、三四五、二五五圓  
 九、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其他官有物の貸付料収入一四四、八二〇圓  
 十、印紙収入 収入印紙の賣拂代及税印押捺に依る現金収入にして、昭和十五年豫算額三六二、七九五圓を計上す。  
 十一、煙草專賣益金受入 本島に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和十五年豫算額は二、〇〇一、六六〇圓を計上す。  
 十二、雑収入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料、水面使用料、恩給法納金、大藏省預金部特別會計より受入金及其他の雑収入等にして昭和十五年豫算額は九一六、八六六圓を計上す。  
 十三、官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、蔬菜畑、埋立地、建物、船舶、石炭、物品其他の官有物拂下に依る収入にして、昭和十五年豫算額は一五四、四〇六圓を計上す。  
 十四、返納金 定期及据置貸金の返納金にして、昭和十五年豫算額は六五六圓を計上す。  
 十五、前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらるゝものにして昭和十五年豫算額は一三九、九八八圓を計上す。

圓を計上す。

歳 出

昭和十五年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し

歳 出 總 計 六六、九七一、四五七  
 經 常 部 三一、四五九、八四九  
 臨 時 部 三五、五一、六〇八

(1) 歳出經常部

一、樺太神社費及神饌幣帛料 一八、二七六  
 主として官幣大社樺太神社及樺太護國神社に要する交付金等にして大要左の如し  
 樺太神社費 一三、〇〇〇  
 神饌幣帛料 二七六  
 樺太護國神社費 五、〇〇〇  
 二、樺太廳の經費 二、六〇〇、一一七  
 主として樺太廳、支廳及支廳出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し  
 俸 給 八一三、六〇一  
 財政及金融

廳 費

二六〇、〇九九

町村長諸給

六六、七二八

雇員給及傭人料及給與

五七七、八六五

其の他の雑給及雑費

八八一、八二四

一、教育に關する經費

三、四八五、一四九

中學校、高等女學校、師範學校及工業學校、青年學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し

俸 給(奏任、判任給)

六一二、二五七

中 學 校 費

一六〇、五六七

高等女學校費

七一、六五五

師範學校費

一五八、六六五

拓殖學校費

五七、〇八七

工業學校費

三九、一八七

青年學校費

八、七七九

水産學校費

四〇、七二五

小學校教員諸給

二、三三六、二二七

一、警察に關する經費

一、八〇九、九〇五

俸 給

六八、九一二

事 務 費

一、七四〇、九九三

一、林務署に關する經費

三、六一六、七九九

各林務署に於ける林木の年期賣拂、官行斫伐等の事業に要する經費にして大要左の如し

俸 給

五五一、三七一

事 務 費

一、一五一、四二八

斫 伐 費

一、九一四、〇〇〇

一、現業に關する經費

一六、三七五、一五五

遞信、鐵道、醫院の經營、氣象觀測等に要する經費にして大要左の如し

遞 信 費

二、五九一、四八三

鐵 道 費

一三、〇一三、七六〇

醫 院 費

四四九、八一四

測 候 費

二七四、七七二

結核療養費

四五、三二六

一、試験事業に關する經費

六二五、二二六

中央試験所に於ける農事、畜産、林業、水産及化學工業の學究的試験に要する經費にして大要左の如し

- 俸 給 一三三、五五五
- 事務用諸費 一五〇、六一一
- 農業部費 五六、七六二
- 畜産部費 四四、八六〇
- 林業部費 四一、九五一
- 水産部費 五七、六一八
- 化學工業部費 四四、〇〇七
- 保健部費 九五、八五二
- 一、職業紹介所に關する經費 三五、七〇三
- 俸 給 七、八六三
- 事務費 二七、八四〇
- 一、恩給負擔金 三六〇、一一六
- 恩給分擔に要する經費とす。
- 一、諸支出金 三四四、六九八

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滯納處分費、受刑者及刑事被告人護送竝に留置諸費、遞信事業用證票類諸費、檢丁及新兵旅費、救護費及同補助、結核豫防費等主なるものとす。

一、公 債 一、八六八、七一五

港灣修築、鐵道建設竝に改良及道路開鑿竝に改良等に要する公債及之に伴ふ諸雜費とす。

一、豫 備 金 三二〇、〇〇〇

第一豫備金 一二〇、〇〇〇

第二豫備金 二〇〇、〇〇〇

(ロ) 歳出臨時部

一、營繕土木費 二、九四二、一一〇

樺太廳廳舍新營費 一二六、〇〇〇

師範學校新營費 二三〇、八三八

結核療養所新營費 八〇、〇〇〇

航空無線電信電話施設費 一五〇、〇〇〇

樺太神社造營費 一〇〇、〇〇〇

財政及金融

財政及金融

飛行場設置費

三〇〇、〇〇〇

新營及修繕費

一、九五五、二七二

一、補助費

二、六四四、九六五

私設鐵道、航路、運輸交通、商工業、教育、社會事業、衛生、警防、產業組合、博覽會其他各種公益團體に對する補助金

一、樺太拓殖事業費

一五、四四〇、二七四

道路新設及改良費

一、一〇五、九四六

鐵道建設費

二、〇八六、八五〇

鐵道改良費

九四二、八三二

港灣修築費

二、二五九、〇〇〇

船灣修築費

二一五、八〇〇

船灣改良費

三九、一〇〇

河川改修費

一八四、七四八

電信電話擴張及改良費

四〇〇、〇〇〇

殖民地費

六〇六、九一八

土地改良費

七九二、〇〇〇

產業振興費

二、九五三、九七一

內譯

俸給

一六三、八五五

事務費

二三七、九四七

產業基本調査費

二一八、一一〇

販路調査及擴張費

七三、七四六

農業獎勵費

八三二、〇九一

畜產獎勵費

五六〇、六〇一

水產獎勵費

二四七、三五八

燃料工業獎勵費

四七五、九三九

鑛區整理費

一二、四〇〇

鑛業出願審査費

四七、四五〇

林業獎勵費

五三、〇二〇

造林獎勵地區劃費

一六、四五四

探鑛獎勵費

一五、〇〇〇

水產增殖事業費

二八四、二三三

國有林事業經營費

三、四〇九、四七六

財政及金融

|                |           |
|----------------|-----------|
| 燃料資源調査及開發助成費   | 一五九、四〇〇   |
| 一、臨時軍事費特別會計へ繰入 | 六、七七六、四七二 |
| 臨時軍事費財源繰入      | 四、六〇〇、〇〇〇 |
| 北支事件特別稅收入繰入    | 一六二、四二九   |
| 支那事變特別稅收入其他繰入  | 二、〇一四、〇四三 |
| 一、市町村財政援助費     | 三〇五、七三九   |
| 俸給事務費          | 五、七三九     |
| 市町村交付金         | 三〇〇、〇〇〇   |
| 一、國民精神總動員諸費    | 二〇、〇〇〇    |
| 一、物資需給調整諸費     | 一〇一、八九九   |
| 一、臨時軍事援護諸費     | 四五、二二三    |
| 一、物價調整及貯蓄獎勵費   | 八三、一六三    |
| 一、臨時警察費        | 二二三、七九六   |
| 一、防空及警備費       | 六二七、四〇二   |
| 一、昭和十四年臨時國勢調査費 | 三三、七七九    |
| 一、昭和十五年國勢調査費   | 一一四、〇〇〇   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 一、國家總動員諸費  | 八二、四〇七    |
| 一、勞務需給調整諸費 | 三七、九三〇    |
| 一、協和事業費    | 二〇、〇〇〇    |
| 一、災害費      | 二一四、九五〇   |
| 一、石炭増産對策諸費 | 五、七八七、四九九 |

### 第二節 煙草專賣

明治四十二年六月煙草專賣法施行と共に豊原に函館專賣支局出張所を、大泊に同專賣官吏派出所を新設し専ら煙草供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、從來の煙草小賣營業者は其の希望に依り政府專賣機關として小賣人に指定せられたり。其の後本島各地の發展に伴ひ眞岡、泊居、元泊、敷香の四箇所に專賣官吏派出所の増設を見たるが昭和六年七月元賣捌制度廢止の結果豊原以外の專賣官署は之を煙草販賣所と改稱し同時に惠須取販賣所を増設し、各所に於て直接販賣事務を取扱ふに至りたる結果略煙草供給機關の完成を見るに至りたり。而して右の内元泊煙草販賣所は地方狀況の推移に依り昭和十年十二月より知取に移轉せり。

#### 煙草賣渡代金調査表



|                 |                 | 昭和十四年度    |         |
|-----------------|-----------------|-----------|---------|
|                 |                 | 區分        | 區分      |
|                 |                 | 口         | 度       |
| 内地葉卷、パイプ煙草、輸入煙草 | 合               | 國華        | 水府      |
|                 | 計               | 一、四一      | 二八      |
| 付               | 口               | 敷香        | 薩摩      |
|                 | 計               | 五五、九八四    | 一一八     |
| 切               | 兩               | 朝日        | 白梅      |
|                 | 計               | 四三、九八六    | 三七九〇    |
| 刻               | 光               | チエリ       | さつき     |
|                 | 計               | 一一、四四五    | 一三、一〇八  |
| 合               | 切               | 曉         | あやめ     |
|                 | 計               | 一七、〇六八    | 八〇、五三三  |
| 合               | ほ               | さか        | はな      |
|                 | 計               | 五、三六九     | 二八六、八五六 |
| 合               | ま               | れ         | なでしこ    |
|                 | 計               | 三、九九二     | 七四、八三五  |
| 合               | 富貴煙             | 富貴煙       | 富貴煙     |
|                 | 計               | 八二二       | 八二二     |
| 總計              | 内地葉卷、パイプ煙草、輸入煙草 | 三、六九七、二九〇 | 四六〇     |

輸入煙草中には内地葉卷の賣渡代金を含む

### 第三節 金融

樺太に於ける金融機關 (昭和十四年末)

| 北海道拓殖銀行 | 普通銀行 | 貯蓄銀行 | 産業組合 | 無盡業 | 實業 | 私營公益 |
|---------|------|------|------|-----|----|------|
| 本店      | 支店   | 本店   | 支店   | 聯合會 | 組合 | 八六   |
| 一       | 二    | 一    | 一    | 一   | 一  | 六    |
| 支店      | 支店   | 支店   | 支店   | 支店  | 支店 | 四    |
| 一       | 一    | 一    | 一    | 一   | 一  | 五    |

本島に於ける金融機關の概要を略述すれば左の如し

#### 一、銀行

明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、眞岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を營むに至り。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店(大正三年四月豊原支店と改稱)も亦豊原に移轉し依然従来の業務を行ひしが、明治四十四年北海道拓殖銀行法を改正し本島をも營業區域に加ふる事となり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、眞岡に出張所を設置し、前者は大正七年、後者は大正八年に各々支店に昇格せり。爾來同行支店、出張所は一般普通銀行業務、不動産、漁業權、工場財團等の各種擔保貸付、農業者、漁業者等の十人以上連帶貸付及公共團體各種組合に對する貸付の外

預金部地方資金の取扱を行ひ以て本島拓殖事業資金の供給を計ると共に豊原、大泊及眞岡の各支店に在りては日本銀行代理店として國庫金の出納保管の事務を掌り、其の業務極めて廣汎にして且營業所は全島に亘り現在豊原、大泊、眞岡、本斗、野田、泊居、落合、知取、敷香、留多加、惠須取の各地に支店を設く。

本島に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむる目的を以て樺太廳の補助を得大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更し大正五年十月大泊に資本金五十萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を二百萬に増資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は銳意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢献する所尠からず。

右の外本島に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月支店を豊原に設置したる株式會社北門貯蓄銀行（昭和十四年二月株式會社北海貯蓄銀行と改稱）は銳意島民貯蓄心の向上に努め漸次其の業績を擧げつゝあり。

今各銀行の昭和十四年末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 株式會社北海道拓殖銀行各支店 |                         |
| 預金總額           | 四二、六八三、三一八 <sup>門</sup> |
| 貸金總額           | 一七、七二六、八八四              |

株式會社樺太銀行（小樽支店の分を除く）

|              |           |
|--------------|-----------|
| 預金總額         | 三、三四三、〇九一 |
| 貸金總額         | 二、五三二、六九三 |
| 株式會社北海貯蓄銀行支店 |           |
| 預金總額         | 四、一六八、六五七 |
| 貸金總額         | 一五五、五一八   |

二、産業組合及産業組合聯合會

産業組合は大正四年産業組合法施行と同時に一組合の設立を見、大正五年末に於ては組合數六、組合員數二九五入、拂込濟出資金一一、三四五圓、運轉資金總額二三、〇九二圓を算す。産業組合聯合會は大正十四年に設立を見、昭和元年末事業概況は所屬組合數一四、出資總額三六、五〇〇圓、拂込濟出資金七、〇五〇圓、運轉資金總額七、〇五五圓なりき。其の後島内各地に産業組合の設立せらるるもの逐年其の數を増加すると共に堅實なる發展の道程を辿りつゝありたるが、昭和九年以來實施中の産業組合擴充計畫の進捗と同十四年十月全島一齊に實施したる産業組合未加入農業者解消運動に依り、全農村には遍く組合の設立を見ると共に全農業者を網羅し、農村に於ける重要必須の協同組織として金融、生産、配給、消費等各般に亘る經濟活動を行ふに至り、其の成績見るべきものあり、之に伴ひ産業組合聯合會の事業成績も亦近年顯著なる進展を示すと共に、昭和十五年九月公布の廳令樺太



種類別組合数

| 年次    | 種別 | 種類別組合数           |      |      |      |     |    |    |   |   |   |   |   |   |
|-------|----|------------------|------|------|------|-----|----|----|---|---|---|---|---|---|
|       |    | 信用組合             | 信託組合 | 販賣組合 | 購買組合 | 利信販 | 販購 | 信販 | 計 | 組 | 織 | 別 |   |   |
| 昭和十四年 |    | 三                | 七    | 四    | 一    | 一   | 一  | 三  | 兜 | 八 | 六 | 一 | 三 | 六 |
|       |    | 有限責任 無限責任 中 證券責任 |      |      |      |     |    |    |   |   |   |   |   |   |

職業別組合員数

| 年次    | 種別 | 職業別組合員数 |      |       |       |      |     |       |     |    |       |       |    |
|-------|----|---------|------|-------|-------|------|-----|-------|-----|----|-------|-------|----|
|       |    | 組合数     | 調査員数 | 組合員数  | 一組合員数 | 農業   | 工業  | 商業    | 水産業 | 林業 | 公務員   | 其他    | 法人 |
| 昭和十四年 |    | 八六      | 七三   | 一三三七七 | 一九二   | 六、二八 | 八八四 | 二、八二九 | 七〇五 | 二二 | 一、八九五 | 一、〇五六 | 七九 |

三、質屋

イ、私營質屋 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ庶民金融機關の完備せざる本島に於ては重要な金融機關として各地共相當に利用せられつゝあり。今昭和十四年に於ける營業概況を擧ぐれば左の如し

| 業者数 | 貸付高    | 辨濟高   | 流質高   | 貸付残高    |
|-----|--------|-------|-------|---------|
| 四五  | 三三六、二三 | 二、七四四 | 三、七四四 | 一九五、九三三 |

ロ、公益質屋 公益質屋は昭和七年十二月豊原に、同九年十二月知取に、同十年四月大泊に、同年十二月敷香に、同十一年十二月惠須取に夫々設置せられ、私營質屋に對し遙かに低利なるを以

て庶民階級の福利を増進しつゝあり。今昭和十四年に於ける事業概況を擧ぐれば左の如し

| 经营主体数 | 貸付高     | 辨濟高     | 流質高   | 貸付残高    |
|-------|---------|---------|-------|---------|
| 五     | 一四八、九六四 | 一四八、四九六 | 三、〇一九 | 一五六、三四六 |

四、無盡會社

無盡會社に就ては昭和五年十一月勅令第二一〇號を以て昭和六年四月より無盡業法の施行を見るに至り一時四十有餘の業者数を算し競争激烈を極めしが現在免許を得たるものは七社にして庶民金融機關として堅實なる機能を發揮しつゝあり。昭和十四年末業務狀況左の如し

| 會社名      | 所在地 | 資本      |         | 掛金契約高     |           | 給付金契約高 |   |
|----------|-----|---------|---------|-----------|-----------|--------|---|
|          |     | 公稱      | 拂込      | 元         | 円         | 元      | 円 |
| 豊原無盡株式會社 | 豊原市 | 六〇,〇〇〇  | 三〇,〇〇〇  | 九九五、三三五   | 九六七、五〇〇   |        |   |
| 大泊無盡     | 大泊町 | 五〇,〇〇〇  | 五〇,〇〇〇  | 二八六、二一九   | 三〇三、〇〇〇   |        |   |
| 本都無盡     | 本斗町 | 五〇,〇〇〇  | 二八、五〇〇  | 六五五、六九八   | 七〇五、〇〇〇   |        |   |
| 棒太相互無盡   | 眞岡町 | 五〇,〇〇〇  | 一五、〇〇〇  | 二九四、一八三   | 二六〇、八〇〇   |        |   |
| 泊居無盡     | 泊居町 | 三〇,〇〇〇  | 二二,〇〇〇  | 五一、三三六    | 四四、二〇〇    |        |   |
| 敷香無盡     | 敷香町 | 三〇,〇〇〇  | 一六、五〇〇  | 二、七四三、七六一 | 二、六八〇、五〇〇 |        |   |
| 計        |     | 二七三、五〇〇 | 一六一、〇〇〇 |           |           |        |   |

### 第八章 交通通信

#### 第一節 交通

##### 道路

露領時代に於ける道路施設は殆どなく所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有様にして道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し内路より北樺太オノールを経てアレキサンドロフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加し各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は益々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築し其の普及發達を計り道路網の實現を期し居れり。本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縦貫線と之を連結する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要都邑等を連絡するため幹線より分岐せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成る。

##### 鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が咄嗟の間に敷設したる大泊豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政廢止後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫し且つ大正十二年五月鐵道省と連帶運輸の開始を見るに至りたるを以て、運輸機關の面目一新するに至れり。

##### 一、國有鐵道及自動車

###### 營業線路

- 東海岸線 大泊港—榮濱間
- 川上線 小沼—川上炭山間
- 豊眞線 豊原—手井間
- 西海岸線 本斗—久春内間
- 南部横斷線 本斗—留多加驛前間
- 北部横斷線 内路驛前—惠須取間

東海岸線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町豊原間の軍用輕便鐵道に始まる。當初は軍需品のみを輸送するに過ぎざりしが明治四十年四月軍政廢

止と共に樺太廳に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年六月大泊楠溪町間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線の改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豊原榮濱間新設工事に着手し同年十二月竣工茲に大泊榮濱間の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣工に伴ひ海陸連絡の便を計るため大泊港驛を新設し、昭和三年十二月より大泊港大泊驛間を開業し、越えて同四年十二月大泊驛は構内狹隘なるため之を清水谷に移轉したり。

川上線 東海岸線小沼驛より分岐し西北方川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼奥川上間を運轉し同十一年十月全線の開通を見たり

豊眞線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡す。中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊原鈴谷間、大正十五年十一月手井逢坂間の開通を見更に昭和三年九月鈴谷逢坂間を開業し茲に豊眞線の全通となれり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡泊居を経て久春内に至る。從來西海岸の交通は海運を主としたるも沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年起工大正九年十月本斗眞岡間の營業を開始し、大正十一年十一月眞岡野田間、昭和四年十二月眞岡海岸支線、昭和五年六月野田追手間、同年十一月追手泊居間、同年同月本斗海岸支線昭和十二年十二月泊居久春内間何れも營業開始せり。

南部横斷線(自動車) 島内鐵道豫定線及鐵道幹線相互相對峙する區間にして鐵道の培養線たるべき

地方の狀況に應じ漸次應營自動車の運轉を爲し旅客、貨物の運輸を行ひ以て島民の福利増進に資すべく先づ昭和九年七月留多加上大豊間の道路竣工に伴ひ該區間の運輸を開始し引續き昭和十年八月上大豊本斗間の營業を開始せり。

北部横斷線(自動車) 昭和十三年七月上惠須取内路間の道路竣工に伴ひ該區間の營業を開始し次で昭和十四年六月上惠須取惠須取間を開業したるを以て茲に東西兩海岸要衝の都邑を連繫するに至れり。昭和十五年八月内路、内路驛前間の營業を廢止したるを以て現在運行區間は内路驛前、惠須取間となれり。

營業線 現在營業線區間、其他 (應 鐵)

| 線名   | 運轉區間     | 驛  | 荷取扱所 | 假停車場 | 荷扱所 |
|------|----------|----|------|------|-----|
| 東海岸線 | 大泊港—豊原間  | 一七 | 四    | 四    | 一   |
| 川上線  | 豊原—川上炭山間 | 二  | 三    | 一    | 一   |
| 豊眞線  | 豊原—北眞岡間  | 四  | 六    | 一    | 一   |
| 斗眞線  | 斗眞—眞岡間   | 一  | 一    | 一    | 一   |
| 蘭泊線  | 蘭泊—野田間   | 一  | 一    | 一    | 一   |
| 野田線  | 野田—泊居間   | 一  | 一    | 一    | 一   |
| 泊居線  | 泊居—久春内間  | 一  | 一    | 一    | 一   |
| 計    |          | 三七 | 三〇   | 二三   | 三   |

従業員 現在従業員は一千九百七十二人にして庶務、經理等の事務に従事する外運輸、車輛、保線等の各系統に分属す。而して是等従業員は一軒平均五人二分に當り、内地其の他に比し配當人員過少なれども銳意能率増進を計り以て之を補ひつゝあり。

運輸成績 拓殖の進展、人口増加及線路の延長等に因り之が利用は逐年増加しつゝあり。殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡、更に大正十五年四月より北日本汽船株式會社及日本郵船株式會社の大泊眞岡と小樽青森間の航路を經由し樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及び本島内地間を一層近接せしめ、更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線(新場留多加間)の開通、昭和二年十一月樺太鐵道株式會社の經營に係る樺鐵線及昭和六年十月三菱石炭油工業株式會社線(本斗内幌炭山間)の開通等は本島拓殖に一大利便を與ふるところとなり、我が樺太廳鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。

應鐵運輸成績表

(昭和十四年度)

| 年度     | 種別 | 旅客                    | 取扱収入                      | 鐵道省、社及汽船會社ヨリ割賦受領       | 同上拂額及廳線内代引拂額              | 純収入                       |
|--------|----|-----------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 昭和十四年度 |    | 二、三四、一七三 <sup>人</sup> | 九、四六五、一九五・九九 <sup>円</sup> | 九三七、二二七・二 <sup>円</sup> | 六、五八七、八八二・八一 <sup>円</sup> | 三、七九五、一三四・七九 <sup>円</sup> |

運輸收入表(單位圓)

| 年度     | 種別 | 客車収入                    | 貨車収入                      | 合計                        |
|--------|----|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 昭和十四年度 |    | 一、五三、七〇〇・〇 <sup>円</sup> | 二、二六三、三六四・七八 <sup>円</sup> | 三、七九五、一三四・七九 <sup>円</sup> |

自動車運輸成績表

| 年度     | 種別 | 旅客人員               | 運輸収入                  |
|--------|----|--------------------|-----------------------|
| 昭和十四年度 |    | 三三、三九 <sup>人</sup> | 四三、七八・〇七 <sup>円</sup> |

二、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社、南樺鐵道株式會社及三菱石炭油工業株式會社の三社にして、樺太廳は拓殖の進展並に地方開發上其の緊要なるに鑑み右樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二鐵道に對し樺太地方鐵道補助法に依り補助金を交付せり。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道東海岸線新場より留多加に至る間を經營す。大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し將來の開發を期して俟つべし。

三菱石炭油工業株式會社線 本社は資本金二千萬圓、樺太廳鐵道西海岸線本斗より内幌炭山に至

る鐵道にして内幌本斗間は昭和六年十月より内幌同炭山間は同年十二月より夫々一般營業を開始した

軌道

本島に於ける軌道は大正十三年大泊市街軌道の大泊船見町より同楠溪町迄の間敷設されたるに始まり、交通機關未發達の時に於て交通の具として重用されたり。以來交通機關の整備と共に軌道は何れも營業不振となり現在營業を繼續せるもの左の一線に過ぎず。

三井鑛山株式會社線 内川軌道本社は資本金一億圓を有する三井鑛山株式會社の經營に係り内川炭山より日本人絹バルプ株式會社敷香工場に送炭する外、一般運輸營業を目的として昭和九年十二月北斗軌道を買収し昭和十一年七月より營業を開始せり。

乗合自動車

島内拓地の進展道路の開設に伴ひ各地に乗合自動車線開通し交通極めて頻繁にして各町内は勿論輿地と雖も交通の不便を感じることもなきに至れり。現在路線の主なるもの左の如し

| 運轉區間         | 經 | 營者            |
|--------------|---|---------------|
| 本斗、留多加       | 同 | 樺太廳           |
| 内路驛前、惠須取     | 同 | 南樺鐵道株式會社      |
| 留多加、豐原(並川廻り) | 同 | 留多加自動車株式會社    |
| 留多加、大泊       | 同 | 留多加自動車株式會社    |
| 留多加、古江       | 同 | 留多加自動車株式會社    |
| 留多加、古江       | 同 | 留多加自動車株式會社    |
| 豐原、榮濱        | 同 | 留多加自動車株式會社    |
| 落合、東美保       | 同 | 豐原落合乗合自動車合資會社 |
| 豐原、大泊        | 同 | 落合町 本谷彌太郎     |
| 大泊、札塔        | 同 | 中央自動車株式會社     |
| 富内、大泊        | 同 | 東灣運輸合資會社      |
| 富内、落帆        | 同 | 富内村 小川正連      |
| 富内、豐原        | 同 | 同             |
| 眞岡、蘭泊        | 同 | 眞岡自動車株式會社     |
| 眞岡、廣地        | 同 | 同             |
| 久春内、眞地       | 同 | 樺太中央運輸株式會社    |
| 泊居、珍内        | 同 | 同             |



|              |        |           |             |
|--------------|--------|-----------|-------------|
| 珍            | 内、名    | 好         | 丸惠須取自動車株式會社 |
| 惠須取、大        | 平      | 同         |             |
| 天            | 内、天內炭山 | 同         |             |
| 惠須取(王子地内)、布禮 |        | 同         |             |
| 北小澤、北小澤炭山    |        | 同         |             |
| 西恩洞、塔        | 路      | 同         |             |
| 敷香、内         | 路      | 樺太自動車株式會社 |             |
| 西多來加、佐       | 知      | 同         |             |
| 内            | 路、上敷香  | 同         |             |
| 敷香、半         | 田      | 同         |             |
| 本斗、白         | 主      | 本斗自動車合名會社 |             |
| 内            | 幌、内幌炭山 | 同         |             |

港灣

本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て調査研究の結果内外の連絡港として大泊、眞岡、本斗、敷香及惠須取の五港を築港するの外沿海航行の小汽船及漁船の繫留並に避難所として沿岸樞要の地に船入潤を築設し海運に便せり。

一、大泊港

本港は亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に在りて本島の咽喉を扼し北海道及本州との連絡の要衝に當り物資の移出入並に旅客の吞吐量に於ては本島中首位を占む。而して魚族豊富なる亞庭灣沿岸一帯の商業中心地にして將又政廳所在地たる豊原を始めとし鈴谷、留多加、内淵等の農耕地帯を控え、加ふるに埋藏量豊富なる内淵、川上兩炭田を擁し、之等産業の開発と相俟つて一般物資の移出入港として最も重要なり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し西海岸に於ける交通産業の樞要地點にして開港場たり。附近水産業の中心地として商業頗る盛なり。今後北部鐵道の延長と相俟つて益々發展すべき前途を有し一般物資の吞吐港として重要なり。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして沿海には夙に沖合漁業發達し就中冬期沿海州方面に於ける鱈釣漁業は殷盛を極め、漁船の出入頻繁なり。尙近時南部炭田の開発及石炭低溫乾溜事業の創業せらるゝに及び之等生産品其の他水産物並に一般物資の吞吐港として港勢著しく發展せり。

四、敷香港

北方に多來加灣を擁し幌内河口に望む東海岸北部の要港にして木材の移出港として著名なり。近時

奥地産業開發せられ、日本人絹バルブ株式會社の設立を見るに及び港勢は躍進的發展を續け將來陸上交通機關の整備に依る後方地域の擴大に伴ひ物資の集散益々増加の趨勢にあり。

五、惠須取港

惠須取港は西海岸北部地方開發據點として産業及交通上の中心地たるのみならず、殊に近時石炭鑛業の殷盛に伴ひ之が積出港として益々重要性を加ふるに至りたるを以て、昭和十四年度より總工費六百四十八萬圓、五ヶ年繼續事業として港灣の修築に着手せり。

六、船入潤

船入潤は沿岸航行汽船、發動機船及近海漁船の繫留、避難所並に荷役艇船の繫留所として一般海運、地方産業の發展に資する處大にして之等の多くは國費又は國費補助を以て築設せられたるも、私費を以て築設せられたるものもあり。

航路

本島の海運業は領有以來各種の施設と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるも、殊に大正十二年鐵道省經營の稚泊連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌十三年には稚斗連絡、十五年には大泊、眞岡と小樽、青森間の船車連絡開始せらるゝに至り着々發展の途につき昭和十四年に於ける出入船舶は入港汽船一三、八二三隻、帆船一一隻を算す。尙樺太廳は奥地の開發、人口の増加、物資の集散等の現況

を調査し、命令航路に年々補助金を交付し寄港地を増加しつゝあり。昭和十四年に於ける航路を便宜樺太廳命令航路、遞信省命令航路、鐵道省連絡船、朝鮮總督府命令航路及不定期船等に分ち略記すれば左の如し

樺太廳命令航路

樺太廳命令航路に内地北海道北鮮行線及沿岸線に大別す

一、内地北海道北鮮行線

本線は大阪線、敦賀線、伏木線、東海岸線、西海岸線及雄基線の六線に分つ。

大阪線 本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、東京、小樽、大泊、榮濱、元泊、知取を経て敷香を終點とし四月より十一月に至る間十二回往復す。

西海岸に至るものは(1)汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、東京、函館、小樽、大泊、眞岡、野田、泊居を経て惠須取を終點とし四月より十一月に至る間十四回十二月より三月の間往復八回とす。(2)汽船二隻を以て大阪を起點とし神戸、門司、函館、小樽、大泊を経て眞岡を終點とし四月より十一月に至る間十四回往復し、十二月より三月に至る間これを惠須取迄延航八回往復す。(3)冬期十二月より翌年三月まで汽船二隻を以て大阪を起點とし東京、函館、小樽を経て大泊に至る間四回往復す。

敦賀線 汽船二隻を以て敦賀を起點とし伏木、酒田、船川、小樽を経て大泊に至るものにして、四

月より十一月に至る間二十回往復す。

伏木線 汽船二隻を以て伏木を起點とし函館、小樽(又は留萌)、大泊、富内、榮濱、白浦、元泊、北樫保、知取、泊岸を経て敷香に至る。四月より十一月の間十二回往復す。

東海岸線 函館を起點とするもの及小樽を起點とするもの二線あり。(1)汽船一隻を以て函館を起點とし小樽、大泊、富内、榮濱、白浦、登帆、元泊、知取、泊岸、敷香、野頃を経て能登に至る。五月より十一月まで十二回往復す。但し三回は海豹島及淺瀬、遠内に延航す。(2)汽船一隻を以て小樽を起點とし榮濱、元泊、知取、泊岸を経て敷香を終點とし五月より十一月迄三十回往復す。

西海岸線 函館を起點とするもの一線、小樽を起點とするもの二線あり。(1)汽船二隻を以て函館を起點とし小樽、海馬島、内幌、本斗、眞岡、蘭泊、野田、泊居、久春内、珍内、鶴城、惠須取、諸津、北小澤、名好、西柵丹、沃内を経て安別に至る。四月より十一月まで二十回往復す。(2)汽船二隻を以て小樽を起點とし眞岡、野田、泊居、珍内を経て惠須取に至る。四月より十一月の間八十回往復す。十二月より三月までは汽船三隻を以て小樽を起點とし大泊、海馬島、眞岡、泊居を経て惠須取に二十二回往復す。(3)汽船一隻を以て小樽を起點とし本斗、眞岡、野田、泊居を経て惠須取に至るものにして四月より十一月まで三十二回往復す。

雄基線 汽船三隻を以て雄基を起點とし羅津、清津、伏木、滑川、魚津、新潟、小樽、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居、久春内を経て惠須取に至る。四月より十一月まで十六回往復す。

稚斗連絡船 稚内、本斗間を汽船一隻を以て夏季(自三月一日)は毎日、冬期(自十二月十六日)は隔日運航し、樺太廳鐵道と鐵道省との連帶運輸をなす。

二、沿岸線

沿岸線は東線、西線及灣内線の三線に分つ。

東線 (1)五月より十一月まで發動機船二隻を以て敷香を起點とし多來加、野頃を経て能登に百回往復す。(2)六月より十一月の間發動機船二隻を以て敷香を起點とし多來加、野頃、能登、用萬、小泊、淺瀬を経て遠内に至るものにして二十五回往復し内三回は海豹島に寄港す。

西線 (1)四月より十一月まで汽船一隻を以て眞岡を起點とし泊居、久春内、留久志、珍内、鶴城、惠須取、名好、西柵丹、沃内を経て安別を終點とするものにして四十回往復す。(2)四月より翌年三月まで汽船一隻、發動機船一隻を以て本斗を起點とし南名好、武意泊、宗仁、菱苦、十和田を経て自主に至るものにして、七十回往復す。但し本斗、海馬島間は九十回直通連絡す。(3)四月より十二月まで發動機船三隻を以て惠須取を起點とし諸津、北小澤、名好、西柵丹、沃内を経て安別に至るものにして百八十回往復す。

灣内線 大泊を起點とし亞庭灣内東西兩沿岸に至るものにして、何れも汽船一隻を以て四月より十一月の間(1)大泊より女麗、長濱、遠淵、内音、彌滿を経て札塔に七十回往復し内五月(五月は一回)十月に至る間江瀬を経て乳根に月二回延航す。(2)大泊より雨籠、菱取、泥川、古江、内砂、孫杖、知志

谷、毘砂讚を経て西能登呂に七十回往復し、内四月より九月に至る間白主へ月三回延航す。(3)十二月より三月に至る期間大泊港の結氷を碎破し一般船舶の出入に便宜ならしむるため碎氷装置ある碎氷汽船をして、之に當らしむることに施設をなしつつあり。

遞信省命令航路

遞信省命令航路は周年汽船一隻を以て四月より十一月迄は函館を起點として小樽、大泊、眞岡に寄港惠須取に着し、復航眞岡、小樽に寄港函館に着し、十二月より三月迄は小樽を起點とし眞岡、惠須取間を往復毎月三回以上一年期間三十六回以上就航す。

鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季(自四月至十一月)は毎日、冬季(自十二月至三月)は隔日に兩地を發航す。

朝鮮總督府命令航路

朝鮮總督府命令航路の中從來仁川を起點とし鮮内各地を経て境、舞鶴、敦賀、伏木、新潟、函館、小樽までの航路一年二十五回以上なりしを、内六回は昭和六年四月より夏季中大泊まで延航するに至りたるも、昭和十一年度より夏季中三回大泊を経て眞岡迄延航するに至れり。

不定期船

事變以來不定期船の來船頓に激増し、其の多くは夏季に於て石炭、木材或は特殊貨物の運送を主と

し、之が産業各部門の進展に伴ひ其の出入逐年増加の趨勢にあり

航路標識

露領當時に於ては航路標識と稱すべきもの少なく近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが、邦領となるや航路標識を建設し船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等専ら海難の豫防に努めたる結果、出入船舶は年々増加するも海難は減するに至れり。

航路標識は遞信省の所管に屬し現在大泊港、西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、愛郎岬、本斗港、氣主、中知床岬の八燈臺の外公設の燈臺白浦に一箇所あり。又二丈岩燈標竝に大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものであるも、本島は環海七百九十餘海里に及び尙幾多燈臺の建設を必要とすべく遞信省に於て目下これが施設に付調査中なり。

驛

交通機關未だ完からざる僻陬の地方に於ける物資の輸送及一般旅行者の便益に資する爲、驛遞制度を設け必要の箇所に驛遞を設置し旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることとし、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌し之を適當に普及改廢せしめ以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は四十に達す。